

三浦市地域福祉計画

第5期 2025年度～2029年度



2025年（令和7年）3月

三 浦 市



はじめに

本市では、平成 17 年度を初年度とする第 1 期三浦市地域福祉計画を策定以降、5 年ごとに計画を更新し、行政と市民、事業者、関係機関・団体などの皆様との協働により地域福祉の推進を図ってまいりました。

しかしながら、近年、地域社会では、少子高齢化や人口減少の進行に加え、高齢者や子育て世代の社会的孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮など、多様な問題が広く認識されており、福祉ニーズがますます複雑化しています。

こうした地域社会の変容により住民が抱える問題も複雑化・複合化しており、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーなどといった従来の福祉制度では充分に対応できない事例も増加しています。

本市においても、世帯員の減少や高齢化が進み、家族構成の変化により地域は様々な課題や問題を抱え、地域福祉、共に支えあう地域づくりがさらに重要になってきております。

この状況を踏まえ、第 4 期三浦市地域福祉計画までの基本理念を継承しつつ、より一層地域福祉の推進を図るため『第 5 期三浦市地域福祉計画』を策定しました。

計画に基づき、福祉サービスを必要とする地域住民に限らず、すべての住民が安全・安心に、また生きがいをもって生活ができる地域づくりの実現を目指してまいります。

計画の推進にあたりましては、これまで以上に行政と市民、事業者、関係機関・団体などの皆様がネットワークを強化し、協働・連携して取り組むことが重要となりますので、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にご尽力いただきました三浦市地域福祉計画推進懇談会の皆様をはじめ、計画策定の過程において貴重なご意見を賜りました皆様に心よりお礼を申し上げます。



令和 7 年（2025 年）3 月

三浦市長 吉田英男

目 次

第1章	地域福祉計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	6
3	計画の期間	9
4	計画の推進と進行管理	10
第2章	地域を取り巻く状況と課題	11
1	地域福祉に関するデータ	11
2	地域福祉に関する課題	21
	【課題1】 暮らしにくさや不安を抱える市民の増加	21
	【課題2】 地域での協力関係の弱まり	21
	【課題3】 地域福祉活動の担い手不足やその固定化	22
	【課題4】 包括的相談支援体制の未整備	22
3	第4期（前計画）における取り組み状況	24
第3章	基本理念と基本目標	45
1	基本理念	45
2	基本目標	45
	【基本目標1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり	46
	【基本目標2】 みんなで支え合う地域づくり	46
	【基本目標3】 地域福祉課題への対応	46
第4章	計画の推進に向けた取り組み	47
	【基本目標1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり	47
	【基本目標2】 みんなで支え合う地域づくり	55
	【基本目標3】 地域福祉課題への対応	57
資料編		
1	【資料1】 三浦市地域福祉計画推進懇談会に関する要綱	59
2	【資料2】 三浦市地域福祉計画推進懇談会名簿	61
3	【資料3】 三浦市地域福祉計画策定の経過	62
別添資料		
	地域福祉に関する市民アンケート調査結果	65

第1章 地域福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では平成17年8月に計画期間を5年とする地域福祉計画の第1期計画を策定し、その後、平成22年度から平成26年度までの計画である第2期計画、平成27年度から令和元年度までの計画である第3期計画、令和2年度から令和6年度までの計画である第4期計画を策定し、地域福祉を推進してきました。

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、高齢者や子育て世代の社会的孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮など、多様な問題が広く認識されており、福祉ニーズがますます複雑化しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりに深刻な希薄化が生じており、8050問題※1、ヤングケアラー※2など、対象者別の支援だけでは解決できない、複合的な課題を抱える方やそのご家族への支援が課題となっています。

そのような中、地域で暮らす人々の支援ニーズは複雑化、多様化し、制度によるサービスだけでなく、地域の人と人とのつながりの中での支え合いが不可欠のものとなっており、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心した生活をおくるためには、住民一人ひとりの努力と、地域での相互の助け合い、公的なサービスが連携していく必要があります。

令和6年度をもって第4期地域福祉計画が終了することから、地域福祉をさらに推進するとともに、地域共生社会の実現を目指して、第5期地域福祉計画を策定することとしました。

※1「8050問題」

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題です。

※2「ヤングケアラー」

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。

(1) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



【出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」】

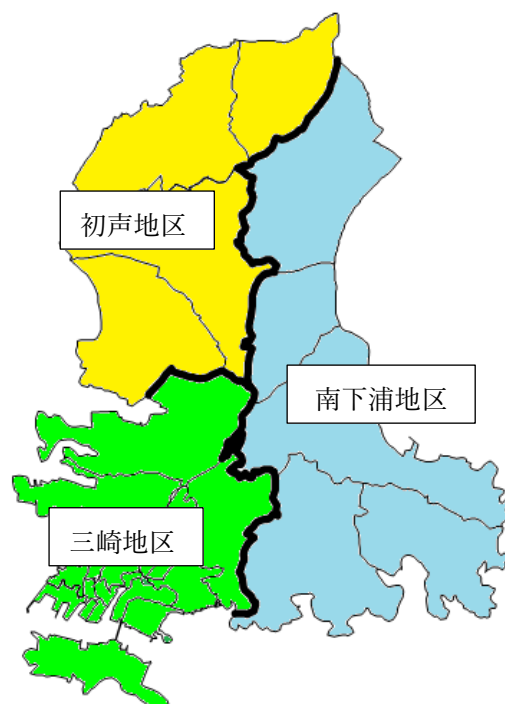
（２）地域の範囲の捉え方

計画を作成するうえで、身近な助け合いや支え合い活動等、地域福祉活動の範囲について、予め捉えておく必要があります。本計画では、「第９期 三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画」で設定されている３つの日常生活圏域を軸に計画を策定して行くこととしました。

各地区の人口・世帯数（令和５年１０月１日現在）

地 区 名	人 口	世 帯 数
三崎地区	15,865	7,071
南下浦地区	14,537	6,388
初声地区	9,904	3,706
合 計	40,306	17,165

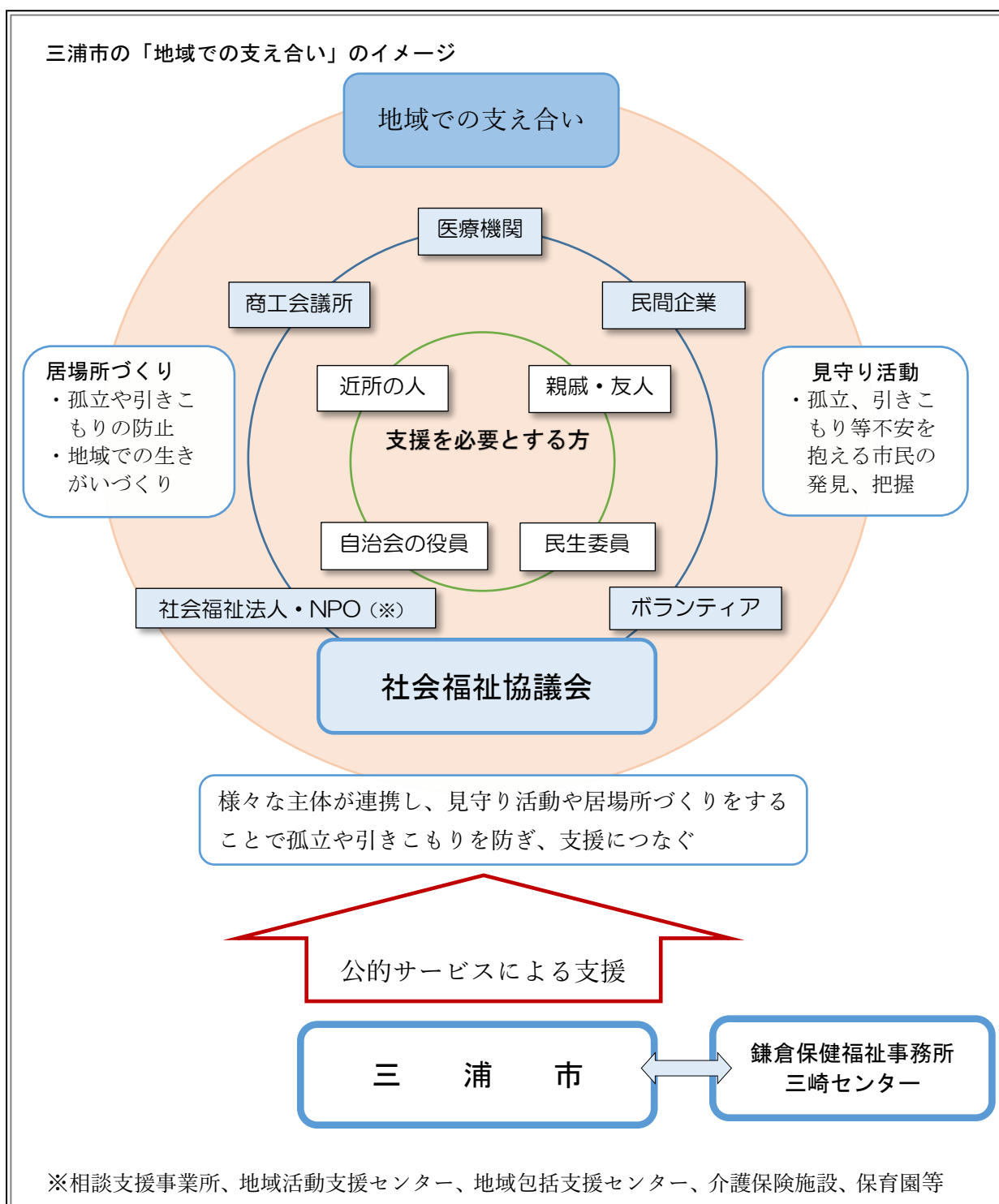
【資料：三浦市統計月報】



(3) 三浦市の「地域での支え合い」について

住み慣れた地域で暮らしていくうえでは、法律で規定された制度や事業だけでは対応できない、様々な課題が生じることが考えられます。

身近な地域での助け合い・支え合いは、そうした課題を解決するとともに、コミュニティの力を強め、暮らしやすい地域づくりにつながります。



(4) 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進していくためには、「行政や福祉専門機関が提供する公的サービスによる支援（公助）」や「医療や介護、年金制度など社会保険制度による支援（共助）」だけでなく、「自分ひとりでできること（自助）」「住民同士が互いに支え合ったり、地域や民間団体が協力しあってできること（互助）」等を組み合わせた地域づくりが大切です。

自助	自分ひとりでできること	・ 日頃のあいさつ ・ 生きがいづくり ・ 健康づくり
互助	地縁組織や多様な民間団体でできること	・ 見守り・近所の助け合い ・ ボランティア活動 ・ 区の活動 など
共助	社会保険制度でできること	・ 介護保険制度や医療保険制度など
公助	行政や福祉専門機関ができること	・ 生活保護や人権擁護、虐待対策など

2 計画の位置づけ

三浦市地域福祉計画は第4次三浦市総合計画でのまちづくりの目標である「一体感のある都市をめざして～心を合わせる」、「住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える」を実現していくための施策を推進する福祉分野の個別計画としての性格を持っています。

また、社会福祉法においては、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むことと規定されているため、三浦市においては、各福祉分野の計画の上位計画として位置付け、基本理念等での整合が図られた内容とします。

さらに、本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。

そして、本市における地域福祉推進の担い手である三浦市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも相互に連携して取り組みを進めると共に、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進を図る計画として位置付け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

《参考》

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（「社会福祉法」より抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

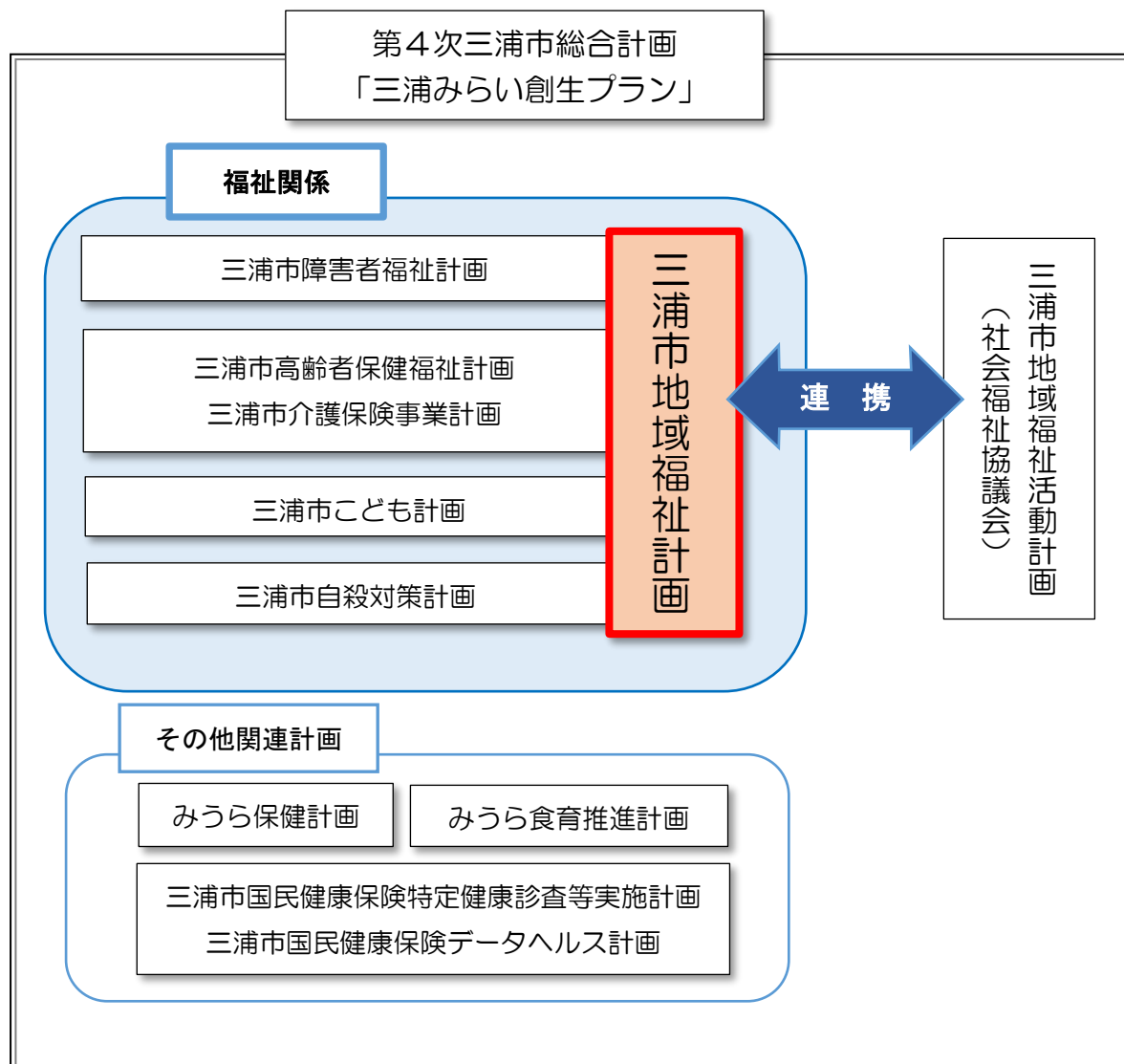
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

二 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（「再犯防止推進法」より抜粋）

(1) 計画の位置づけ

【計画の位置づけ（イメージ）】



（２）持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

本市総合計画の後期実施計画（第 2 期総合戦略）では「いつまでも安心して健康に暮らせるまちづくり等、持続可能なまちづくりの取組を進めており、これらの取組は SDGs の達成に向けた国及び県の取組と軌を一にするものであるため、（中略）SDGs の観点も踏まえて着実に取組を進め、国際社会とともに持続可能な社会の実現を目指します。」と定められています。

第 5 期地域福祉計画においても、SDGs の理念を反映させ「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指して取り組みます。



【出典：国際連合広報センター】

3 計画の期間

計画期間は令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 か年とします。

【計画の期間】

	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
三浦市総合計画	第 4 次三浦市総合計画			第 5 次三浦市総合計画（2026 年度～）			
三浦市地域福祉計画			第 5 期 三浦市地域福祉計画(5 か年)				
三浦市障害者福祉計画		第 6 期（6 か年）					
三浦市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第 9 期（3 か年）					
三浦市こども計画 ※1			第 1 期（5 か年）				
三浦市自殺対策計画		第 2 期（5 か年）					
三浦市地域福祉活動計画		第 5 次（5 か年）					

※1 「子ども・子育て支援事業計画」を、こども基本法に基づく「こども計画」と一体のものとして新たに策定することとし、地域の実情に応じたこども施策を総合的に推進するため、「三浦市こども計画」に名称を変更しました。

4 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

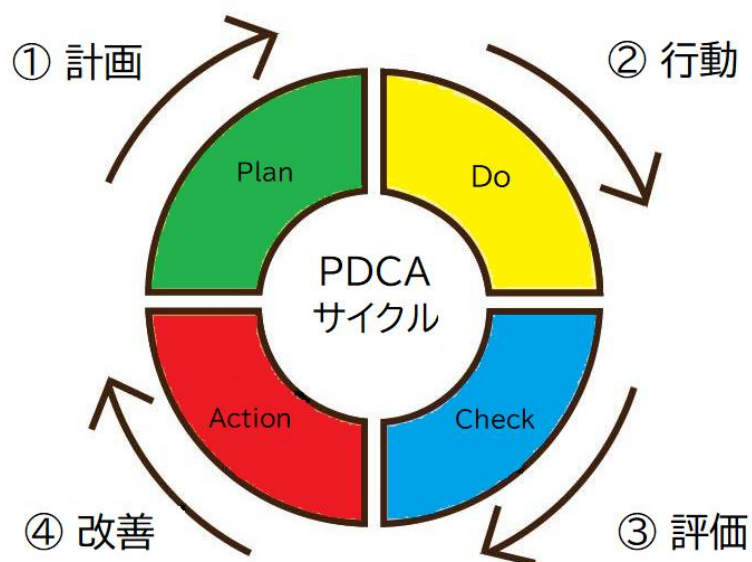
計画の着実な推進を図るため、福祉課が中心となって庁内関係部局と施策について調整し、地域福祉活動計画の策定団体である三浦市社会福祉協議会と連携し、計画の総合的な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

進行管理については、毎年度、三浦市地域福祉計画推進懇談会において、計画に位置付けた取り組みの評価を行い、事業の改善や効率的な推進を図ります。

また、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて基本目標などの見直しを行います。

【PDCAサイクル】



進行管理にあたっては、「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、継続的な改善に取り組んでいきます。

第2章 地域を取り巻く状況と課題

1 地域福祉に関するデータ

(1) 人口・世帯数の推移

(単位：世帯・人)

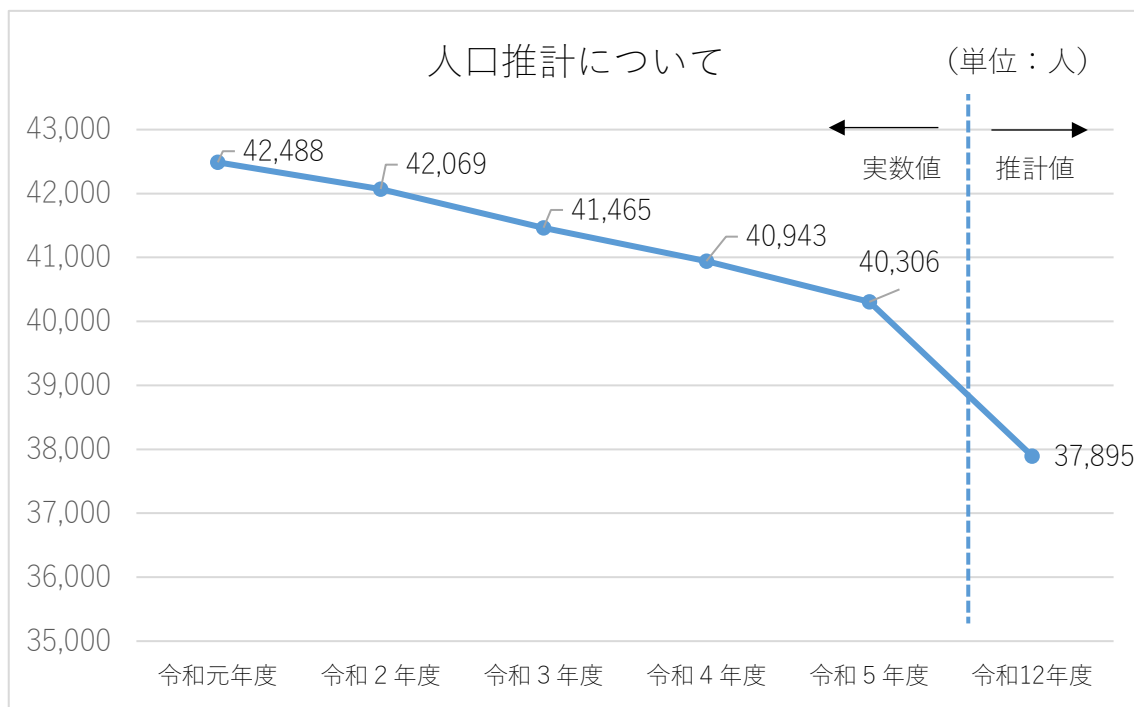
年次別	世帯数	人口			備考
		総数	男	女	
昭和 30 年 1 月 1 日	7,082	35,450	17,404	18,046	市制施行
昭和 30 年 10 月 1 日	7,328	36,358	18,134	18,224	国勢調査
昭和 35 年 10 月 1 日	8,494	39,811	20,568	19,243	国勢調査
昭和 40 年 10 月 1 日	9,767	42,601	21,731	20,870	国勢調査
昭和 45 年 10 月 1 日	11,098	45,532	23,137	22,395	国勢調査
昭和 50 年 10 月 1 日	12,412	47,888	24,177	23,711	国勢調査
昭和 55 年 10 月 1 日	13,442	48,687	24,262	24,425	国勢調査
昭和 60 年 10 月 1 日	14,278	50,471	25,107	25,364	国勢調査
平成 2 年 10 月 1 日	15,708	52,440	25,955	26,485	国勢調査
平成 6 年 10 月 1 日	17,325	54,339	26,865	27,474	人口統計調査
平成 7 年 10 月 1 日	17,003	54,152	26,708	27,444	国勢調査
平成 12 年 10 月 1 日	17,267	52,253	25,615	26,638	国勢調査
平成 17 年 10 月 1 日	17,523	49,861	24,413	25,448	国勢調査
平成 22 年 10 月 1 日	17,884	48,352	23,360	24,992	国勢調査
平成 27 年 10 月 1 日	17,567	45,289	21,805	23,484	国勢調査
平成 28 年 10 月 1 日	17,560	44,651	21,496	23,155	人口統計調査
平成 29 年 10 月 1 日	17,504	43,877	21,083	22,794	人口統計調査
平成 30 年 10 月 1 日	17,482	43,163	20,713	22,450	人口統計調査
令和 元 年 10 月 1 日	17,515	42,488	20,405	22,083	人口統計調査
令和 2 年 10 月 1 日	17,210	42,069	20,142	21,927	国勢調査
令和 3 年 10 月 1 日	17,178	41,465	19,834	21,631	人口統計調査
令和 4 年 10 月 1 日	17,214	40,943	19,574	21,369	人口統計調査
令和 5 年 10 月 1 日	17,165	40,306	19,226	21,080	人口統計調査

【資料：三浦市統計月報】

(2)人口の推計について

本市の人口は、平成 6 年 1 1 月 1 日 5 4, 3 5 0 人をピークに減少傾向になっており、令和 1 2 年度には、3 7, 8 9 5 人になると推計しています。

※グラフ内の表記については、平成 31 年度は、令和元年度で統一しています。



(単位：人)

年 度	人 口	備 考
令和元年度	42,488	1 0 月 1 日現在
令和2年度	42,069	1 0 月 1 日現在
令和3年度	41,465	1 0 月 1 日現在
令和4年度	40,943	1 0 月 1 日現在
令和5年度	40,306	1 0 月 1 日現在
令和12年度	37,895	三浦市人口ビジョン

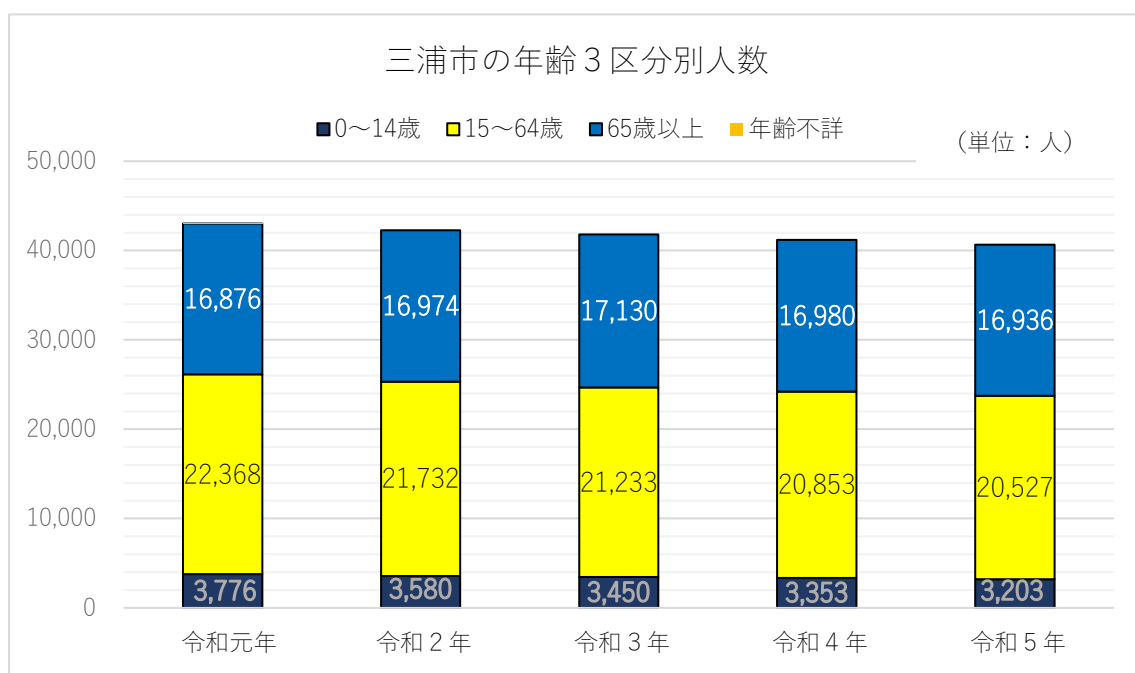
【資料：三浦市統計月報・三浦市人口ビジョン】

(3) 三浦市の年齢3区分別人数

総人口は減少しています。65歳以上の人口は、令和3年をピークに減少していますが、その割合は大きくなってきています。

(単位：人・%)

区 分	総 数	0～14歳	割合	15～64歳	割合	65歳以上	割合	年齢不詳	割合
令和元年	43,042	3,776	8.8	22,368	52.0	16,876	39.2	22	0.1
令和2年	42,308	3,580	8.5	21,732	51.4	16,974	40.1	-	-
令和3年	41,988	3,450	8.2	21,233	50.6	17,130	40.8	-	-
令和4年	41,361	3,353	8.1	20,853	50.4	16,980	41.1	-	-
令和5年	40,841	3,203	7.8	20,527	50.3	16,936	41.5	-	-



【資料：神奈川県年齢別人口統計表・1月1日現在】

(4) 年齢3区分別の神奈川県との比較

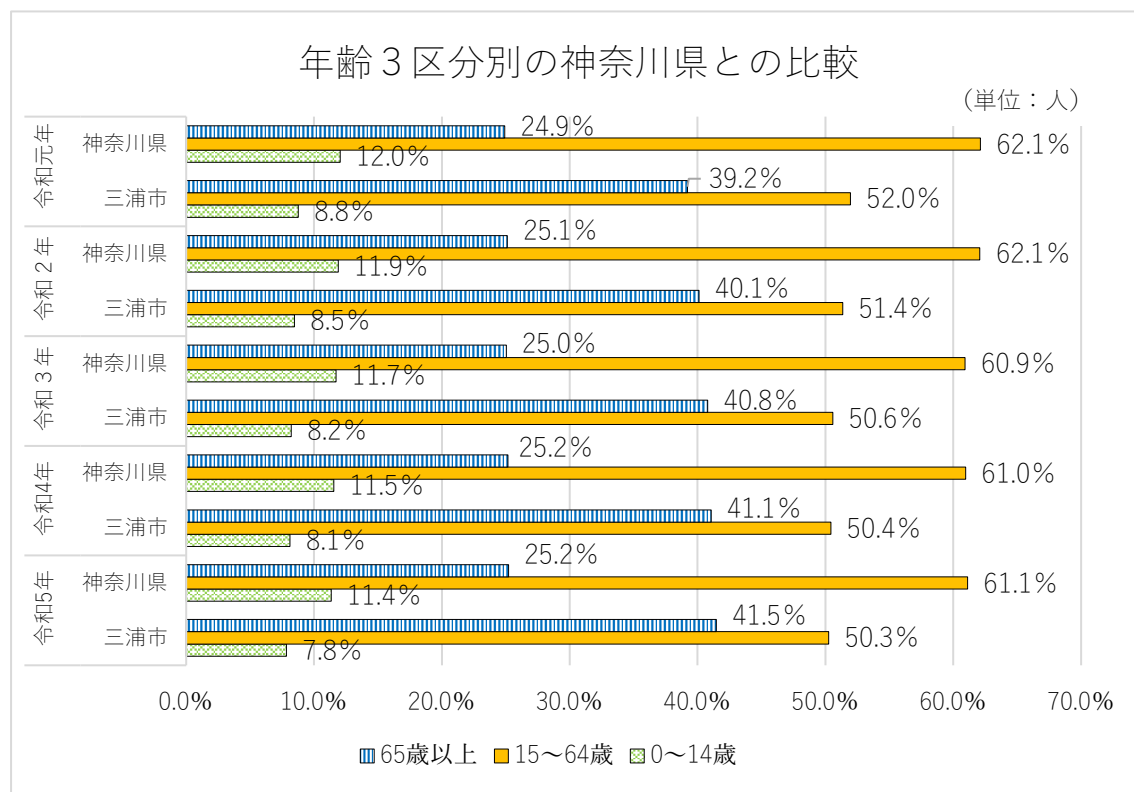
神奈川県と比較すると、どちらも年少人口の割合が減少し、高齢人口の割合が増加していますが、本市の人口割合の変化の方が急激であり、少子高齢化が急速に進んでいることが見て取れます。

神奈川県

区 分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
令和元年	12.0%	62.1%	24.9%
令和2年	11.9%	62.1%	25.1%
令和3年	11.7%	60.9%	25.0%
令和4年	11.5%	61.0%	25.2%
令和5年	11.4%	61.1%	25.2%

三浦市

区 分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
令和元年	8.8%	52.0%	39.2%
令和2年	8.5%	51.4%	40.1%
令和3年	8.2%	50.6%	40.8%
令和4年	8.1%	50.4%	41.1%
令和5年	7.8%	50.3%	41.5%



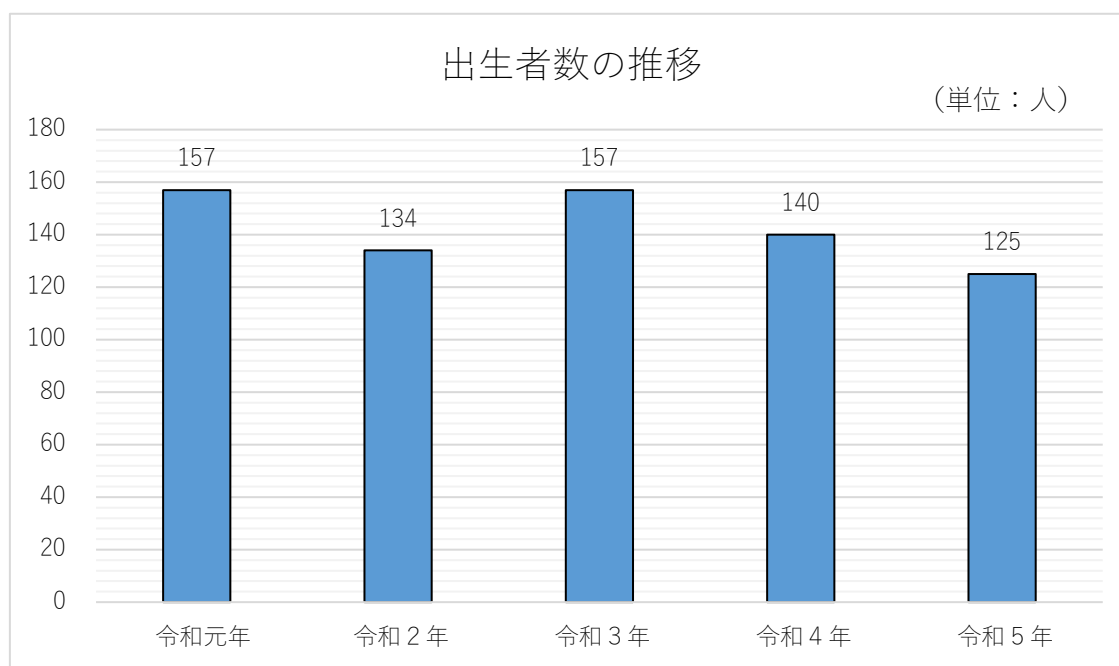
【資料：神奈川県年齢別人口統計表・1月1日現在】

（５）出生者数及び人口との比較

出生者数は、令和３年は増加したが、その後は減少しています。

(単位：人・％)

区 分	人 口	出生者数	割 合
令和元年	42,488	157	0.37
令和２年	42,069	134	0.32
令和３年	41,465	157	0.38
令和４年	40,943	140	0.34
令和５年	40,306	125	0.31



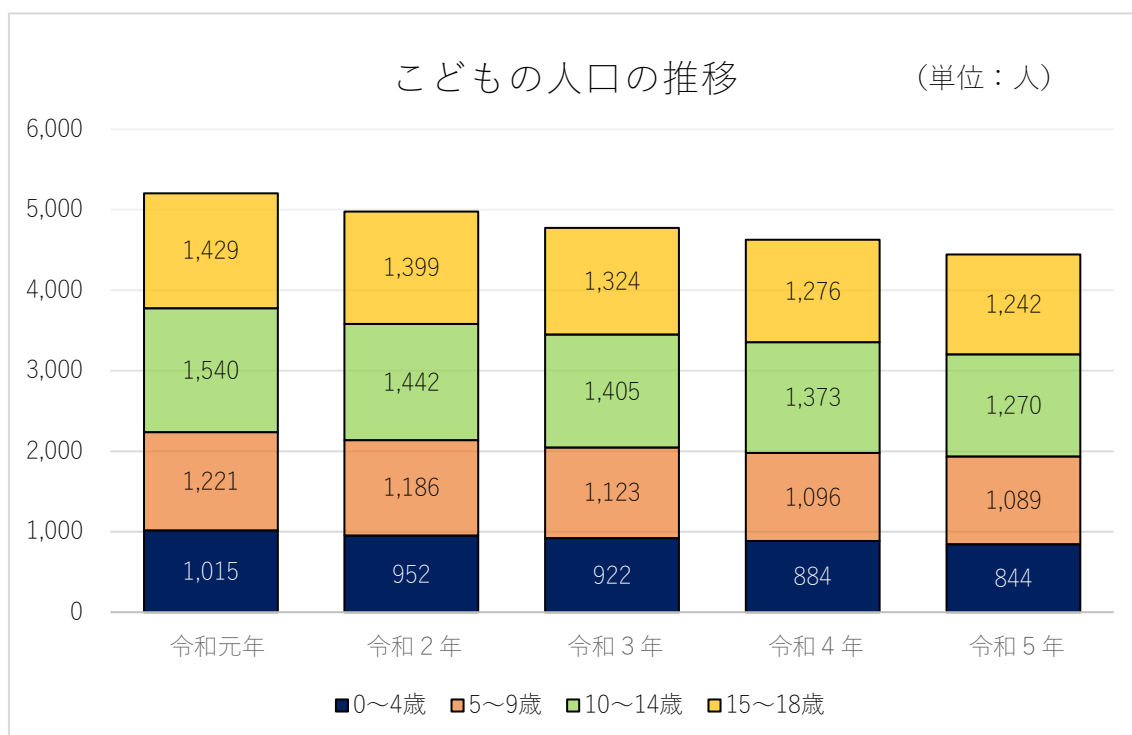
【資料：三浦市統計月報 人口は、10月1日現在、出生者数は、1月から12月の計】

（６）こどもの人口の推移

令和元年の18歳未満の児童人口は5,205人であったが、令和5年は、4,445人であり、750人減少しています。

(単位：人)

区 分	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～18歳	計
令和元年	1,015	1,221	1,540	1,429	5,205
令和2年	952	1,186	1,442	1,399	4,979
令和3年	922	1,123	1,405	1,324	4,774
令和4年	884	1,096	1,373	1,276	4,629
令和5年	844	1,089	1,270	1,242	4,445



【資料：神奈川県年齢別人口統計表・1月1日現在】

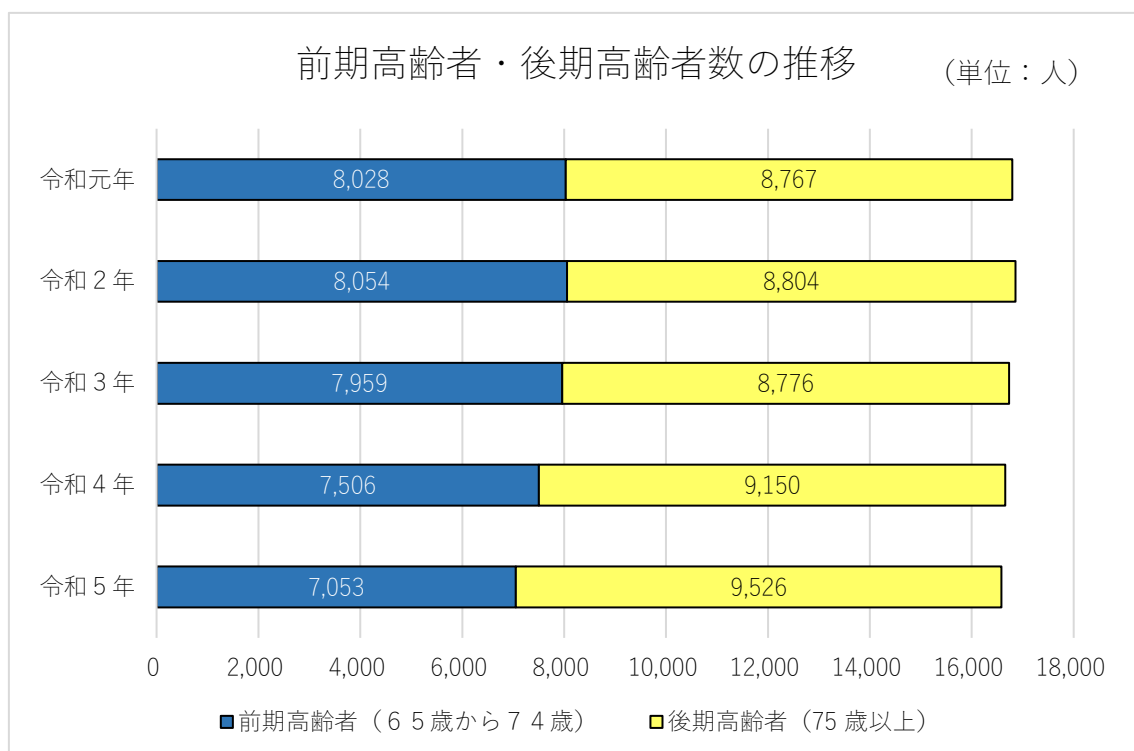
（７）高齢者人口の状況

本市の高齢者数は、令和元年 10 月 1 日現在は 16,795 人であったが、令和 5 年 10 月 1 日現在では 16,579 人と減少しています。

前期高齢者（65 歳から 74 歳）については、減少しているが、後期高齢者（75 歳以上）は増加しています。

（単位：人）

区 分	総 人 口	高齢者人口	前期高齢者 (65歳から74歳)	後期高齢者 (75 歳以上)
令和元年	43,213	16,795	8,028	8,767
令和 2 年	42,521	16,858	8,054	8,804
令和 3 年	41,928	16,735	7,959	8,776
令和 4 年	41,406	16,656	7,506	9,150
令和 5 年	40,765	16,579	7,053	9,526



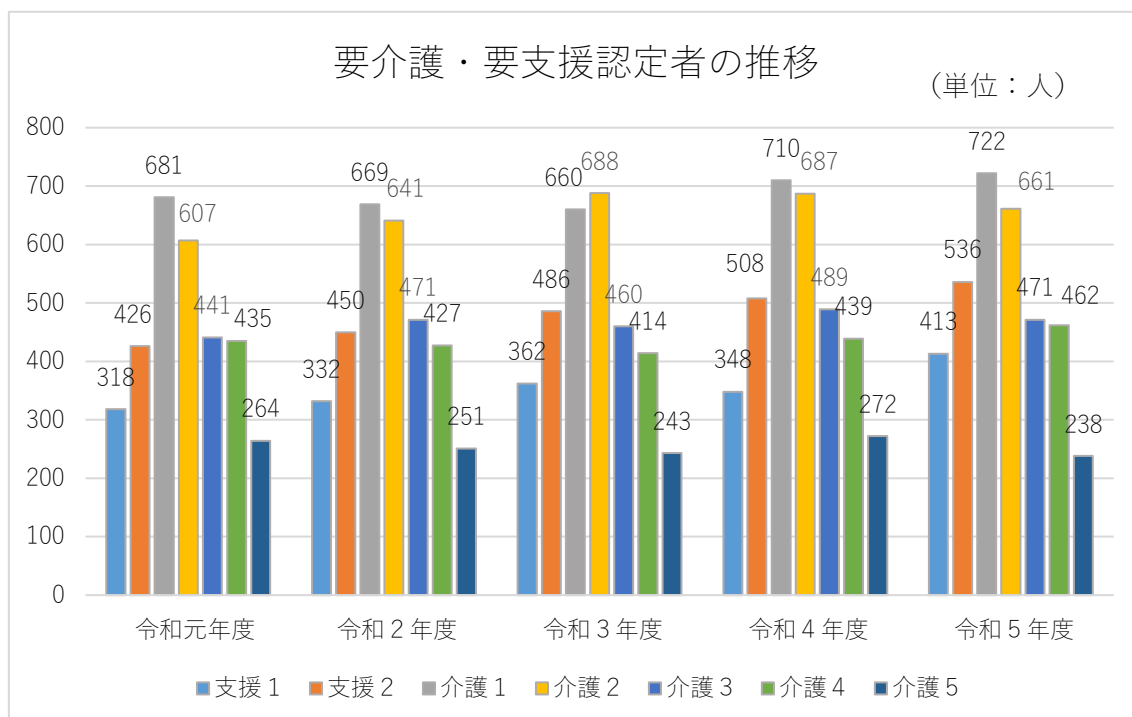
【資料：保健福祉部高齢介護課・10 月 1 日現在】

(8) 要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定者数は、令和元年度末 3,172 人でしたが、令和 5 年度末では、3,503 人となっており、331 人増加しています。

(単位：人)

年度	支援 1	支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5	合計
令和元年度	318	426	681	607	441	435	264	3,172
令和 2 年度	332	450	669	641	471	427	251	3,241
令和 3 年度	362	486	660	688	460	414	243	3,313
令和 4 年度	348	508	710	687	489	439	272	3,453
令和 5 年度	413	536	722	661	471	462	238	3,503



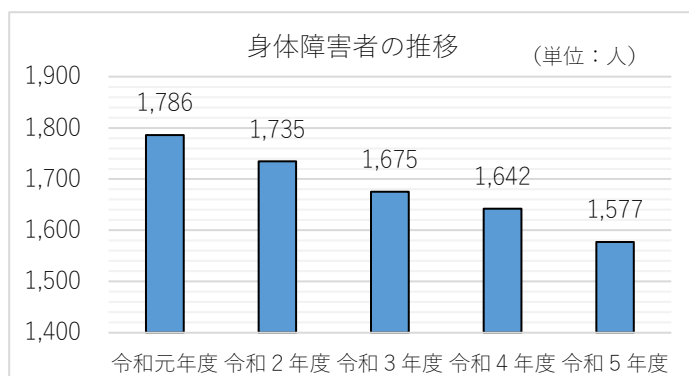
【資料：保健福祉部高齢介護課】

(9) 各種障害者手帳の保持者数

身体障害者手帳保持者は、人口の減少に伴い、減少傾向にあります。療育手帳保持者(知的障害者)、精神障害者保健福祉手帳保持者は、以前に比べて社会の理解や当事者自身等の認識が進んできたことにより増加傾向にあります。

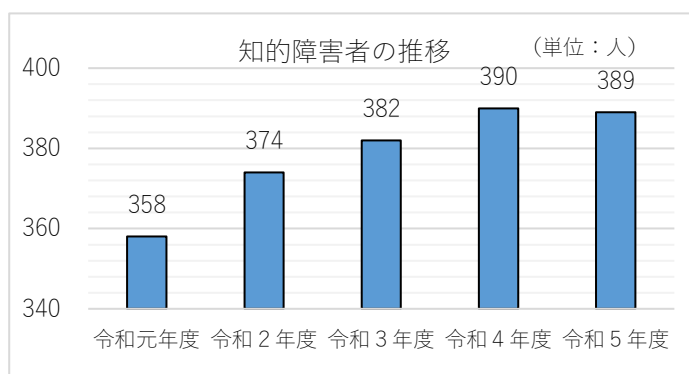
身体障害者の状況(身体障害者手帳保持者数)

年 度	人 数
令和元年度	1,786
令和2年度	1,735
令和3年度	1,675
令和4年度	1,642
令和5年度	1,577



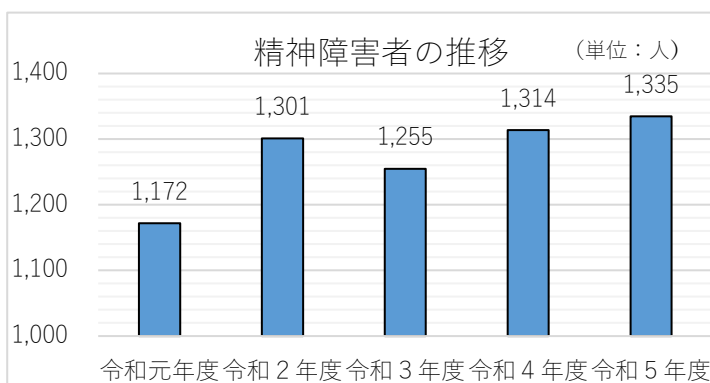
知的障害者の状況(療育手帳保持者数)

年 度	人 数
令和元年度	358
令和2年度	374
令和3年度	382
令和4年度	390
令和5年度	389



精神障害者の状況(精神障害者保健福祉手帳保持者)

年 度	人 数
令和元年度	1,172
令和2年度	1,301
令和3年度	1,255
令和4年度	1,314
令和5年度	1,335



【資料：保健福祉部福祉課】

(10) 生活保護の被保護者数及び世帯数

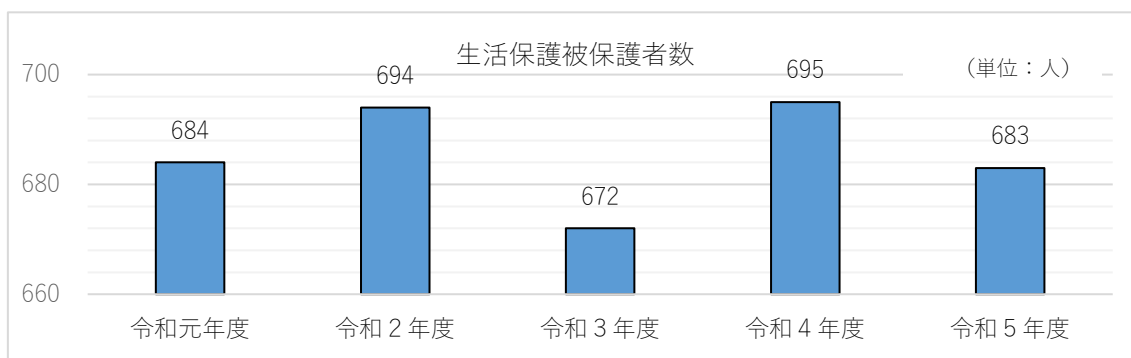
被保護者数は、ここ数年横ばいからやや減少傾向にあります。被保護世帯数は、年々増加傾向にあります。

一人暮らしなどの少人数の世帯が増えてきていることがうかがえます。

生活保護被保護者数及び人口との比較

(単位：人・%)

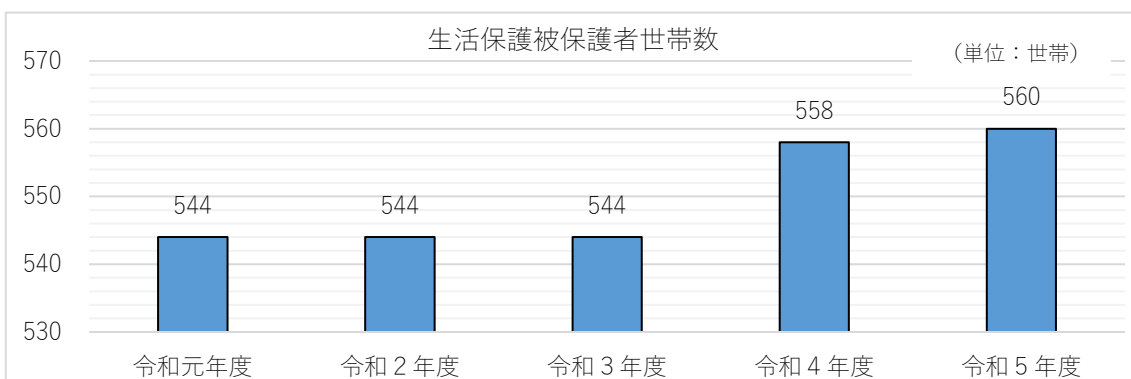
年 度	人 口	被保護者数	割 合
令和元年度	42,036	684	1.63
令和2年度	41,820	690	1.65
令和3年度	41,115	672	1.63
令和4年度	40,584	695	1.71
令和5年度	39,819	683	1.72



生活保護被保護者世帯及び総世帯数との比較

(単位：世帯数・%)

年 度	世帯数	被保護世帯数	割 合
令和元年度	17,465	544	3.11
令和2年度	17,245	544	3.15
令和3年度	17,153	544	3.17
令和4年度	17,154	558	3.25
令和5年度	17,069	560	3.28



【資料：三浦市統計月報 人口は、翌年度4月1日現在・保健福祉部福祉課】

2 地域福祉に関する課題

【課題 1】暮らしにくさや不安を抱える市民の増加

《関連するアンケート設問：Q2》

本市では、少子高齢化が進んでおり、令和 5 年 10 月 1 日現在、65 歳以上の総人口に占める割合（高齢化率）は 41.5%、また、0～14 歳の割合については 7.8%となっています。

地域福祉においても、担い手不足や活動者の高齢化、地域の支えあい機能の低下といった課題について考え、取組を行っていくことが重要です。

また、地域福祉に関する市民アンケートでは、前アンケート同様「老後の暮らし」、「医療費」、「介護」について、心配と回答した方がそれぞれ 3 割以上、特に「老後の暮らし」については、前回よりも 9.3 ポイント増えています。

他に「健康・福祉のことで利用できる機関・施設が少ない」と回答した方が 2 割以上おり、暮らしにくさや不安を抱えたまま暮らしている市民が多いことがうかがえます。

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるようにするためには、問題が深刻化することを未然に防ぎ、早期に必要な支援が行き届くようにすることが必要です。

【課題 2】地域での協力関係の弱まり（希薄化）

《関連するアンケート設問：Q5、Q14、Q18》

少子高齢化や人口減少社会の中でも、将来にわたって暮らしやすく、多様な世代が共生できる地域をつくるため、世代間の交流が必要と考えています。

市民アンケートにおいて、隣近所の付き合いは、「挨拶をかわす程度」、「立ち話をする程度」で約 7 割、「留守をすると声をかけあう程度」、「一緒に茶を飲んだりする」、「困っている時に相談したり、助け合ったりする」が 2 割となっている。

また、70%を超える方が地域の活動に参加していないと回答をしており、前回よりも約 6 ポイント増えています。

地域の問題に対して自主的な協力関係が必要かという設問に対して「必要ない」と選択した方の理由として、「他人とのかかわりを持ちたくない」「一人一人の問題である」「干渉を好まない」、「行政が全面的に対応すべきものだと思うから」などが多くなっており、そもそも地域での交流を望まない方も一定数いることがうかがえます。

近所に支援を必要とする方がいることが認識されず、社会的に孤立してしまうような状況が懸念されます。

そのため、地域住民同士が地域の中で支え合えるネットワークを構築し、地域福祉に取り組むための支援が必要です。

【課題 3】地域福祉活動の担い手不足やその固定化

《関連するアンケート設問：Q16、Q24》

地域におけるつながりの希薄化に伴う新規加入者の減少や役員の高齢化等により、区長会（自治会）などの地縁団体の担い手不足が深刻化しており、NPO 等の市民活動団体でも同様の課題を抱えている団体が多くなっています。

市民アンケートにおいて、「地域の活動に参加していますか」との設問に対し、「参加している」と回答した方は約 20%にとどまっています。

同様に「ボランティア活動をしたことがありますか」との設問に対し、「ある」と回答した方も約 30%にとどまっており、地域の活動に参加している方が特定の一部の方に固定化している現状がうかがえます。

特に、住民にとって一番身近な地域福祉の担い手ともいうべき民生委員・児童委員については、なり手が固定化している状況や、委員の高齢化から、次の担い手に引き継ぎたいのに引き継げず、欠員が増加している状況となっています。

地域福祉活動は多くの方の善意や使命感によって支えられています。

「地域の中で安心して暮らしていくにはどのようなことが大切だと思いますか」の設問に対し、「ボランティア活動等による助け合いづくり」が、前回より 17 ポイント伸びており、将来にわたり持続可能な地域コミュニティを維持・強化していくためにも、より多くの方が地域福祉の大切さを見つめ直し、活動の担い手となれるような取組みを進める必要があります。

【課題 4】包括的相談支援体制の未整備

《関連するアンケート設問：Q3、Q11》

近年では、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもとの家庭の「8050 問題」や「ヤングケアラー」など、対象者別の支援だけでは解決できない、複合的な課題を抱える方やそのご家族への支援が課題となっています。

「医療・介護・福祉のサービスに関する情報」では、依然として、三浦市民（広報紙）が約 56.7%と高いが、インターネットが前回より、倍近い 32.2%となっています。

本市では、個別の制度に基づく相談支援の窓口の整備は進んでおり、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者などのそれぞれの対象者ごとに、担当となる窓口や機関において可能な支援をおこなっています。

しかし、市民アンケートにおいて、福祉のことで困ったときの相談相手は、「家族や親戚」が一番多く、次に「知人・友人」となっています。

このことから、既存の相談窓口の周知や福祉に関する情報発信等が、支援を必要とする方に十分に届いていない現状がうかがえます。

既存の体制では解決できない新たな地域福祉課題が増加し社会問題化してきているなか、支援を必要とする方の世代や世帯の属性にかかわらず、地域福祉課題を包括的に受け止めたり、複合的な課題や制度の狭間にある課題を包括的に支援できるような相談支援体制の整備が求められています。

3 第4期計画（前計画）における取り組み状況

第4期計画における取り組み状況は以下のとおりです。

【基本目標1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり

市や関係機関等ですで行っている相談窓口等の周知、福祉情報の発信という目標に沿って、主に災害時等を含めた行政における子育て、高齢者、障害者支援や相談窓口についての取り組みを行った。

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
1	一時保育への支援	現在、一時保育を実施している2園に、引き続き経済的支援を行います。	2園については、事業を継続して実施し、一時的な保育ニーズに対応した。	子ども課
2	子育て支援センターへの支援	育児不安などへの相談指導や地域の保育ニーズに応じた事業を行うなど、地域における子育て支援サービス及び情報の拠点としての役割を果たしている子育て支援センターの事業運営に対して経済的支援を行います。	事業運営に対して継続して経済的支援を行っているが、より多くの方が利用できるように、効果的な周知方法が必要である。	子ども課
3	幼稚園の子育て支援の取り組み	預かり保育、施設開放、子育て相談等、私立幼稚園の物的、人的資源を活用した子育て支援の取り組みを情報提供していきます。	通年で育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」で情報提供している。	子ども課
4	放課後児童クラブへの支援	事業運営に対し経済的支援、情報提供、関係機関の連携を行い、活動内容の一層の充実を支援していきます。またニーズ・小学校区再編に応じ、令和6年度を目標に実施個所を調整します。	三浦市放課後児童クラブ連絡協議会に参加し情報提供等の支援を実施した。また、実施個所については、ニーズに応じて、支援単位の調整を行った。（1クラブ）	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
5	子育て支援に関する情報提供	育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」にて、子育てに関する様々な情報を収集し、一元的に的確な、最新の情報を発信していきます。また、母子手帳アプリ「母子モ」の周知を行います。	掲載情報を更新し、子育て関連情報の発信を行った。	子ども課
6	児童相談の実施	子育てについて不安を抱える保護者への支援を図るため、児童に係る相談全般の一義的窓口として市の機能を確保し、行政、小・中学校、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の相互連携及び主任児童委員・児童委員等の地域における子育て支援者とのネットワークの構築を検討します。	令和4年4月に設置した「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の両機能を併せ持つ「親子相談センターひなたぼっこ」において、子どもや保護者、学校等関係機関からの相談を一体的に受け、支援を行った。	子ども課
7	子育て世代包括支援センター事業の実施	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターにおいて、保健師などの専門職等が全ての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、妊産婦に対し切れ目のない支援を行います。	「親子相談センターひなたぼっこ」において、母子保健コーディネーターを中心に、妊婦から子育て期まで切れ目のない相談業務を実施した。	子ども課
8	通常保育での待機児童の解消	通常保育については、定員の弾力的対応とともに、一時保育等を活用し、待機児童が生じないように対応していきます。	現定義においては、4月1日時点の待機児童数は0人となっているが、希望園指定等による保留者も発生している。また、園によって希望者数の偏りがある。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
9	民間保育所への支援	民間保育所における保育環境の充実を図るため、低年齢児保育の充実、アレルギー児童に対応する看護師・要保護児童に対応する保育士の配置に要する経費の一部を補助します。	神奈川県補助制度を活用して経費の補助をしている。	子ども課
10	延長保育への支援	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の開所時間（標準時間保育対象者は11時間、短時間保育対象者は8時間）を超えて、保育を実施する保育園の延長保育に対して経済的支援を行います。	市内4保育園が延長保育を実施している。また、実施している園に対し、運営に係る経費の一部を補助している。	子ども課
11	幼児教育保育無償化	非課税世帯の0歳から2歳までの子どもと、全ての3歳から5歳までの子どもの保育料を無償化します。	申請に基づき、無償化事業を実施。市内では、保育所等4ヶ所、幼稚園3ヶ所のほか、認可外保育施設において継続し、無料化を実施した。	子ども課
12	予防接種事業の実施	定期予防接種を実施します。また、新生児訪問や各健康診査時における相談及び接種勧奨を行います。また、母子健康管理システムを活用し、接種状況の管理を行います。	新生児訪問や乳幼児健康診査・教室等において、その年齢に応じた予防接種の周知を行った。また、母子健康管理システムで接種歴を管理し、個々の接種状況の把握や、定期的に未接種者への接種勧奨を行った。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
13	母子保健に関する情報管理の徹底	母子保健カードの内容・活用・管理と母子保健管理システムを活用し、母子保健事業の効果的な実施のため情報管理の徹底を図ります。	母子保健管理システムを活用し、母子保健事業の実施状況に関する情報管理を行うことにより、個々の子どもと家庭に応じた支援や、より良い事業構築のためのデータ分析を行った。	子ども課
14	県保健福祉事務所・児童相談所等の関係機関との連携	切れ目のない支援のための関係機関との情報の共有や障害や育児不安への早期対応、支援を実施します。また、健康状態に即した適切な療育・親子支援などのケアが受けられるよう教育委員会・鎌倉保健福祉事務所（三崎センター）・鎌倉三浦地域児童相談所などとの協力・連携をより強化します。	要保護児童等の支援において、三浦市児童虐待防止ネットワーク会議や、すりあわせ、常時の連絡調整を通じて、関係機関と市との連携強化を図った。	子ども課
15	子育てに関する情報収集と専門窓口の紹介	障害や疾病があるなど、子育てに著しい不安を持つ親などに、子育てに関する情報を総合的に提供できるよう情報収集・各関係機関との連携に努めるとともに、専門窓口へ確実に繋がれるよう努めます。また、フォロー体制リーフレットを作成します。	発達に不安のある乳幼児等の保護者に対し、親子相談センターひなたぼっこのケースワーカーや保健師、臨床心理士等の相談を通じて、病院や障害児相談支援事業所、心身障害児生活訓練会等の市事業への案内や連絡調整を行っている。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
16	子ども家庭総合支援拠点の設置	児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を、令和4年度を目途に設置を目指します。	「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の両機能を併せ持つ「親子相談センターひなたぼっこ」を令和4年4月に開設し、妊娠・出産や子育て全般への心配事に関する相談対応、母子保健サービスの紹介等により、切れ目のない支援を行った。	子ども課
17	経済的な支援及びひとり親家庭の自立に必要な情報提供や指導の実施	経済的基盤の弱い、ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援し、児童を心身ともに健全に育成するため、これらの家庭に対して、児童扶養手当の支給を行い、経済的支援を行います。また、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の自立に必要な情報提供や指導を、関係機関と連携を図って実施していきます。	児童扶養手当の周知を行うとともに、母子父子自立支援員を1名配置し、相談や貸付の相談を受けた。	子ども課
18	ひとり親家庭等の医療費の軽減	ひとり親家庭等の医療費について、引き続き経済的な負担の軽減に努めます。	ひとり親家庭等における対象者（18歳になった日以後最初の3月31日までの児童及び母等、所得制限有）の健康の維持増進と経済的負担の軽減を図るため、医療機関の自己負担額（保険適用分）を助成している。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
19	居宅介護事業の実施	日常生活を営む上で困難のある障害児者に対し、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等の家庭におけるサービスを提供します。	利用を求めている障害児者に対して、適切に支給決定を行った。	福祉課
20	短期入所の実施	障害児者を介護している家族の疾病や休養等の理由により一時的に家庭で介護が出来ない場合、短期間施設サービスを提供し、障害児者及び、介護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	利用を求めている障害児者に対して、適切に支給決定を行った。	福祉課
21	補装具の交付	障害児者の失われた身体的機能を補うことにより、日常生活の利便性を向上させるため、補装具の交付、修理を行います。	申請のあった補装具の交付、修理について補助を行った。	福祉課
22	日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るための用具の購入費を補助します。さらに必要に応じて給付対象となるものの見直しを行ない、より良いサービス提供により、介護者を支援し、障害児者の自立を支援します。	申請のあった日常生活用具の購入費の補助を行った。また、利用者からの要望に応じて給付対象となるものの見直しを実施した。	福祉課
23	こども発達医療相談事業の実施	発達障害児等の早期発見、早期療育を目指し、医師、心理士等による診療、発達検査を実施します。	医師、臨床心理士による相談や発達検査等を定期的実施した。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
24	心身障害児生活訓練会の実施	発達に遅れがある就学前の児童と保護者を対象に、基本的生活習慣や社会性を、保護者に対しては障害の正しい理解や適切な養育技術の習得を目的に事業を実施します。三浦市の療育を担う場として、専門性を高め質の向上を図り、障害児の子育てを支援します。	多岐にわたるニーズの変化に伴い、専門的な質の向上を図っているが、保育士などの事業運営となっており、場所も含めた今後の体制に検討の必要がある。	子ども課
25	地域生活支援の充実	関係機関と連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じた障害福祉サービスが提供できるよう努めます。また、障害児者にとって必要な情報を伝わりやすい方法で提供するように努めます。	利用を求めている障害児者に対して、適切に支給決定を行った。また、関係機関と連携し、必要な情報提供を行った。	福祉課
26	相談支援体制の充実	関係機関と連携し、障害児者やその家族が身近な場所で安心して相談することができるよう相談窓口の周知や対応力の強化を図ります。	関係機関と連携し、相談窓口の周知を図った。また、基幹相談支援センターを設置し、関係機関の対応力の強化を図った。	福祉課
27	グループホームの整備	障害者の居住の場として、また地域での生活を支える社会資源としての役割を担うグループホームの整備を促進します。	市内のグループホームの整備を行い、必要な社会資源の整備を行った。	福祉課
28	障害に対する保健・医療サービスの充実	障害者一人ひとりに配慮した治療・支援ができるよう、各医療機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めます。	各医療機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めた。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
29	防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者制度に基づき、避難支援を必要とする人（要支援者）の把握に努め、民生委員・児童委員、消防団、警察などが協力し、日頃の見守りや声掛け活動、災害時における安否確認等を支援できるよう、名簿の更新、体制整備等を行い、安全・安心体制を確保します。また、災害発生時には、一般の避難所に加えて福祉避難所を開設し、対象者の特性に応じた支援を行う体制を確保します。	三浦市避難行動要支援者の対象要件該当者のうち、登録申請書兼提供同意書提出者について、区長及び民生委員児童委員へ日頃の見守りや声掛け活動を行えるよう名簿を配布した。	福祉課
30	雇用促進の啓発活動	関係機関と連携し、障害者雇用が促進されるよう普及、啓発に努めます。	関係機関と連携し、必要な普及、啓発を行った。	福祉課
31	相談・就労支援の充実	障害者がそれぞれのライフステージにおいて、生き生きと生きがいを感じながら安心して働くことができるように、施設への通所に対する支援及びニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。	施設への通所に対する交通費の一部について助成を行った。また、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図った。	福祉課
32	就労の場の確保	関係機関と連携して、障害者雇用の拡大を図ります。	関係機関と連携し、必要な情報提供を行った。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
33	住宅・建物等のバリアフリー化	重度障害者の家庭生活を容易にし、家族の介護負担を軽減するために、既存の住宅を改造する際の費用の一部を助成します。また、公共施設の建設にあたっては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、誰もが利用しやすくなるように、出入り口や廊下の幅の確保、障害者用エレベーターや身体障害者用トイレ設置等を行うなど、オープンスペースの整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及に努めます。	申請のあった住宅改修のための費用の一部を助成した。また、公共施設の建設にあたっては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、誰もが利用しやすくなるよう普及に努めた。	福祉課 各公共施設所管課
34	交通に関するバリアフリーの推進	道路、鉄道、路線バス等のバリアフリー化について関係機関に要望していきます。	神奈川県鉄道輸送力促進会議に参画し、毎年度、ホームドアの設置等鉄道のバリアフリー化について、要望した。また、三浦半島生活交通ネットワーク協議会に参画し、ノンステップバスの導入促進を図った。障害者団体等からの要望について関係機関に照会した。	政策課 福祉課
35	差別解消の周知・啓発	関係機関と連携し、障害者差別解消について普及・啓発に努めます。	関係機関と連携し、必要な普及、啓発を行った。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
36	権 利 擁 護・成年 後見制度 利用の推 進	判断能力が十分でない対象者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、申し立てに必要な経費と後見人の報酬の一部を助成することで、成年後見制度利用の促進を図ります。	成年後見制度に関する広報業務及び相談業務を委託により実施した。また、認知症等により判断能力が不十分な高齢者のうち、身寄りがないなど支援が必要な方に対し、成年後見制度の市長申立てを行うとともに、後見人等の報酬等への費用負担が困難な高齢者に対し、助成を行った。	福祉課 高 齢 介 護 課
37	虐待防止 の推進	三浦市障害者虐待防止センター機能を強化し、関係機関との連携により障害者への虐待防止、権利侵害の防止に努めます。	関係機関と連携し、障害者への虐待防止、権利侵害の防止のため研修を開催した。	福祉課
38	緊急通報 体制整備	65 歳以上のひとり暮らしの方のうち、希望する方に対し、事前に既往歴や親族の連絡先などの情報を登録していただき、急病等の緊急時の対応について助言を行います。また、緊急時には、安否確認や親族への連絡等、関係機関と協力しながら迅速かつ適切な支援を行います。	地域包括支援センター職員の訪問による聴き取り登録、関係機関と情報共有を行った。また、消防と市職員による高齢者宅訪問等により、既に登録している方の登録情報の更新を行った。	高 齢 介 護 課
39	養護老人 ホーム等 保護措置	原則として 65 歳以上であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が養護老人ホームに入所することを支援します。	環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者に対して生活の場を確保し、安心して生活ができるように、養護老人ホームへの保護措置を行った。	高 齢 介 護 課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
40	外国籍市民高齢者等福祉給付金支給	在日外国籍の方で、制度の狭間で公的年金を受給する要件を満たさない方に、福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ります。	在日外国籍の方で、制度の狭間で公的年金を受給する要件を満たさない方に、福祉給付金を支給する事業であるが、対象者がいなかった。	高齢介護課
41	高齢者福祉サービス事業	対象者にはり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成します。また、寝たきりの高齢者の中で該当する対象者に出張理容・美容サービスの利用券を発行します。	申請のあった対象者に市内のマッサージ施術所や理容店で使用できる助成券を発行した。また、ホームページ、手と手をつなごう、広報紙にて周知を行い普及・啓発を行った。	高齢介護課
42	老人クラブ連合会育成	三浦市老人クラブ連合会の主催する文化行事やスポーツ大会等、各地区の単位老人クラブが行っている活動や会員相互の交流に対して、助成による活動支援を行います。また、魅力ある会の運営により、会員数の維持を図りながら事業が展開できるよう支援します。	市内の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して育成補助を行った。また、研修会、福祉大会、スポーツ大会等の各種事業に対して支援を行った。	高齢介護課
43	老人福祉保健センター運営	気軽に身近な交流の場として、個人による自由な利用と、老人クラブ等のグループ予約による利用が選択できる施設です。高齢者等からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等の場を提供します。	高齢者が趣味や生きがいを目的として相互に交流ができるように、入浴、会食等の場を提供し、高齢者からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等の場の提供を指定管理により実施した。	高齢介護課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
44	シルバー人材センター育成	シルバー人材センターでは、自主・自立・共働・共助の理念のもと、技能の向上と就労、会員の交流、健康づくり、活力ある地域づくりに寄与するための社会活動を実施しています。今後も、高齢者等が技術や経験、知識を活かして働くことにより、健康で生きがいを持つことができるよう、センターの活動等に対して助成による支援を行います。	高齢者の就業の場を確保し提供することにより、高齢者の生きがいの充実と地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターに対して、育成補助を行い、高齢者の雇用の促進及び機会の確保を図った。	高齢介護課
45	要支援者等に対する訪問や通所等の支援	個々の状況に応じて、訪問による洗濯や掃除等、通所による機能訓練や通いの場等の日常生活上の支援をはじめ、栄養改善を目的とした配食や見守り支援等、多様なサービスを提供します。地域包括支援センターや本市の窓口等で事業内容の説明を十分に行い、高齢者等の意向を確認しながら、適切な対象者の判定につなげます。また、事業内容等については、リーフレットの作成と配布、本市広報誌やホームページへの掲載、説明会の開催等によって、高齢者や家族、地域住民だけではなく、介護サービス事業者に対しても、十分な周知に努めます。	ひとり暮らし高齢者等の食生活の維持向上及び栄養改善を目的に配食サービスを実施し、安否確認、孤独感の軽減等を図った。また、地域包括支援センターや本市の窓口等で事業内容の説明を行うとともに、広報紙やホームページへの掲載を行い、周知に努めた。	高齢介護課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
46	総合相談体制と関係機関との連携の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の充実を図ります。	地域包括支援センターが中心となり、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続するために残された課題について地域ケア会議で検討、及び地域ケア連携会議にて関係機関との情報共有を行った。	高齢介護課
47	介護保険サービスの充実	ひとり暮らしや認知症の方等、様々な高齢者が要支援や要介護の状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正を踏まえながら、必要な介護保険サービスを総合的・一体的に提供します。	介護度の高い高齢者が継続して住宅で生活できるよう、医療ニーズに対応できる看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対して補助金を交付し、介護サービス提供体制の整備を図った。	高齢介護課

【基本目標２】 みんなで支え合う地域づくり

地域活動に主体的にかかわれる環境づくり及び民生委員・児童委員を含めた地域福祉活動の新たな担い手の育成という目標に沿って、主にボランティア活動や育児サークル等の地域活動の支援や、民生委員・児童委員の活動の周知を含めた活動支援に関する取り組みを行った。

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
1	ファミリーサポートセンター事業の実施	子育ての支援を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、地域で子育ての手助けをしていく仕組みとして、ファミリーサポートセンター事業を実施いたします。	新生児訪問時やホームページ等での事業の周知のほか、「親子相談センターひなたぼっこ」において、サポートが必要な子育て世帯に対し事業の案内を行った。また、子育ての手助けをしたい提供会員の増加を図るため、提供会員向け研修会を実施した。子育ての援助を受けたい希望がある場合には、随時、提供会員とのマッチング（顔合わせ）を行い、支援が行き届くよう取り組んだ。	子ども課
2	子育てサークル活動への支援	子育てサークルへの支援を行います。また、育児サークル参加者の育児相談、サークル紹介の場の提供、サークルの一覧表を作成し配布します。	サークル活動の周知や、希望に応じて栄養士等を会場へ派遣し講話を行う等、支援を行った。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
3	「つどいの広場」事業の支援	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図るとともに、ボランティアによる育児相談などを実施する場としての「つどいの広場」事業を行う民間団体を支援します。	民間団体が月1回開催している交流事業について、開催場所等の調整等を行っている。	子ども課
4	主任児童委員等の活動支援	保健師・栄養士によるほっと＊ハート健康相談や民生委員・主任児童委員の赤ちゃん訪問活動への協力支援を行います。また、地域での見守り等連携を図り、育児支援体制を強化します。	新生児訪問や乳幼児健康診査、教室開催時等に案内を行うと伴に、子ども課窓口チラシを配架し、活動内容を周知した。	子ども課
5	人材育成・確保	障害のある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組めます。また、新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得を支援します。	三浦市障害者自立支援協議会において設置する部会において情報共有や研修を行い、人材の確保に関する検討や資質の向上に取り組んだ。また、基幹相談支援センターにおいて研修を実施し、専門的知識や技能習得について支援した。	福祉課
6	心のバリアフリーの推進	市民誰もが障害や障害者への理解をもち、支援を必要とする障害者等に対して、いつでも手を差し延べられるまちをめざし、ヘルプマークをはじめとした障害者に関するマーク等の周知啓発を行います。	市民まつりに基幹相談支援センターを中心として障害福祉に関するブースを設置し、周知啓発を行った。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
7	障害者福祉の基盤整備	地域の障害福祉ネットワークの構築のために、三浦市障害者自立支援協議会を円滑に運営し、障害者が地域で暮らすために必要な地域課題などについて検討を行う中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置しています。また、三浦市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営を支援し、市民参加の機会拡充など、障害者の地域生活に欠くことのできないボランティア活動の振興に努めます。	三浦市障害者自立支援協議会を設置し、地域課題などについて検討を行った。また、三浦市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営支援等を行った。	福祉課
8	高齢者の介護予防を支援する地域づくりの推進	地域に通いの場を充実させるとともに、住民によるボランティアを育成し活動を支援しながら、地域全体で高齢者の介護予防を支援する「地域づくり」を推進します。また、専門職等の知識・技能を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指します。	住民ボランティアを育成し、活動を支援するとともに、元気アップ教室においては、男性コースを新設するなど、地域の通いの場の充実を図った。また、介護予防サポーターやフレイルサポーターの育成を支援した。さらに、フレイルサポーターの活動として、地区の会館等出向き出張型でのフレイルチェックを行った。	高齢介護課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
9	生活支援体制整備事業	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加に対応し、その方たちが住み慣れた地域で安心した生活を継続していくために必要となる多様な日常生活上の支援の充実を図るため、民間企業や地域ボランティア、社会福祉法人等様々な主体と連携・協働しながら、生活支援コーディネーターや協議体を設置します。	市と生活支援コーディネーターが連携し、南下浦地区で住民主体の取組や地域での困りごとについての住民同士の情報交換会（第2層協議体）を開催した。また、三崎地区においても南下浦地区と同様に第2層協議体を設置し、住民同士の定期的な情報交換会の場を設けた。	高齢介護課
10	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員が行う高齢者世帯等への訪問や日常の見守り等の活動を支援します。また、民生委員・児童委員の固定化・不足に対応するため、新たな担い手の育成をはかるために、民生委員・児童委員の活動を周知する等の支援を行います。	市民まつりにおいて、民生委員・児童委員の活動ポスター展示、チラシ配布等を行い、来場者に制度や活動の周知を行った。	福祉課
11	地域見守り活動の推進	誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者等と地域見守り活動を進めるための協定を締結します。	市または県を通して個人宅を訪問する事業者等と協定を締結し、訪問先の異常を感じた通報を受けた際は、親族や民生委員等と連絡を取り安否確認を行った。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
12	ボランティア活動の支援	ボランティア活動を通じて、住民の主体的に生きる力を共同で身につけていく「自主と連携のまちづくり」を進める市民参加の拠点づくりを実施するため、ボランティアセンターを支援します。	三浦市社会福祉協議会によるボランティアセンターを支援し、ボランティア・市民活動のための情報提供や相談助言活動等の促進を図った。	福祉課

【基本目標 3】 新たな地域福祉課題への対応

複合的な課題や制度の狭間にある課題等、近年増えつつある新たな課題に対応するという目標に沿って、近年特に注目されている問題に対応している取組みで今後力を入れていくべき取組みや今後検討していくべき取組みを行った。

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
1	児童虐待防止ネットワーク体制の整備	児童に関する相談を受ける段階から、保護や支援を要する児童の状況を的確に把握し、必要な調査、指導、適切な支援を行います。また、児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査や訪問指導等を活用するほか、保護を必要とする児童に関する通告義務等についての啓発を行います。また、三浦市児童虐待防止ネットワークの機能を十分に活用し、児童虐待事例に対して、調査、処遇検討、見守りや在宅支援等の地域支援を行い、児童の家庭復帰、親子関係修復を図っていきます。見守り体制については、関係機関及び地域で継続して見守り、児童虐待の再発防止を図ります。	三浦市児童虐待防止ネットワークの機能を十分に活用し、関係機関と連携しながら、支援を要する児童の状況を的確に把握し、必要な調査、指導、適切な支援を行った。	子ども課
2	夜間、休日、病後児保育の検討	夜間、休日、病後児保育については、令和6年度を目途に、病後児保育を1か所で実施できるよう目指します。	具体的な運営方針の策定には至っていないが、事業者委託に限らない運営方法について担当課で検討している。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
3	再犯防止への支援の検討	罪を犯した人などの地域生活を支えるための方策を検討します。	事例報告や関係機関との連携を行っている保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、必要な調整をおこなった。	福祉課
4	引きこもり問題への支援の検討	以前から若者や高齢者の引きこもりが社会問題となっていました。近年問題となっている引きこもりは「8050問題」として、より深刻な問題となっています。今後、県などの関連機関と連携し、問題の解決に向けた方策を検討していきます。	県などが主催する研修会を民生委員児童委員へ周知し、地域の見守り活動の中で問題を抱える人への居場所等の情報提供を行った。	福祉課
5	生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の三事業を一体的に実施し、申請者の生活困窮状態からの脱却と自立の促進を図ります。	自立相談支援事業等について、社会福祉協議会を実施機関として委託し、生活困窮者からの相談や情報提供、住居確保給付金の支給等の支援をおこなった。	福祉課
6	自殺対策	自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、「生きることの包括的な支援」、「関連施策の連携の強化」を基本方針として、自殺対策を推進します。	ゲートキーパー養成研修を市職員、民生委員等に対して実施した。また、地域の方に啓発物品を配布し、自殺対策を推進した。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
7	避難行動 要支援者 の支援	災害時における要支援者の避難の支援について、地域と行政が連携した支援計画作成について検討します。	個別避難計画の作成に向け、防災危機対策室と検討し、独自作成している地域の情報収集等をおこなった。	福祉課
8	住民の地域福祉活動への参加の促進	住民の多くが地域活動に参加していない現状を打破するため、1人でも多くの住民の地域福祉活動への参加を促進する方法について検討します。	三浦市社会福祉協議会との連携事業について、民生委員児童委員を通じて、情報提供をおこなった。	福祉課
9	包括的な支援体制の整備	本人、世帯の属性に関わらず受け止める相談支援を実施するための体制整備について検討します。	地域住民にとって身近な相談役である民生委員児童委員に対して研修を行い、現在増えている困りごとに対する対応方法や相談内容の解決に繋げる専門担当の情報提供等をおこない、多様な相談に対応する体制づくりを図った。	福祉課

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本市では平成17年度に第1期三浦市地域福祉計画、平成21年度に第2期計画、平成26年度に第3期計画、そして令和2年度に第4期計画を策定し、基本理念のもと福祉の充実に努めてきました。

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、高齢者や子育て世代の社会的孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮など、多様な問題が広く認識されており、福祉ニーズがますます複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりに深刻な希薄化が生じており、8050問題、ヤングケアラーなど、既存の制度では解決することが難しい生活課題に対応するため、支援を必要とする人を地域全体で支える仕組みの重要性がより高まっています。

その中で、住民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、住民と行政が一体となって支え合う地域を目指すことが不可欠であると考えています。

これらを踏まえ、第4次総合計画においては、市民が取り組むコミュニティづくりに向けた活動や支え合いの活動を支援、促進するといった施策や子育て支援や安心できる生活環境等の整備等に向けた総合的な取り組み、生きがいを持って生涯を過ごせるような取り組みを展開する旨がうたわれています。

そこで、第5期三浦市地域福祉計画では、第4期計画の理念を引き継ぎつつ、福祉サービスが必要とする地域住民に限らず、すべての住民が安全・安心に、また生きがいをもって生活ができる地域づくりの実現を目指します。

2 基本目標

第2章では、地域福祉に関する課題として、課題1「暮らしにくさや不安を抱える市民の増加」、課題2「地域での協力関係の弱まり」、課題3「地域福祉活動の担い手不足やその固定化」、課題4「包括的相談支援体制の未整備」を掲げました。

「1 地域福祉に関するデータ」からもわかるように、三浦市においては、人口、出生数が減少する一方で、75歳以上の人数が増えており、生活保護世帯や療育手帳保持者や精神障害者保健福祉手帳保持者も同様に増加しています。

こういった状況においては、これまでの縦割りの取り組みに留まらず、横断的な取り組みを積極的に行っていく必要があると考えます。そこで、第3章では、第2章で掲げた地域福祉に関する4つの課題を行政において横断的に取り組むため、行政における基本目標として、以下のとおり3つの基本目標を設定することとします。

【基本目標 1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり

人口に占める、高齢者や障害者など支援を必要とする人の割合が増加する中で、市として住民の心配や不安などに寄り添っていく必要があります。

しかし、課題 1、課題 4 で挙げられたとおり、市民の多くは暮らしにくさや不安を抱えて生活しており、既存の相談窓口等の周知が十分に届いていない状況です。

そのため、市や関係機関等ですでに行っている相談窓口等の周知を含む福祉情報の発信について、三浦市民(広報紙)等の紙媒体のほかに、ホームページや LINE(ライン)、Facebook(フェイスブック)のソーシャルメディアを利用して情報発信を行っています。

誰もがわかりやすい情報提供に努め、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもやその他の支援を必要とする方たちをはじめ、誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくりを進めます。また、災害時や緊急時等の不安を解消し、安心で安全な環境づくりを進めます。

【基本目標 2】 みんなで支え合う地域づくり

本市では、個別の制度に基づく相談支援の窓口の整備は進んでおり、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者などのそれぞれの対象者ごとに、担当となる窓口や機関において可能な支援をおこなっています。

課題 2 において地域での協力関係の弱まりが指摘されており、このまま地域のつながりが弱まることは、支援を必要とする人が社会的に孤立する状況につながることを考えられます。誰一人として孤立させない社会の実現を目指して、地域住民、民間事業者、民生委員・児童委員、行政等の地域のすべての構成員が、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、地域福祉課題に主体的に関われる環境づくりを進めます。

また、課題 3 において指摘されているとおり、地域福祉活動の担い手については、現状特定の一部の方の参加に留まっている状況です。

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

【基本目標 3】 地域福祉課題への対応

従来からある高齢者、障害者等に関する地域福祉課題に加え、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりに深刻な希薄化が生じており、8050 問題、ヤングケアラーなど、対象者別の支援だけでは解決できない、複合的な課題を抱える方やそのご家族への支援が課題となっています。

現在、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、制度の狭間で孤立している方への支援が困難になってきています。

この実情に対応するために、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、包括的な支援体制を進めていきます。

第4章 計画の推進に向けた取組み

ここで掲げる取組みは、福祉分野の上位計画である本計画の主旨に鑑み、既に各個別計画において体系的に実施されている施策や取組みを主なものとし、地域福祉推進に資するものを掲げることとします。

【基本目標1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり

基本目標1においては、市や関係機関等ですでに行っている相談窓口等の周知、福祉情報の発信という目標に沿って、主に災害時等を含めた行政における子育て、高齢者、障害者支援や相談窓口についての取組みについて取り上げることとします。

また、今後、よりわかりやすい福祉情報等の発信に努めます。

No.	取組み	内 容	担当課
1	一時保育への支援	保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどのため、一時的にこどもを預かる事業への支援を行います。	子ども課
2	子育て支援センターへの支援	育児不安などへの相談指導や地域の保育ニーズに応じた事業を行うなど、地域における子育て支援サービス及び情報の拠点としての役割を果たしている子育て支援センターの事業運営に対して支援を行います。	子ども課
3	幼稚園の子育て支援の取り組み	預かり保育、施設開放、子育て相談等、私立幼稚園の物的、人的資源を活用した子育て支援の取組みを情報提供していきます。	子ども課
4	放課後児童クラブへの支援	事業運営に対し経済的支援、情報提供、関係機関の連携を行い、活動内容の一層の充実を図るとともに質の向上を支援していきます。	子ども課
5	子育て支援に関する情報提供	市HPの「子育てポータル」サイトや「みうらっこインフォ『はじめのいっぽ』」等のSNSを通じ、子育てに関する情報提供を行い、必要な人に必要な情報を届けられるよう、効果的に情報発信を行います。	子ども課

No.	取組み	内 容	担当課
6	児童相談の実施	子ども課内に設置している「親子相談センターひなたぼっこ」において、子育てに関する不安を抱える保護者、子ども自身や子どもの支援を行う関係機関等からの相談に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。また、相談内容に応じて必要な事業や関係機関につながります。	子ども課
7	妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援	母子保健と児童福祉の相談機能を合わせ持つ「親子相談センターひなたぼっこ」において、妊娠・出産期から子育て期全般の心配事に関する相談対応や、事業やサービスの紹介等により切れ目のない支援を行います。	子ども課
8	こども誰でも通園制度の実施	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども 誰でも通園制度」）を令和8年度より開始します。	子ども課
9	こどもや若者の意見を聴く取組みの実施	こどもまんなか市民会議とこども部会の開催、こども・若者世代へのアンケートなど、こどもや若者の意見を聴取する取組を行います。	子ども課
10	通常保育での待機児童の解消	通常保育については、定員の弾力的対応とともに、一時保育等を活用し、待機児童が生じないよう対応していきます。	子ども課
11	民間保育所への支援	民間保育所における保育環境の充実を図るため、低年齢児保育の充実、アレルギー児童に対応する看護師・要保護児童に対応する保育士の配置等に要する経費の一部を補助します。	子ども課
12	延長保育への支援	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の開所時間（標準時間保育対象者は11時間、短時間保育対象者は8時間）を超えて、保育を実施する保育園の延長保育に対して経済的支援を行います。	子ども課

No.	取組み	内 容	担当課
13	幼児教育保育 無償化	非課税世帯の0歳から2歳までの子どもと、全ての3歳から5歳までの子どもの保育料を無償化します。	子ども課
14	予防接種事業 の実施	訪問や乳幼児健康診査・教室等において、相談及び周知を行います。また、母子健康管理システムで接種歴を管理し、個々の接種状況の把握や、定期的に未接種者への接種勧奨を行います。	子ども課
15	母子保健に関する情報管理 の徹底	母子保健管理システムや母子保健カードを活用し、子どもと家庭に応じた支援が出来るよう情報を管理し、また、より良い事業を実施するためのデータ分析等を行います。	子ども課
16	県保健福祉事務所・児童相談所等の関係機関との連携	要保護児童等の支援において、三浦市児童虐待防止ネットワーク会議や、すりあわせ、常時の連絡調整を通じて、関係機関と市との連携強化を図ります。	子ども課
17	子育てに関する情報収集と専門窓口の紹介	発達に不安のある乳幼児等の保護者に対し、親子相談センターひなたぼっこの専門職を通じて、病院や障害児相談支援事業所、市事業等への案内や連絡調整を行います。	子ども課
18	経済的な支援及びひとり親家庭の自立に必要な情報提供や指導の実施	経済的基盤の弱い、ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援し、児童を心身ともに健全に育成するため、これらの家庭に対して、児童扶養手当の支給を行い、経済的支援を行います。また、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、横須賀公共職業安定所等の関係機関と連携を図り就業に向けた支援を実施していきます。	子ども課
19	ひとり親家庭等の医療費の軽減	ひとり親家庭等の医療費について、引き続き経済的な負担の軽減に努めます。	子ども課

No.	取組み	内 容	担当課
20	居宅介護事業の実施	日常生活を営む上で困難のある障害児者に対し、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等の家庭におけるサービスを提供します。	福祉課
21	短期入所の実施	障害児者を介護している家族の疾病や休養等の理由により一時的に家庭で介護が出来ない場合、短期間施設サービスを提供し、障害児者及び、介護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	福祉課
22	補装具の交付	障害児者の失われた身体的機能を補うことにより、日常生活の利便性を向上させるため、補装具の交付、修理を行います。	福祉課
23	日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るための用具の購入費を補助します。さらに必要に応じて給付対象となるものの見直しを行ない、より良いサービス提供により、介護者を支援し、障害児者の自立を支援します。	福祉課
24	こども発達医療相談事業の実施	発達障害児等の早期発見、早期療育を目的として、医師、臨床心理士による相談や発達検査等を定期的 to 実施します。	子ども課
25	療育支援の推進	発達に課題のある就学前の児童と保護者を対象に、基本的な生活習慣や社会性を、保護者に対しては障害の正しい理解や適切な養育技術の習得を目的に事業を実施します。また、療育支援の拠点となる児童発達支援センターの設置について検討を進めます。	子ども課
26	地域生活支援の充実	関係機関と連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じた障害福祉サービスが提供できるよう努めます。また、障害児者にとって必要な情報を伝わりやすい方法で提供するように努めます。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
27	相談支援体制の充実	関係機関と連携し、障害児者やその家族が身近な場所で安心して相談することができるよう相談窓口の周知や対応力の強化を図ります。	福祉課
28	グループホームの整備	障害者の居住の場として、また地域での生活を支える社会資源としての役割を担うグループホームの整備を促進します。	福祉課
29	障害に対する保健・医療サービスの充実	障害者一人ひとりに配慮した治療・支援ができるよう、各医療機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めます。	福祉課
30	防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者制度に基づき、避難支援を必要とする人（要支援者）の把握に努め、民生委員・児童委員、消防団、警察などが協力し、日頃の見守りや声掛け活動、災害時における安否確認等を支援できるよう、名簿の更新、体制整備等を行い、安全・安心体制を確保します。また、災害発生時には、一般の避難所に加えて福祉避難所を開設し、対象者の特性に応じた支援を行う体制を確保します。	福祉課
31	雇用促進の啓発活動	関係機関と連携し、障害者雇用が促進されるよう普及、啓発に努めます。	福祉課
32	相談・就労支援の充実	障害者がそれぞれのライフステージにおいて、生き生きと生きがいを感じながら安心して働くことができるように、施設への通所に対する支援及びニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。	福祉課
33	就労の場の確保	関係機関と連携して、障害者雇用の拡大を図ります。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
34	住宅・建物等のバリアフリー化	重度障害者の家庭生活を容易にし、家族の介護負担を軽減するために、既存の住宅を改造する際の費用の一部を助成します。また、公共施設の建設にあたっては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、誰もが利用しやすくなるように、出入り口や廊下の幅の確保、障害者用エレベーターや身体障害者用トイレ設置等を行うなど、オープンスペースの整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及に努めます。	福祉課 各公共施設所管課
35	交通に関するバリアフリーの推進	・ ホームドアの設置等、鉄道や路線バスのバリアフリー化について事業者等に要望していきます。 ・ 障害者や高齢者をはじめとした、すべての横断歩行者の安全を確保するための音響信号機等の設置を、引き続き県及び県警本部に要望していきます。 ・ 歩道上並びに点字ブロック上の障害物の設置防止や撤去の啓発活動等を行うことにより、歩道のバリアフリー化を推進します。	政策課 福祉課 土木課
36	差別解消の周知・啓発	関係機関と連携し、障害者差別解消について普及・啓発に努めます。	福祉課
37	権利擁護・成年後見制度利用の推進	判断能力が十分でない対象者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、申し立てに必要な経費と後見人の報酬の一部を助成することで、成年後見制度利用の促進を図ります。	福祉課 高齢介護課
38	虐待防止の推進	三浦市障害者虐待防止センター機能を強化し、関係機関との連携により障害者への虐待防止、権利侵害の防止に努めます。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
39	緊急通報体制整備	65 歳以上のひとり暮らしの方のうち、希望する方に対し、事前に既往歴や親族の連絡先などの情報を登録していただき、急病等の緊急時の対応について助言を行います。また、緊急時には、安否確認や親族への連絡等、関係機関と協力しながら迅速かつ適切な支援を行います。	高齢介護課
40	養護老人ホーム等保護措置	原則として 65 歳以上であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が養護老人ホームに入所することを支援します。	高齢介護課
41	外国籍市民高齢者等福祉給付金支給	在日外国籍の方で、制度の狭間で公的年金を受給する要件を満たさない方に、福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ります。	高齢介護課
42	高齢者福祉サービス事業	対象者にはり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成します。また、寝たきりの高齢者の中で該当する対象者に出張理容・美容サービスの利用券を発行します。	高齢介護課
43	老人クラブ連合会育成	三浦市老人クラブ連合会の主催する文化行事やスポーツ大会等、各地区の単位老人クラブが行っている活動や会員相互の交流に対して、助成による活動支援を行います。また、魅力ある会の運営により、会員数の維持を図りながら事業が展開できるよう支援します。	高齢介護課
44	老人福祉保健センター運営	気軽で身近な交流の場として、個人による自由な利用と、老人クラブ等のグループ予約による利用が選択できる施設です。高齢者等からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等の場を提供します。	高齢介護課

No.	取組み	内 容	担当課
45	シルバー人材センター育成	シルバー人材センターでは、自主・自立・共働・共助の理念のもと、技能の向上と就労、会員の交流、健康づくり、活力ある地域づくりに寄与するための社会活動を実施しています。今後も、高齢者等が技術や経験、知識を活かして働くことにより、健康で生きがいを持つことができるよう、センターの活動等に対して助成による支援を行います。	高齢介護課
46	要支援者等に対する訪問や通所等の支援	個々の状況に応じて、訪問による洗濯や掃除等、通所による機能訓練や通いの場等の日常生活上の支援をはじめ、栄養改善を目的とした配食や見守り支援等、多様なサービスを提供します。地域包括支援センターや本市の窓口等で事業内容の説明を十分に行い、高齢者等の意向を確認しながら、適切な対象者の判定につなげます。また、事業内容等については、リーフレットの作成と配布、本市広報紙やホームページへの掲載、説明会の開催等によって、高齢者や家族、地域住民だけではなく、介護サービス事業者に対しても、十分な周知に努めます。	高齢介護課
47	総合相談体制と関係機関との連携の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の充実を図ります。	高齢介護課
48	介護保険サービスの充実	ひとり暮らしや認知症の方等、様々な高齢者が要支援や要介護の状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正を踏まえながら、必要な介護保険サービスを総合的・一体的に提供します。	高齢介護課

【基本目標２】 みんなで支え合う地域づくり

基本目標２においては、地域活動に主体的にかかわれる環境づくり及び民生委員・児童委員を含めた地域福祉活動の新たな担い手の育成という目標に沿って、主にボランティア活動や育児サークル等の地域活動の支援や、民生委員・児童委員の活動の周知を含めた活動支援に関する取組を取り上げることとします。

No.	取組み	内 容	担当課
1	ファミリーサポートセンター事業の実施	子育ての支援を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、地域で子育ての手助けをしていく仕組みとして、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	子ども課
2	子育てサークル活動への支援	子育てサークルへの支援を行います。また、育児サークル参加者への相談支援、サークル紹介の場の提供、サークルの一覧表を作成し配布します。	子ども課
3	地域の子育てネットワークの構築	地域で子育て支援活動を行う関係者・団体による活動を、HP 等を通じて市民に周知するとともに、各団体同士の連携を図るための支援を行います。	子ども課
4	主任児童委員等の活動支援	子育て中の人々が気軽に集まる場を提供する「ほっと＊ハート」や赤ちゃん訪問など、主任児童委員が行う地域の活動への協力支援を行います。	子ども課
5	人材育成・確保	障害のある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組みます。また、新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得を支援します。	福祉課
6	心のバリアフリーの推進	市民誰もが障害や障害者への理解をもち、支援を必要とする障害者等に対して、いつでも手を差し延べられるまちをめざし、ヘルプマークをはじめとした障害者に関するマーク等の周知啓発を行います。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
7	障 害 者 福 祉 の基盤整備	地域の障害福祉ネットワークの構築のために、三浦市 障害者自立支援協議会を円滑に運営し、障害者が地域 で暮らすために必要な地域課題などについて検討を 行う中核的な役割を果たす定期的な協議の場として 設置しています。	福祉課
8	高 齢 者 の 介 護 予 防 を 支 援 する 地域 づ くり の 推 進	地域に通いの場を充実させるとともに、住民によるボ ランティアを育成し活動を支援します。また、高齢者 の日常生活と密接に関わる三浦ならではの商業・農業 分野やボランティア団体等と連携を図り、地域全体で 高齢者の介護予防を支援する「地域づくり」を推進し ます。	高齢介護 課
9	生 活 支 援 体 制整備事業	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の 増加に対応し、その方たちが住み慣れた地域で安心し た生活を継続していくために必要となる多様な日常 生活上の支援について、生活支援コーディネーターや 協議体と連携・協働し検討を進めます。	高齢介護 課
10	民生委員・児 童 委 員 の 活 動支援	民生委員・児童委員が行う高齢者世帯等への訪問や日 常の見守り等の活動を支援します。また、民生委員・ 児童委員の固定化・不足に対応するため、新たな担い 手の育成をはかるために、民生委員・児童委員の活動 を周知する等の支援を行います。	福祉課
11	地 域 見 守 り 活動の推進	誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよ う、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く 発見し、行政の支援につなげることを目的として、個 人宅を訪問する事業者等と地域見守り活動を進める ための協定を締結します。	福祉課
12	ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 支 援	ボランティア活動を通じて、住民の主体的に生きる力 を共同で身につけていく「自主と連携のまちづくり」 を進める市民参加の拠点づくりを実施するため、ボラ ンティアセンターを支援します。	福祉課

【基本目標３】 地域福祉課題への対応

基本目標３においては、複合的な課題や制度の狭間にある課題等、近年増えつつある新たな課題に対応するという目標に沿って、近年特に注目されている問題に対応している取組みで今後力を入れていくべき取組みや今後検討していくべき取組みについて取り上げることとします。

No.	取組み	内 容	担当課
1	児童虐待防止ネットワーク（子どもを守る地域ネットワーク）体制の整備	相談を受ける段階から、保護や支援を要する児童や家庭の状況を的確に把握し、必要な調査や支援を行います。また、児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査や訪問指導等を活用するほか、保護を必要とする児童に関する通告義務等についての啓発を行います。また、三浦市児童虐待防止ネットワークの機能を十分に活用し、児童虐待事例に対して、調査や処遇検討、支援等を行っていきます。見守りについては関係機関と連携して行い、児童虐待の再発防止を図ります。	子ども課
2	緊急時の保育への支援	病児・病後児保育や休日保育等の緊急時の保育について、市民のニーズに基づき支援を行います。	子ども課
3	再犯防止への支援の検討	保護司会等の関係機関・団体と連携し、“社会を明るくする運動”等の取り組みを通して、再犯防止について理解を促進し、罪を犯した人などの地域生活を支えるための方策を検討します。	福祉課
4	引きこもり問題への支援の検討	以前から若者や高齢者の引きこもりが社会問題となっていました。近年問題となっている引きこもりは「８０５０問題」として、より深刻な問題となっています。今後、県などの関連機関と連携し、問題の解決に向けた方策を検討していきます。	福祉課
5	生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の三事業を一体的に実施し、申請者の生活困窮状態からの脱却と自立の促進を図ります。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
6	自殺対策	自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。令和5年度に改定した自殺対策計画に基づき、「生きることの包括的な支援」、「関連施策の連携の強化」を基本方針として、自殺対策を推進します。	福祉課
7	避難行動要 支援者の支 援	災害時における要支援者の避難の支援について、地域と行政が連携した支援計画作成について検討します。 また、個別支援計画の策定を実施していきます。	福祉課
8	住民の地域 福祉活動へ の参加の促 進	住民の多くが地域活動に参加していない現状を打破するため、1人でも多くの住民の地域福祉活動への参加を促進する方法について検討します。	福祉課
9	包括的な支 援体制の整 備	地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を既存の制度も活用した更なる連携強化を図りながら、推進していきます。	福祉課
10	農福・水福 連携の推進	障害者の就労支援及び多様な人々の活躍を通じた地域産業（農業、水産業等）の振興のため、農福・水福連携について、関係機関と連携し、推進します。	農産課 水産課 福祉課

資料編

【資料 1】 三浦市地域福祉計画推進懇談会に関する要綱

三浦市告示甲第 29 号

三浦市地域福祉計画推進懇談会に関する要綱を次のように定める。

平成 23 年 6 月 30 日

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市地域福祉計画推進懇談会に関する要綱

(開催)

第 1 条 市長は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく三浦市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な検討を行うため、三浦市地域福祉計画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(検討事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画に基づく地域福祉の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会の構成員は、学識経験のある者、福祉、保健及び医療の関係者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者とする。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて懇談会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、保健福祉部庶務主管課において行う。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が構成員の意見を聴いて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
(三浦市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 三浦市地域福祉計画推進委員会設置要綱(平成 21 年三浦市告示第 185 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に廃止前の三浦市地域福祉計画推進委員会設置要綱の規定に基づき三浦市地域福祉計画推進委員会の委員となっている者は、この告示による懇談会の構成員とみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日三浦市告示甲第 19 号)

この告示は、公表の日から施行する。

【資料２】三浦市地域福祉計画推進懇談会名簿

(敬称略)

	氏 名	団 体 等
座 長	笹谷 月慧	三浦市民生委員児童委員協議会 会長
副 座 長	高根沢 奈津子	三浦市社会福祉協議会 事務局長
	徳山 宏基	医師会
	岸川 学	神奈川県立保健福祉大学 教授
	井上 政江	特別養護老人ホームはまゆう荘 施設長理事
	新倉 洋子	三浦市ボランティア連絡協議会 会長
	飯嶋 和子	手をつなぐ育成会 会長
	柴本 久美子	三浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	森 千恵子	鎌倉保健福祉事務所三崎センター 保健福祉課長
	齊藤 正史	三浦市 保健福祉部長

【資料 3】 三浦市地域福祉計画策定の経過

① 地域福祉計画推進懇談会の開催

	開催日	議題
第 1 回	令和 6 年 12 月 19 日（木）	第 5 期地域福祉計画策定について
第 2 回	令和 7 年 1 月 27 日（月）	第 5 期地域福祉計画策定について

② 庁議の開催

《部門経営会議》

開催日	議題
令和 7 年 1 月 29 日（水）	第 5 期地域福祉計画の策定について

《政策会議》

開催日	議題
令和 7 年 2 月 7 日（金）	第 5 期地域福祉計画の策定について

③ アンケート調査の実施

令和 5 年 11 月 16 日から令和 5 年 12 月 15 日にかけてアンケート調査を実施しました。

《アンケート調査の概要》

調査期間	対象	対象数	回収数	回収率
令和 5 年 11 月 16 日～令和 5 年 12 月 15 日	令和 5 年 10 月 1 日現在で 18 歳以上の市民（住民基本台帳から無作為抽出）	1,500 人	637 人	42.5%

④パブリックコメントの実施

広く市民の意見等を収集するため、令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 23 日までパブリックコメントを実施しました。

《パブリックコメントの概要》

項 目	概 要
募集期間	令和 6 年 12 月 25 日～令和 7 年 1 月 23 日
提出方法	持参、郵送、ファックス、E-mail
周知方法	市ホームページ等
資料の閲覧方法	文書配架 ・ 市役所分館 2 階 保健福祉部福祉課 ・ 南下浦出張所 ・ 初声出張所 ・ 市ホームページ
意見提出者数	0 人
意見件数	0 件

第5期三浦市地域福祉計画

地域福祉に関する市民アンケート 調査結果

目 次

I	調査概要	1
1.	調査目的	1
2.	調査対象者及び回収状況	1
II	集計結果	2
1.	調査対象者の基本情報について（Q 1）	2
2.	福祉の施策上の課題について（Q 2～Q11）	8
3.	地域での協力関係や暮らしについて（Q12～Q17）	20
4.	地域活動について（Q18～23）	28
5.	ボランティア活動について（Q24～Q29）	35
6.	福祉に関する意見について（Q30）	42

I 調査概要

1 調査目的

この調査は、令和7年度を始期とする三浦市地域福祉計画（第5期）を策定するために、複雑化・多様化する地域における福祉課題や地域福祉の推進に係る市民ニーズなどを把握するために実施するものである。

2 調査対象者及び回収状況

（1）調査対象者（住民基本台帳から無作為抽出）

令和5年10月1日現在 18歳以上の市民1,500人

【地区別】

三崎地区	606人
南下浦地区	518人
初声地区	376人

（2）回収状況

回収数 637人

回収率 42.47%

（3）調査期間

令和5年11月16日から令和5年12月15日まで

（4）調査方法

郵送による配布・回収

3 その他

図表中の「回答数」は、各設問に対して、未記入も含む回答数の総数です。

各設問の回答率（%）は、「各項目の回答数／各設問の回答数」で算出しています。

回答率は、小数点第二位で四捨五入して表記しているため、各項目の合計が100%にならない場合があります。

各設問の解説欄にある「前回」は、5年前に実施したアンケート結果です。

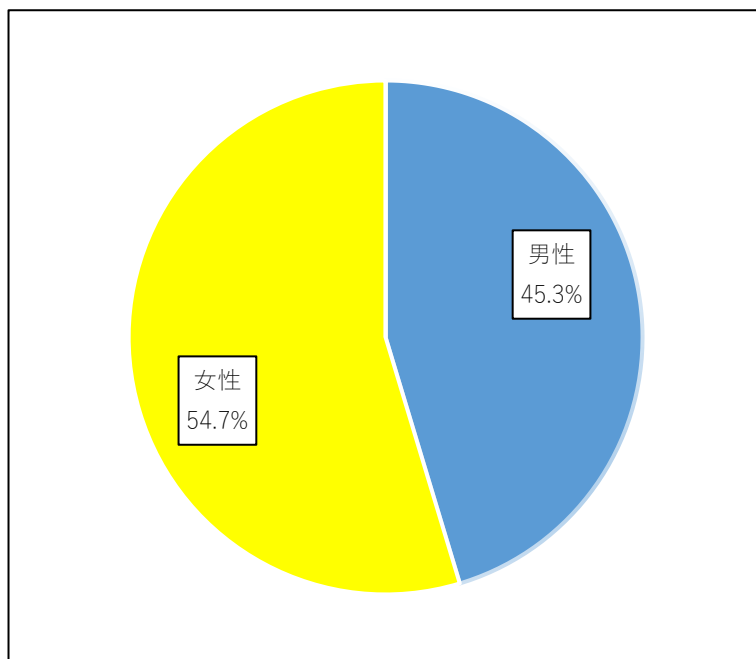
Ⅱ 集計結果

1. 調査対象者の基本情報について

Q 1 回答いただく方についておたずねします。

(1) あなたの性別は（○をひとつだけ記入してください）

【回答数：637 件】



【参考】

令和 5 年 10 月 1 日現在の三浦市全体の
状況

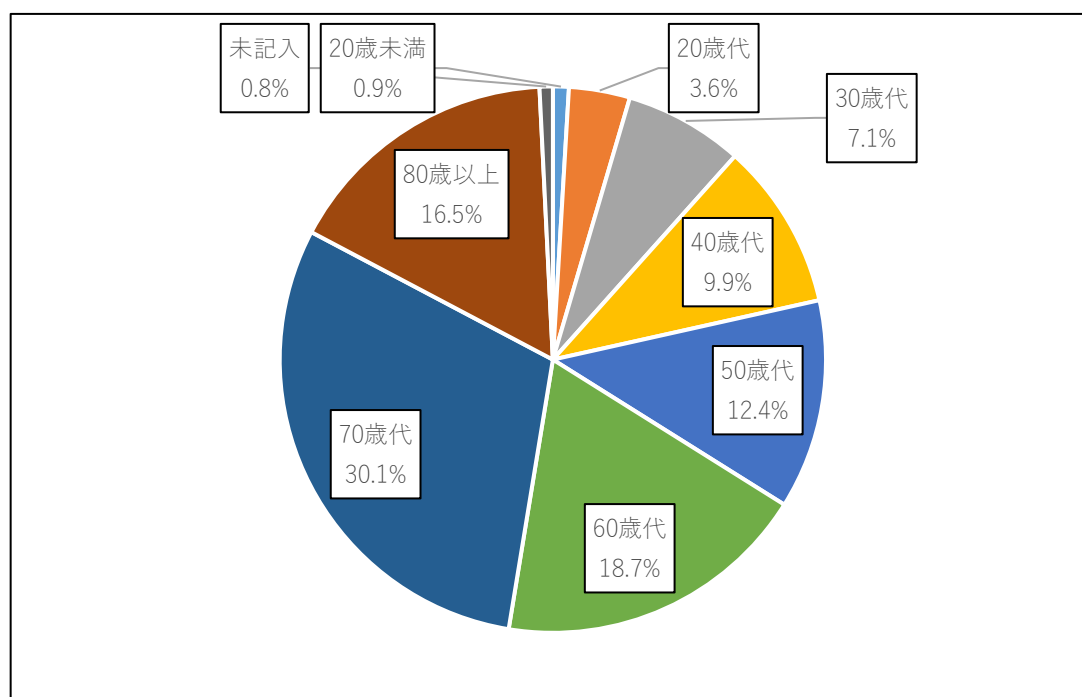
人口 40,306 人

男性 19,226 人 (47.7%)

女性 21,080 人 (52.3%)

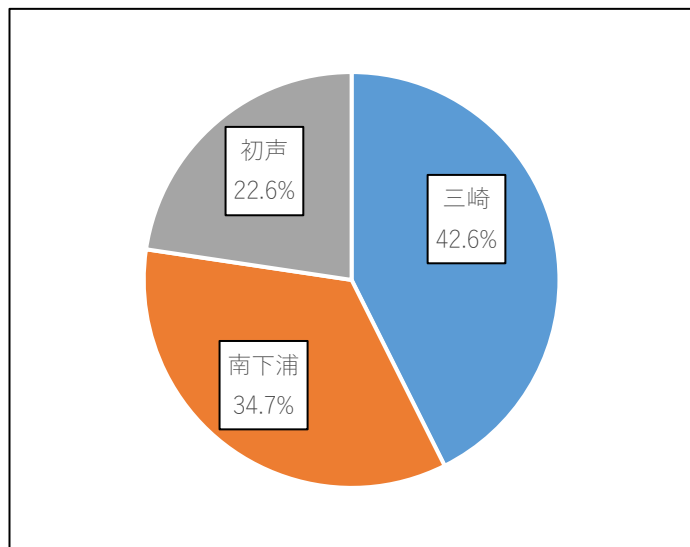
(2) あなたの年齢は（数字でご記入ください）

【回答数：637 件】



(3) あなたの居住地を教えてください。(〇をひとつだけ記入してください)

【回答数：637 件】



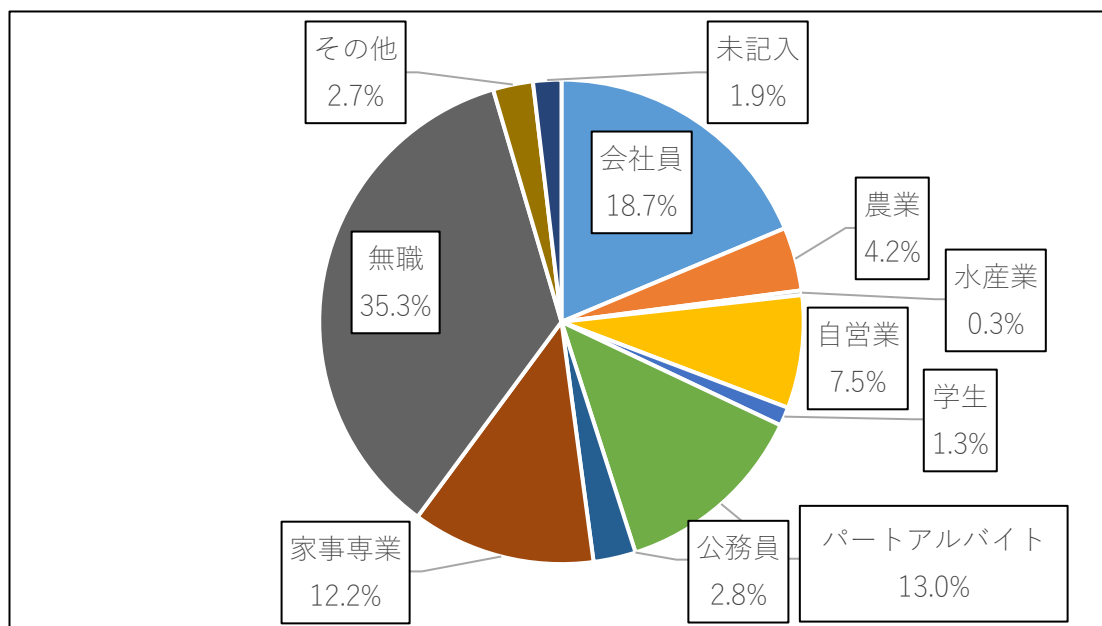
【参考】

令和5年10月1日現在の三浦市全体の状況

三崎地区	15,865人 (39.3%)
南下浦地区	14,537人 (36.1%)
初声地区	9,904人 (24.6%)

(4) あなたの主な職業を教えてください。(1つ選んで番号を記入してください)

【回答数：637 件】

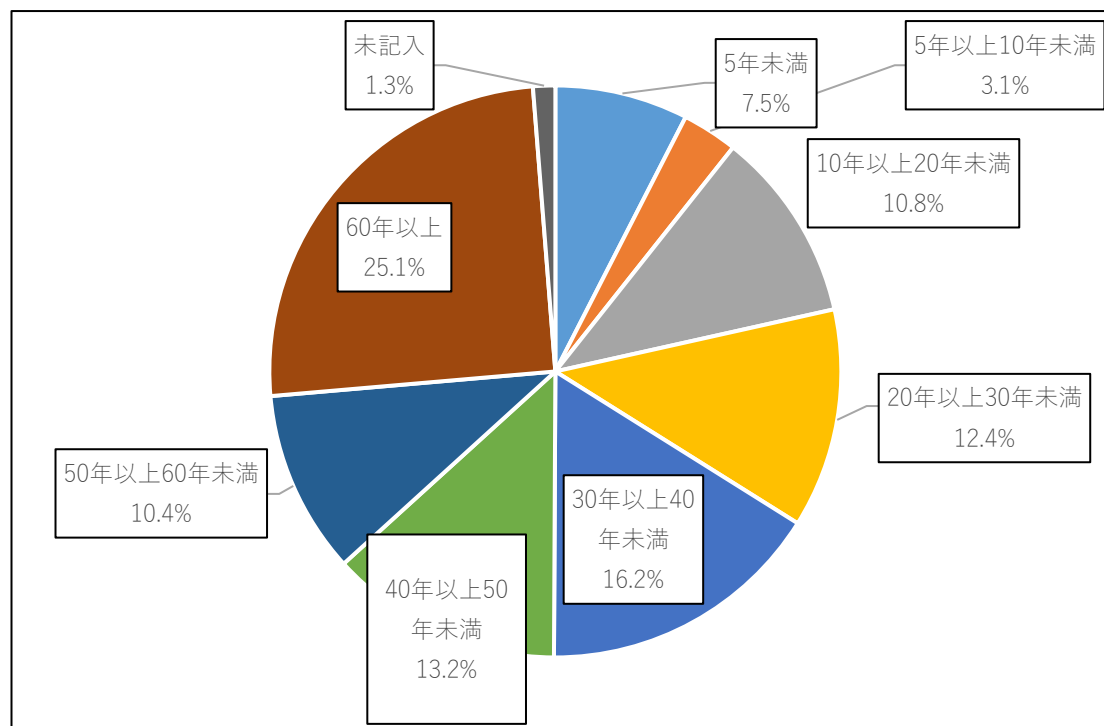


- ・「無職」と「家事専業」を合わせると 47.5% となり、約半数が職についていない状況です。前回より 2 ポイント増加しています。
- ・「会社員」、「農業」、「水産業」、「自営業」、「パートアルバイト」、「公務員」を合わせると 46.5% です。勤務地は、「市内」が 51.5% です。
- ・前回と比べ「会社員」は 0.2 ポイント減少し、勤務地は、「市外」が 70.6% となり、前回と比べ 0.1 ポイント減少しています。

(5) 三浦市には何年ぐらい住んでいますか。

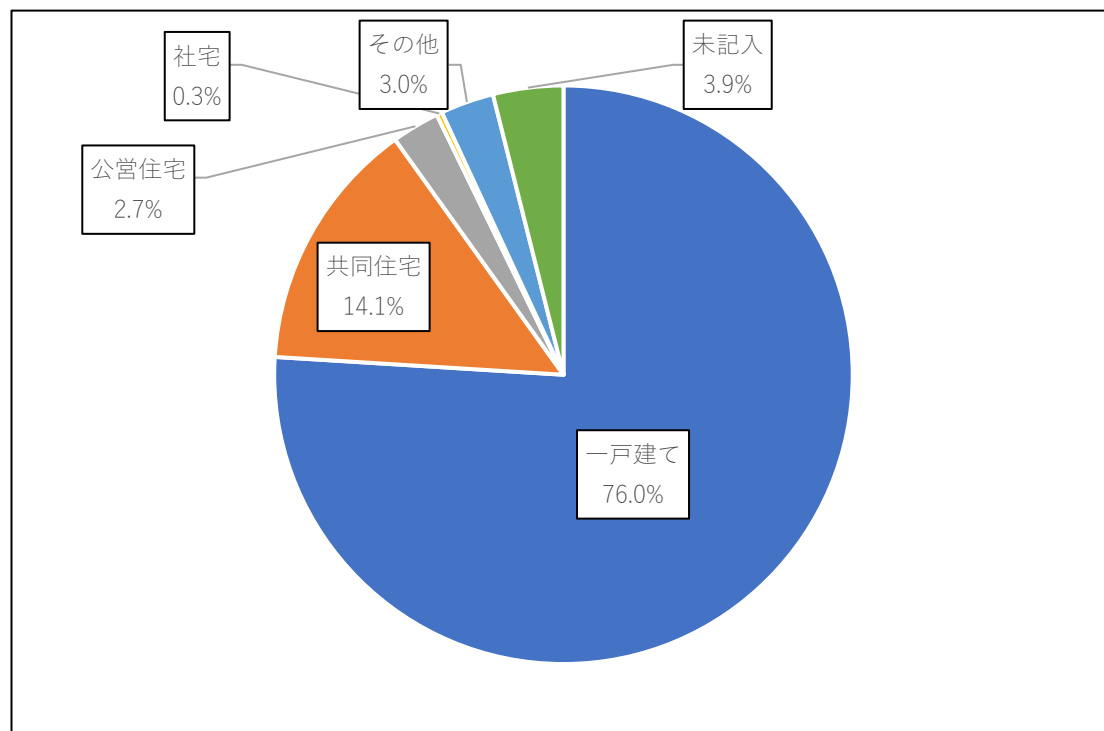
(1つ選んで番号を記入してください)

【回答数：637 件】



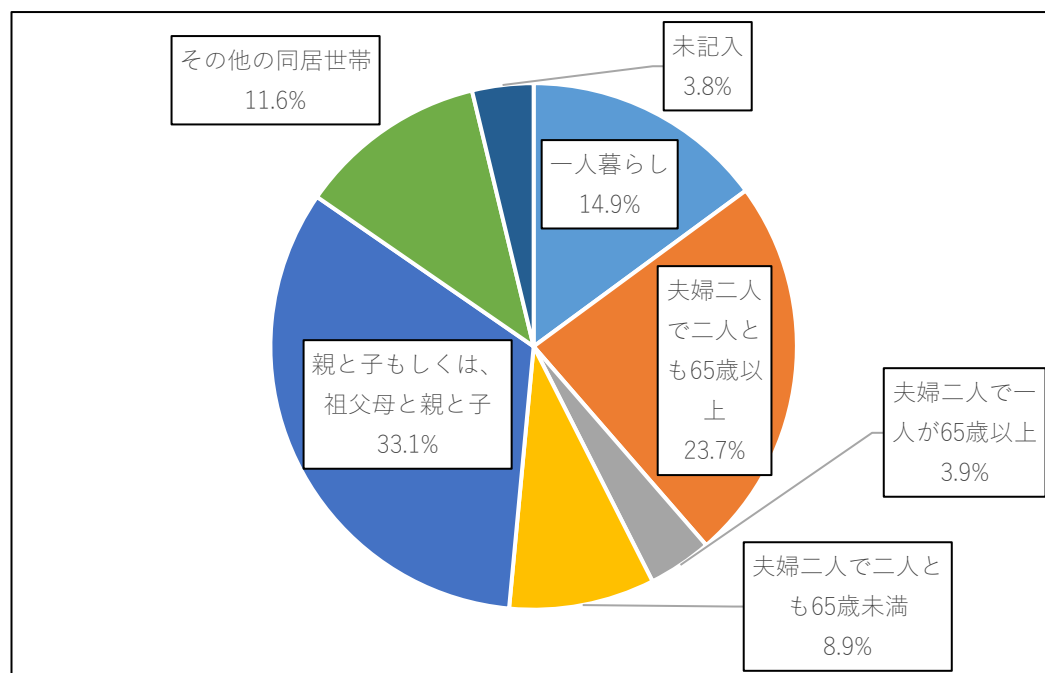
(6) 現在お住まいの形態は (1つ選んで番号を記入してください)

【回答数：637 件】



(7) 現在お住まいの家族構成について（１つ選んで番号を記入してください）

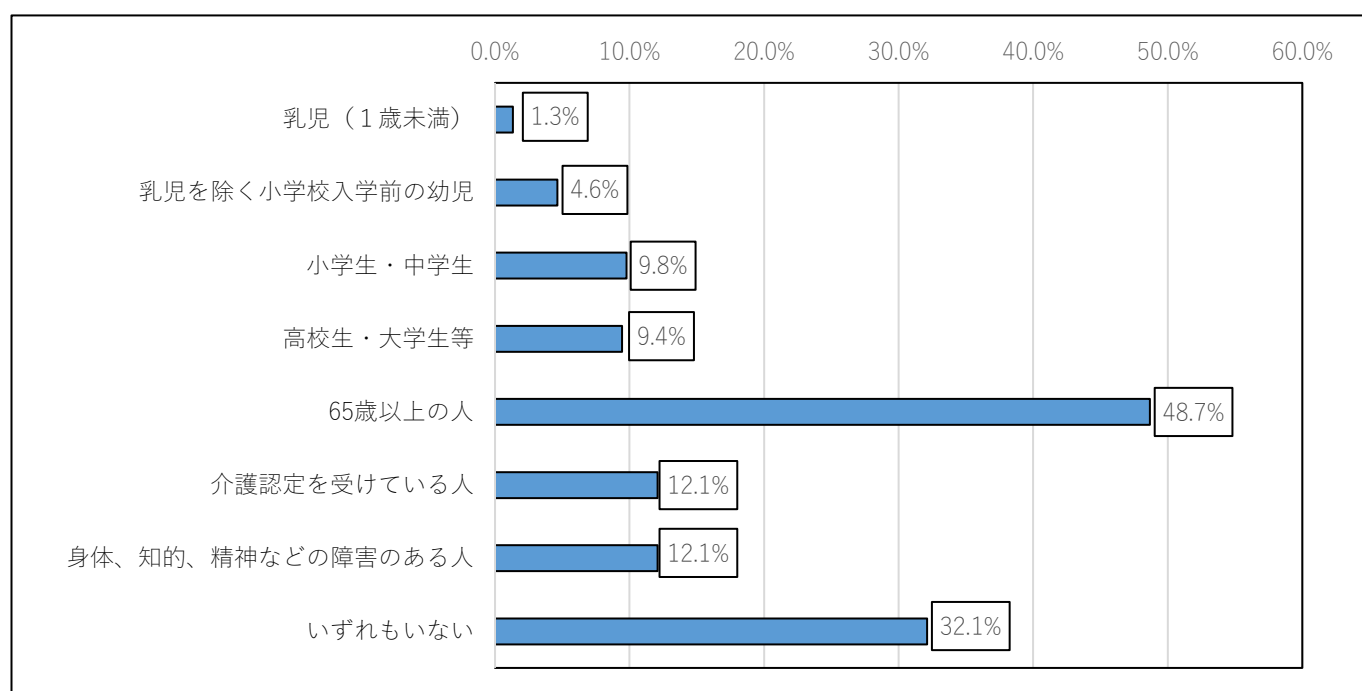
【回答数：637 件】



(8) 現在、あなた自身、もしくはあなたが同居している家族の中に、

次のような人はいますか。（7つ以内で選んで番号を記入してください）【回答数：637 件】

【今回からの新しい設問】

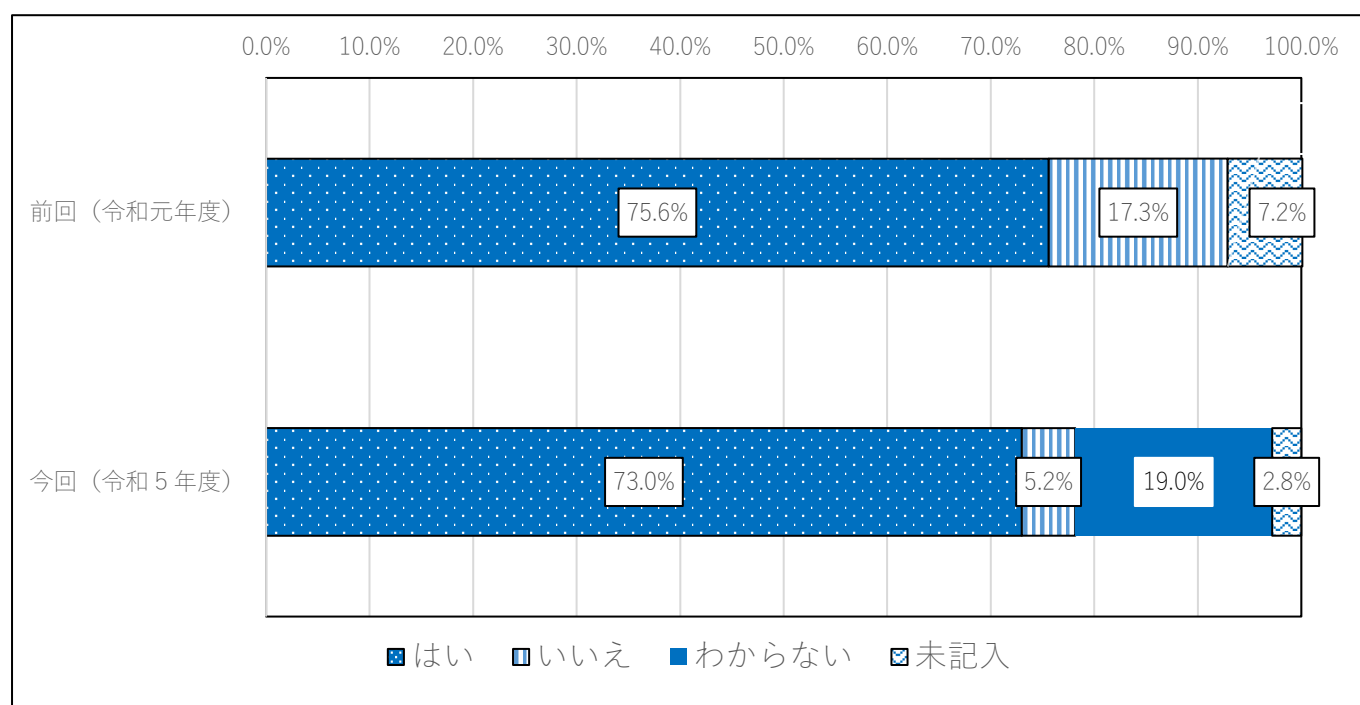


(9) 現在お住まいの地域にこのまま住みたいですか。

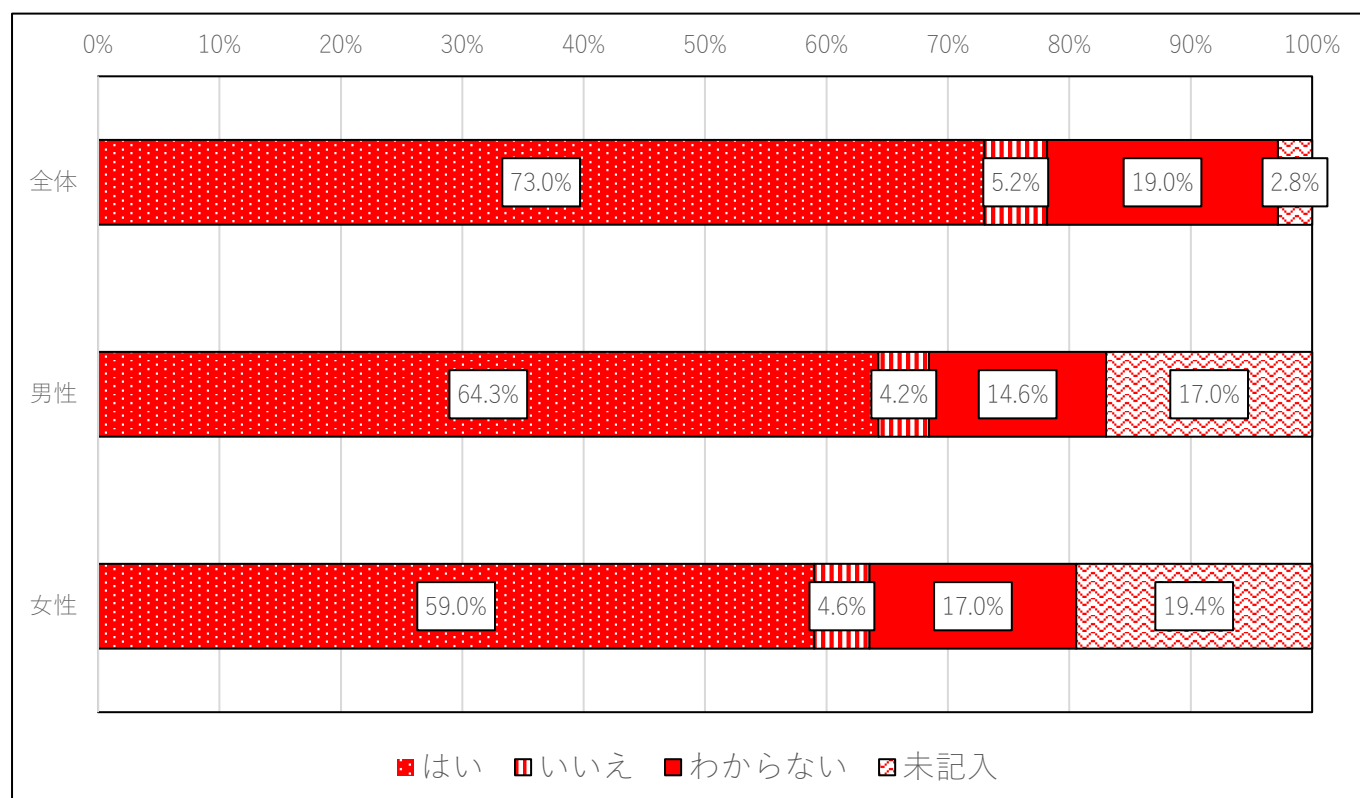
(○をひとつだけ記入してください)

【回答数：637 件】

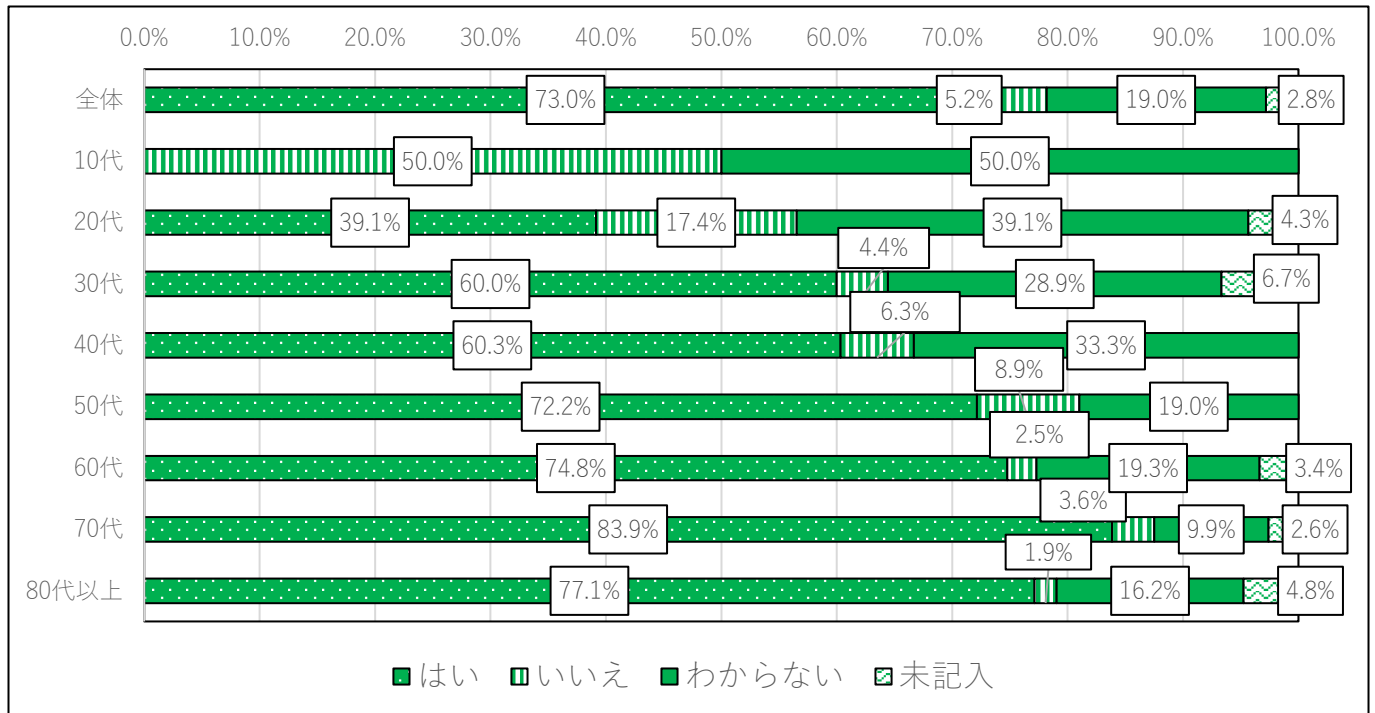
(※) 回答の「わからない」は今回から追加された回答項目です



【（性別）比較】



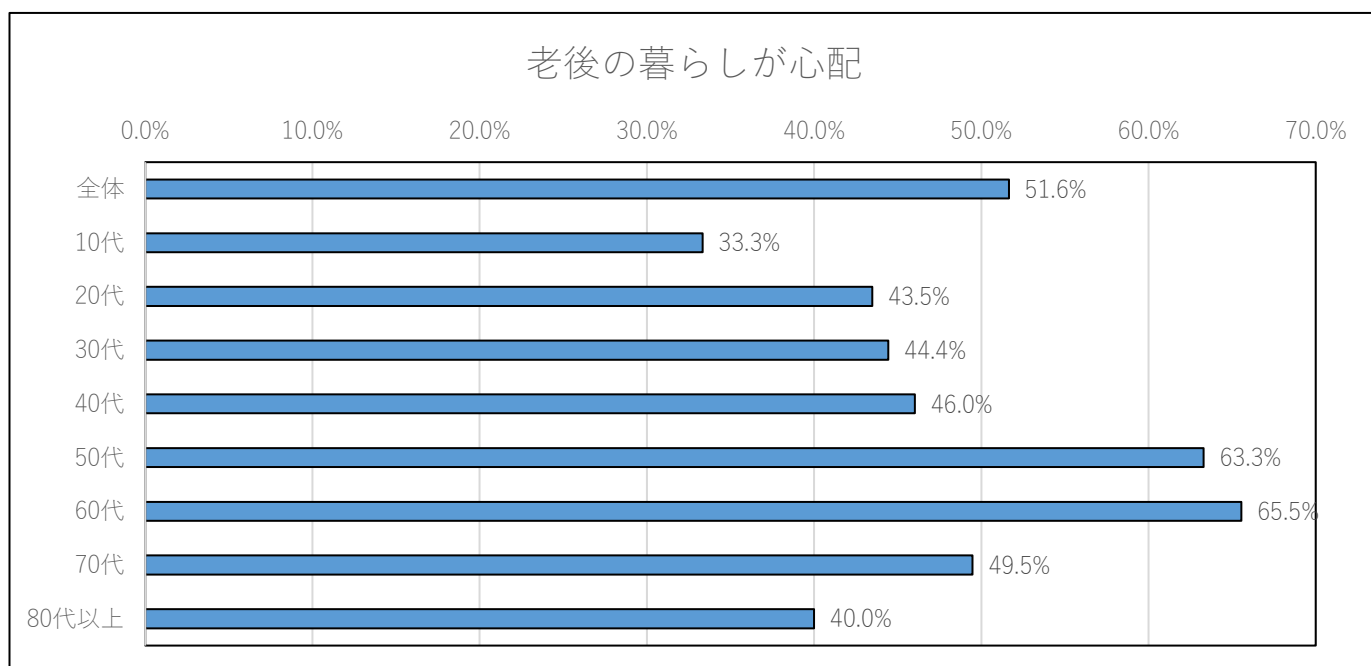
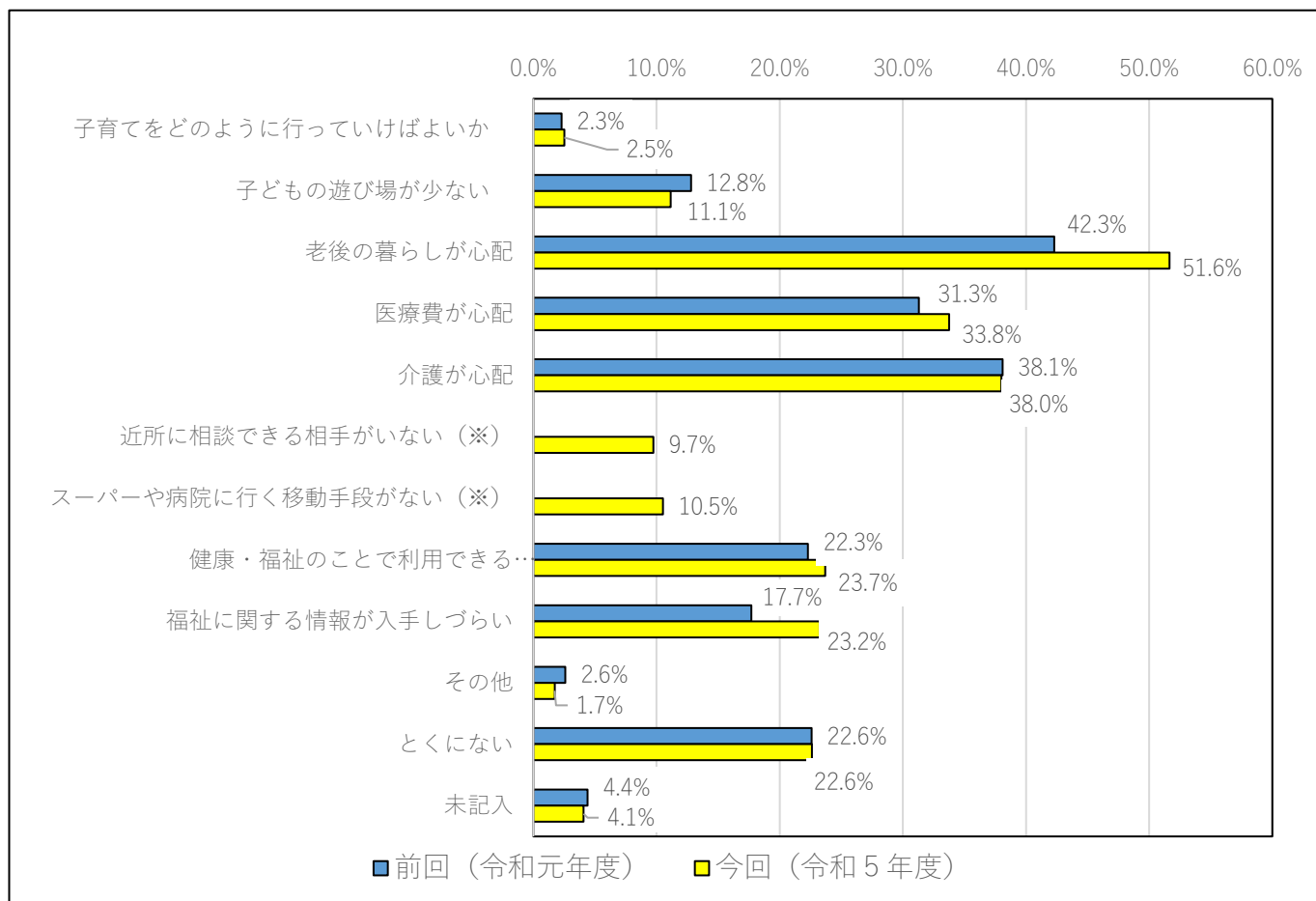
【(年代) 比較】



- ・前回と比べ「住みたい」が2.6ポイント減少しています。
- ・女性より男性が5.3ポイント多く「住みたい」と回答しています。
- ・年齢別でみると、20歳未満で「住みたい」と回答している人はいませんでした。
- ・50代以上の7割以上が「住みたい」と回答しています。

2. 福祉の施策上の課題について

Q2 今、福祉に関することで何か困っていることまたは悩んでいることがありますか。(10 つ以内で選んで番号を記入してください) 【回答数：637 件】
 (※) は今回から追加した回答項目です。



【Q2】

- ・前回と同様「老後」「医療費」「介護」が上位を占めています。特に「老後」が前回よりも 9.3 ポイント高くなっています。
- ・この項目を年代別に比較すると 50 代が全体よりも 11.7 ポイント、60 代が 13.9 ポイント高い傾向にあります。

【その他（主な意見）】

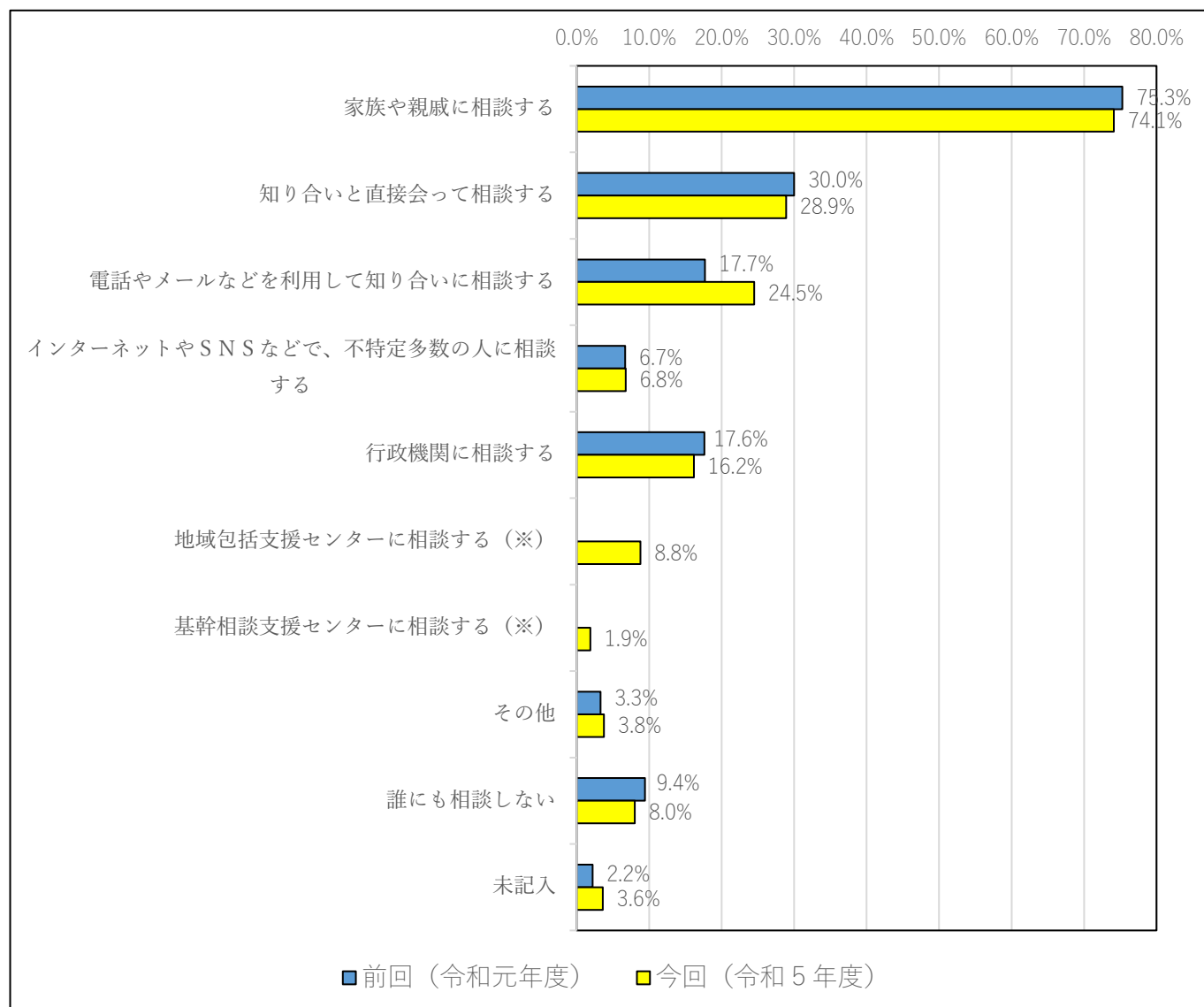
- ・文化施設が乏しい
- ・療育関係の情報・施設がない
- ・小児科がない。

Q3 困ったときや悩んだときに、どのような方法で相談していますか。

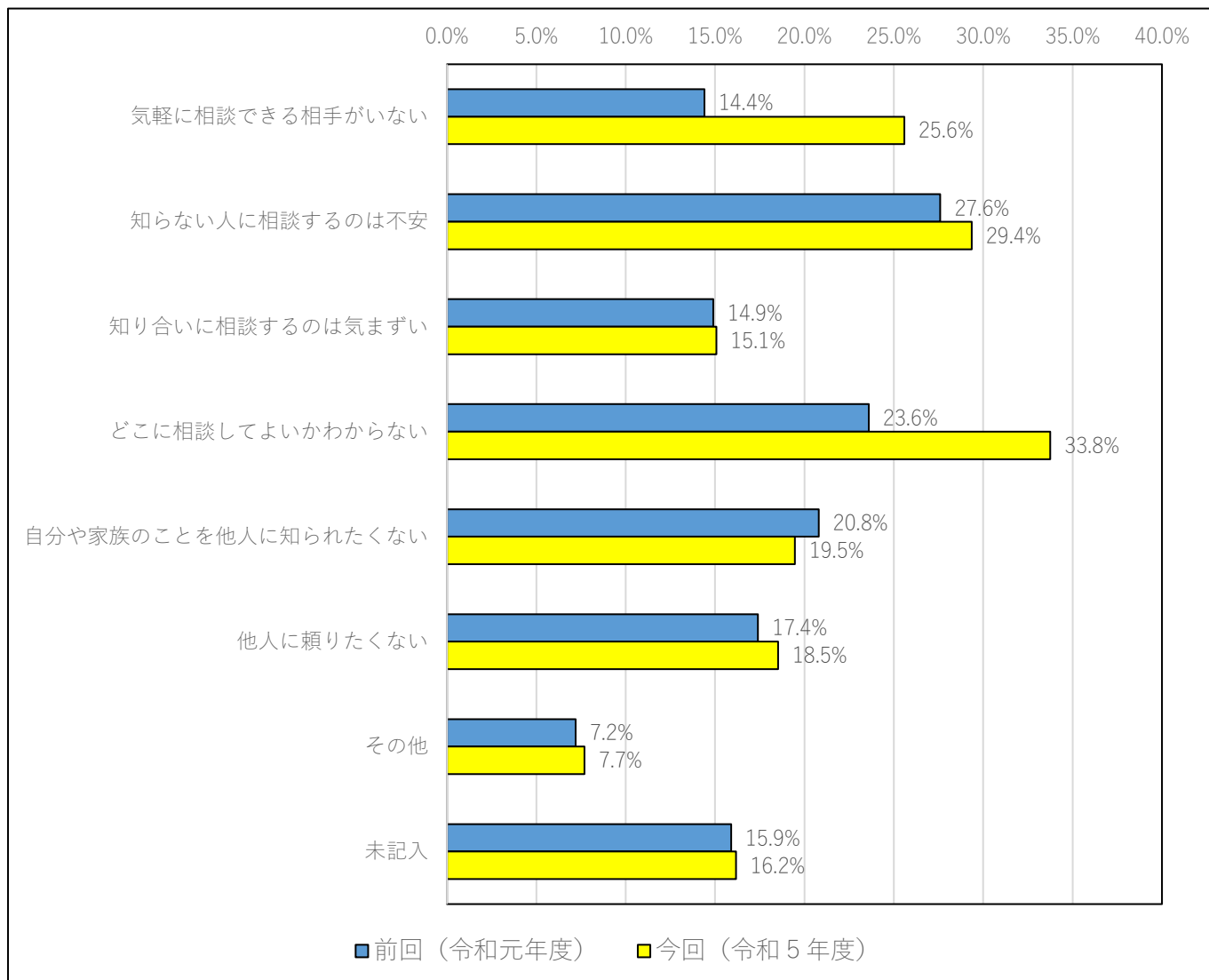
(8つ以内で選んで番号を記入してください)

(※) は今回から追加した回答項目です。

【回答数：637件】



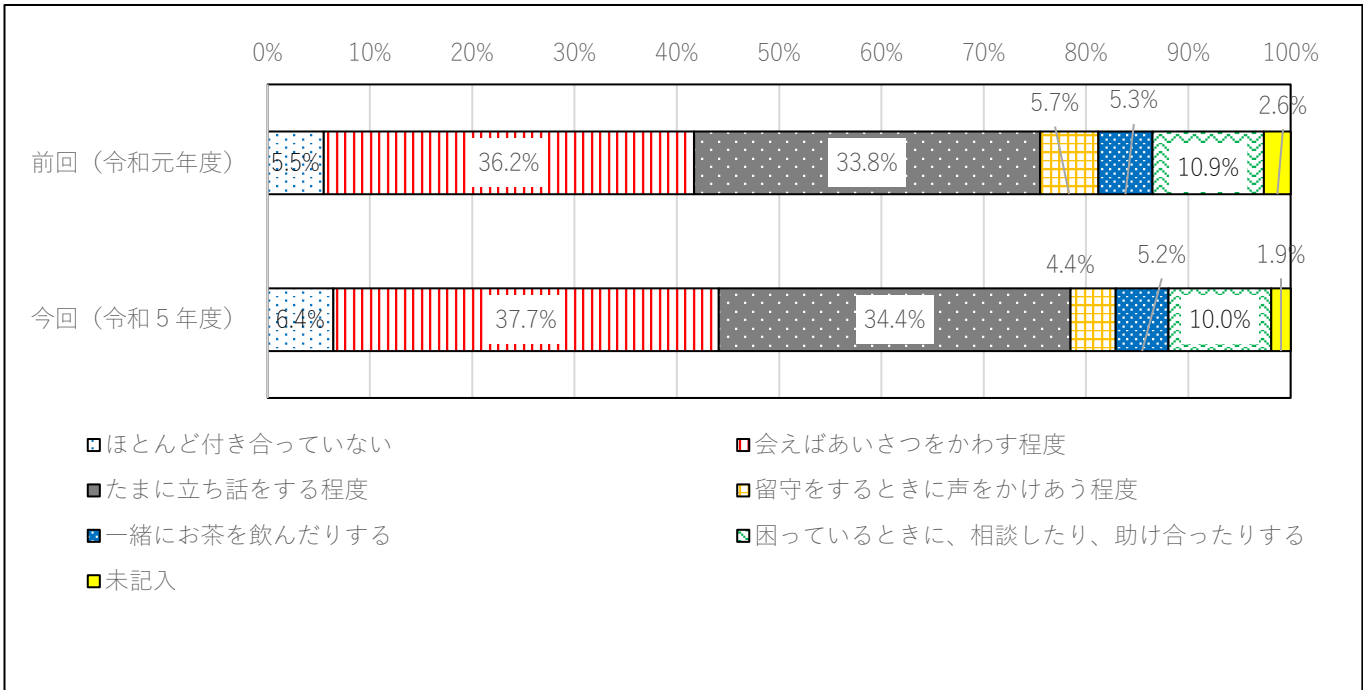
Q 4 困ったときや悩んだときに、相談がしづらくなることがあるとしたら、その理由は何ですか。（7つ以内で選んで番号を記入してください） 【回答数：637 件】



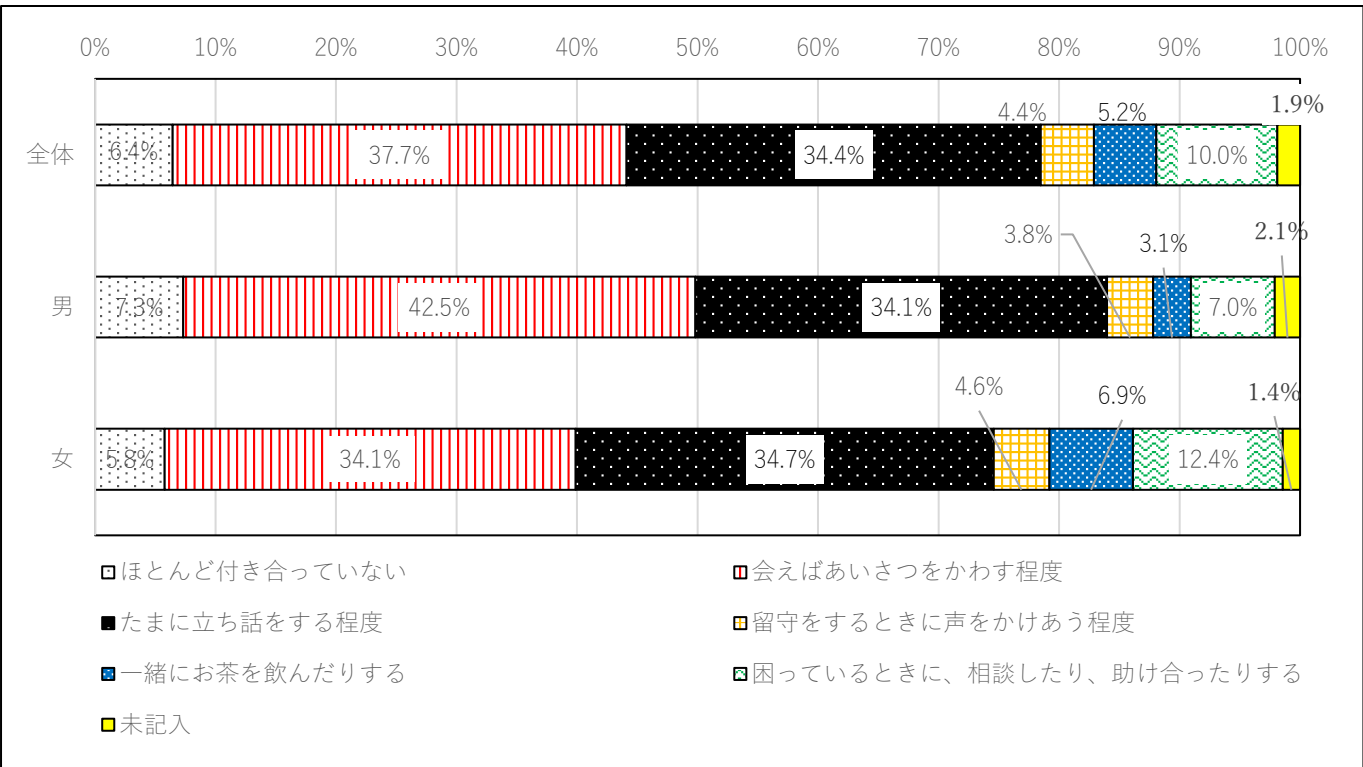
Q 5 隣近所とどのようなお付き合いをしていますか。一番近いものをお選びください。

(1つ選んで番号を記入してください)

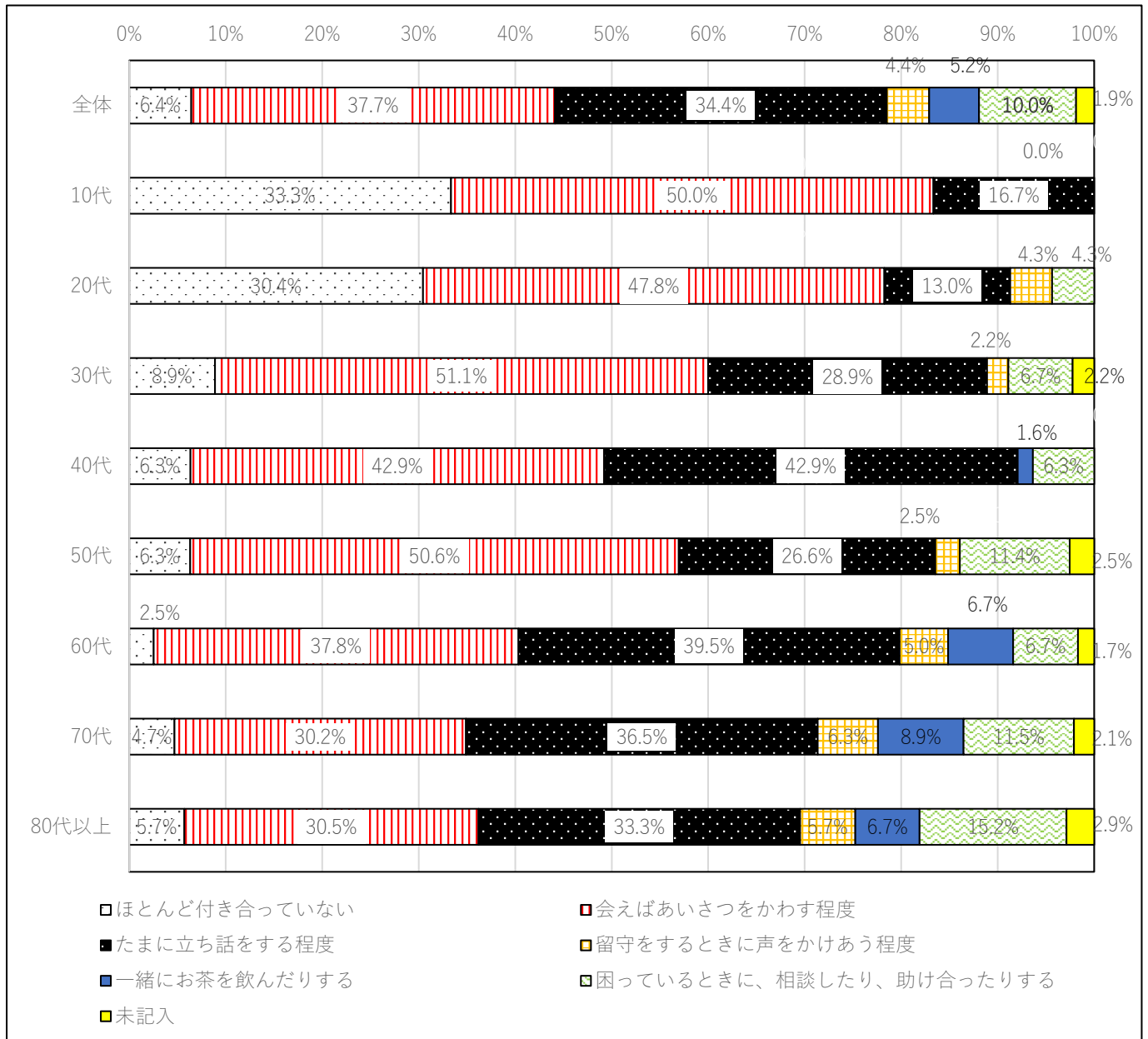
【回答数：637 件】



【(性別) 比較】



【(年代) 比較】

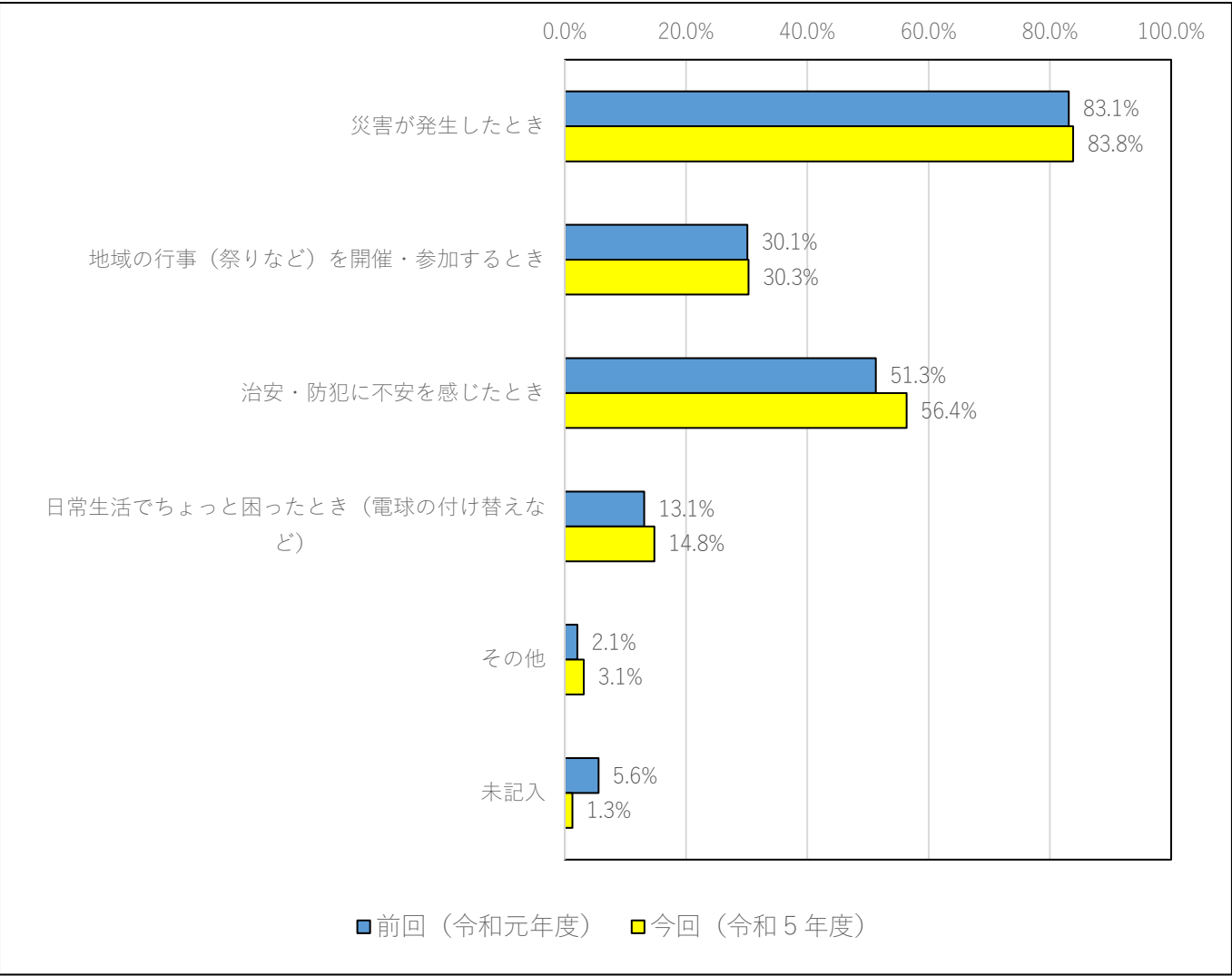


【Q5】

- ・ 「ほとんど付きあっていない」、「会えばあいさつをかわす程度」を合わせた割合が前回より、2.4 ポイント高くなっています。
- ・ 「ほとんど付きあっていない」、「会えばあいさつをかわす程度」を合わせた割合が30代以下及び50代の過半数を占めています。若い年代だけでなく近所関係の希薄化が見られます。
- ・ 「ほとんど付きあっていない」、「会えばあいさつをかわす程度」を合わせた割合が女性より男性が9.9ポイント高くなっています。

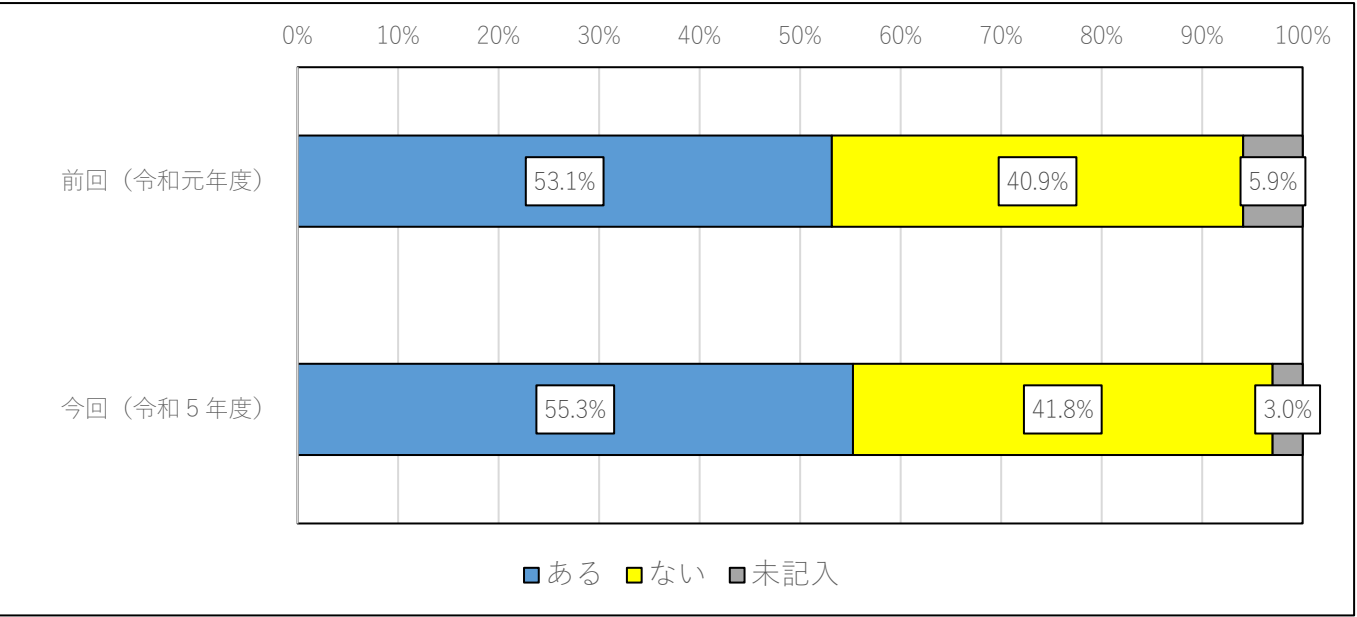
Q 6 どのようなとき隣近所との関わりが必要だと感じますか。
 (5つ以内で選んで番号を記入してください)

【回答数：637 件】

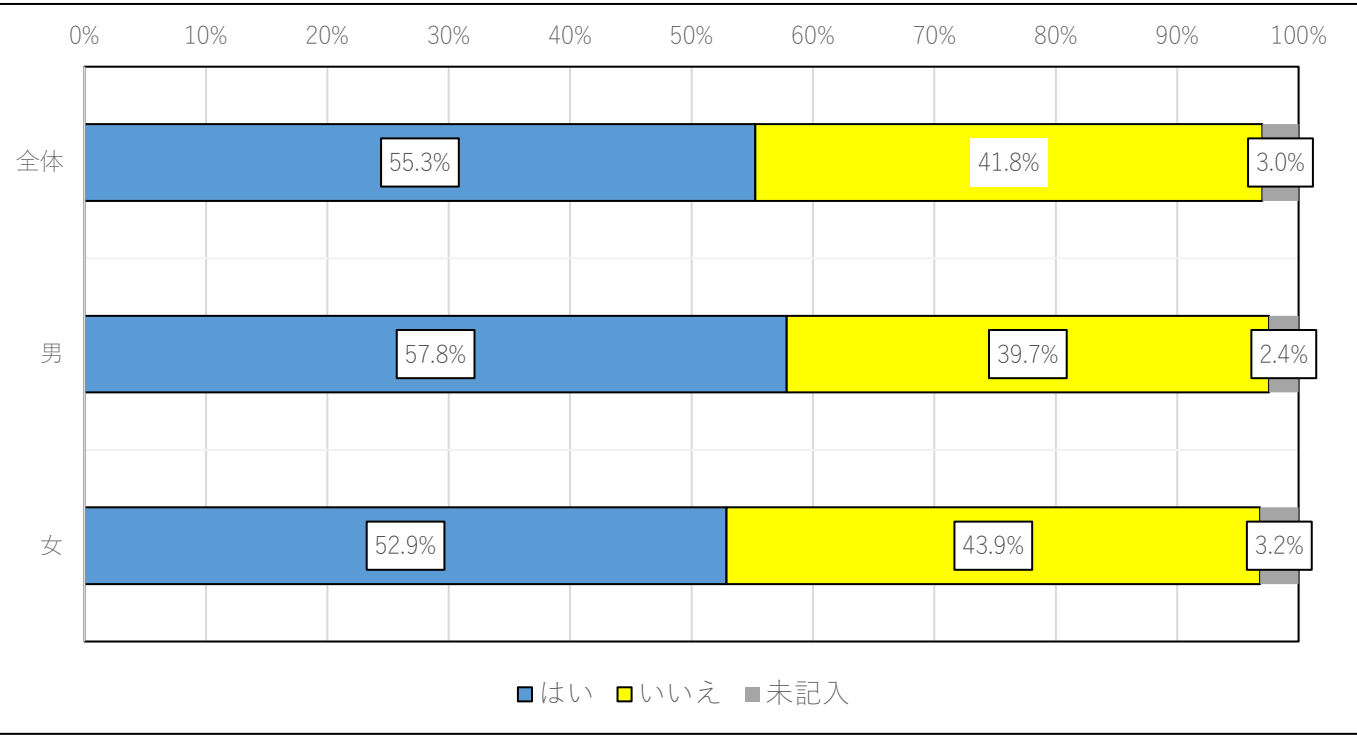


Q 7 近所の方から頼まれごとをされ、手伝ったことがありますか。
(○をひとつだけ記入してください)

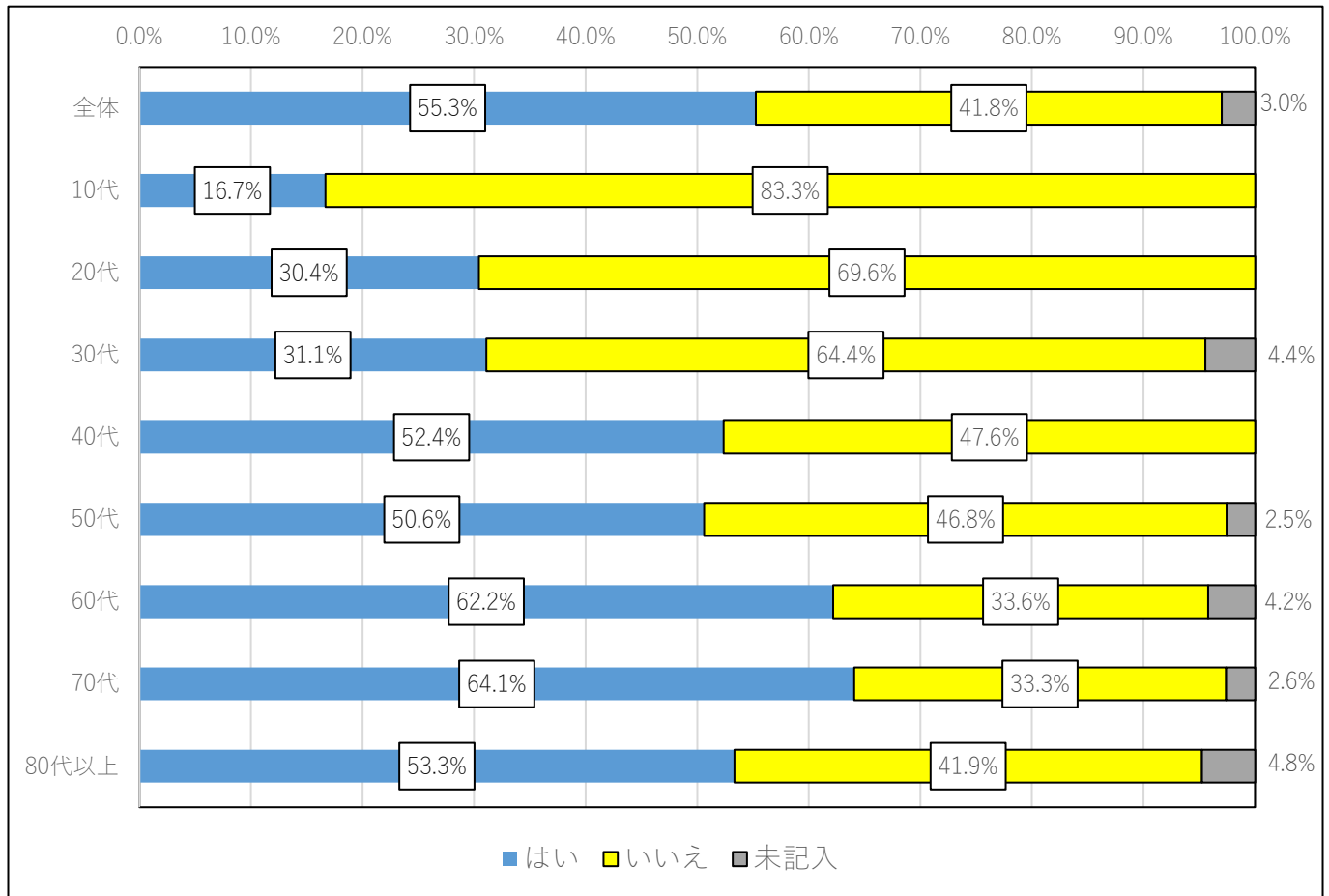
【回答数：637 件】



【(性別) 比較】



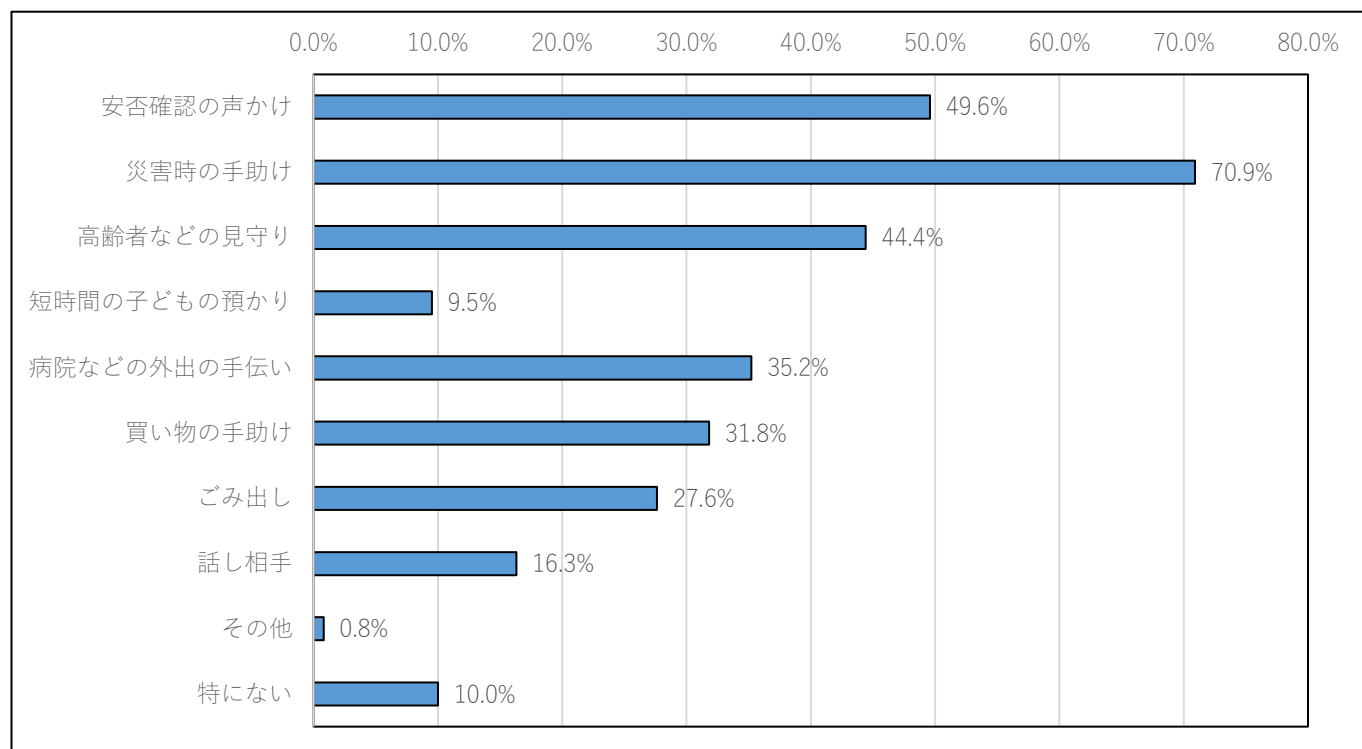
【(年代) 比較】



【Q7】

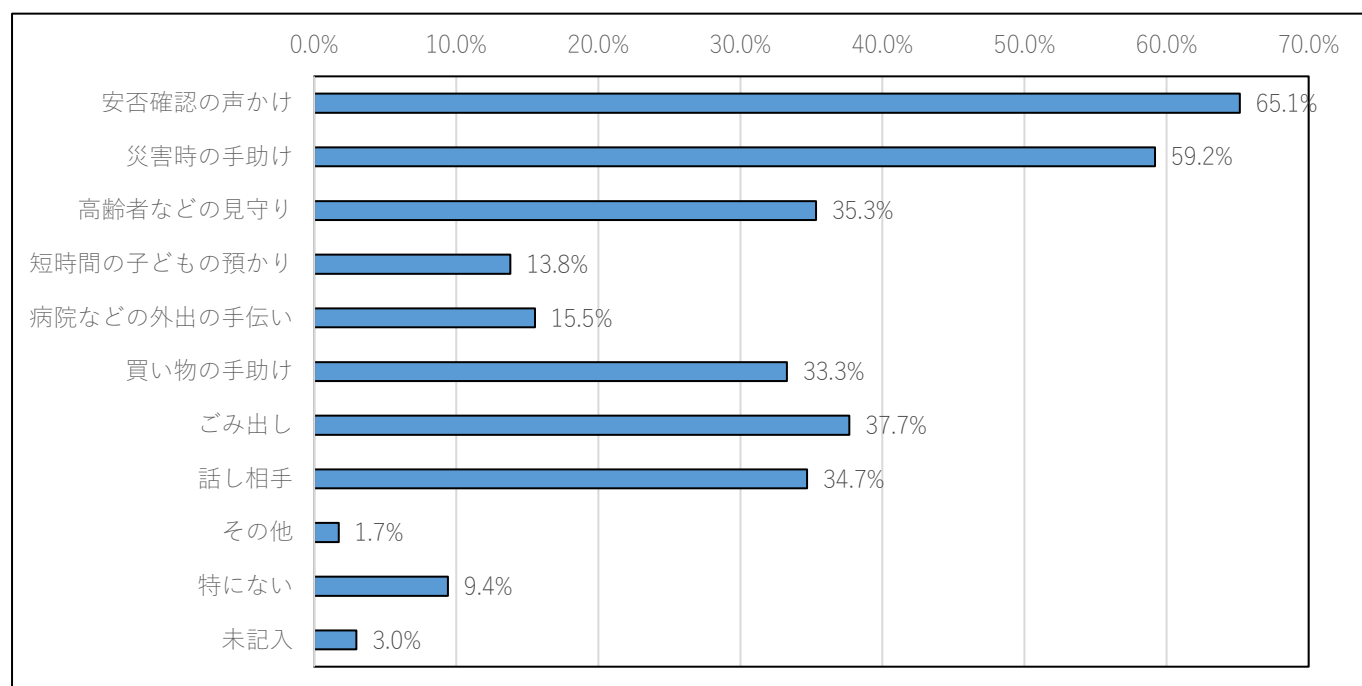
- ・ 前回と比較すると「ある」が2.2ポイント増加しています。
- ・ 女性より男性が「ある」回答した人が4.9ポイント高いです。
- ・ 40代以上では過半数以上の方が「ある」と回答していますが、30代以下の若い年代で「ある」と回答した人が過半数を下回っています。

Q 8 あなたやご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか（公的なサービスを除く）（9つ以内で選んで番号を記入してください） 【今回からの新しい設問】【回答数：637 件】



Q 9 近隣の高齢者や障害のある人の介助・介護、子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。（9つ以内で選んで番号を記入してください）

【今回からの新しい設問】【回答数：637 件】

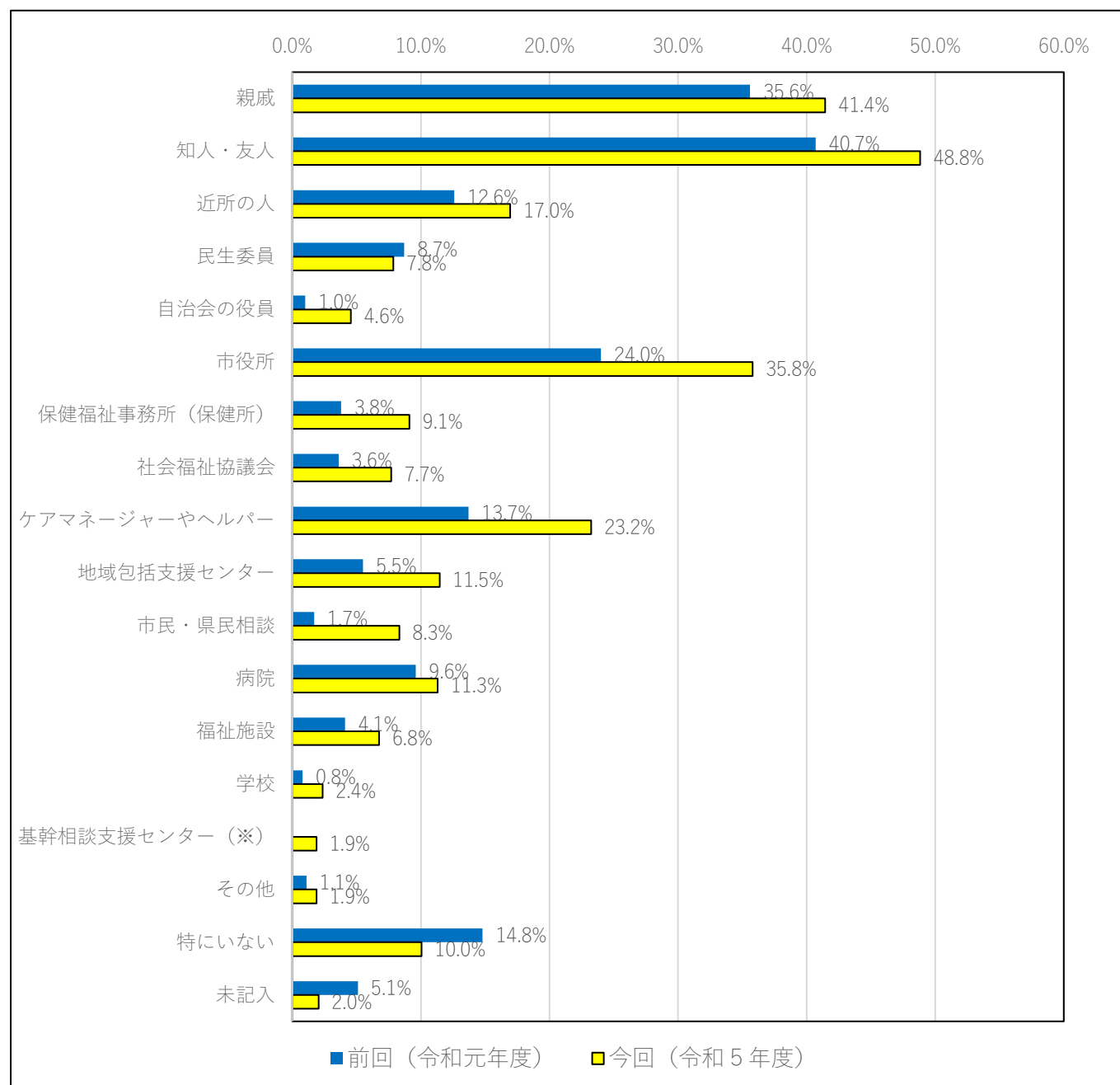


Q10 福祉のことで困ったとき、家族以外で相談する相手はどなたですか。

(16 つ以内で選んで番号を記入してください)

(※) は今回から追加した回答項目です。

【回答数：637 件】



【Q10】

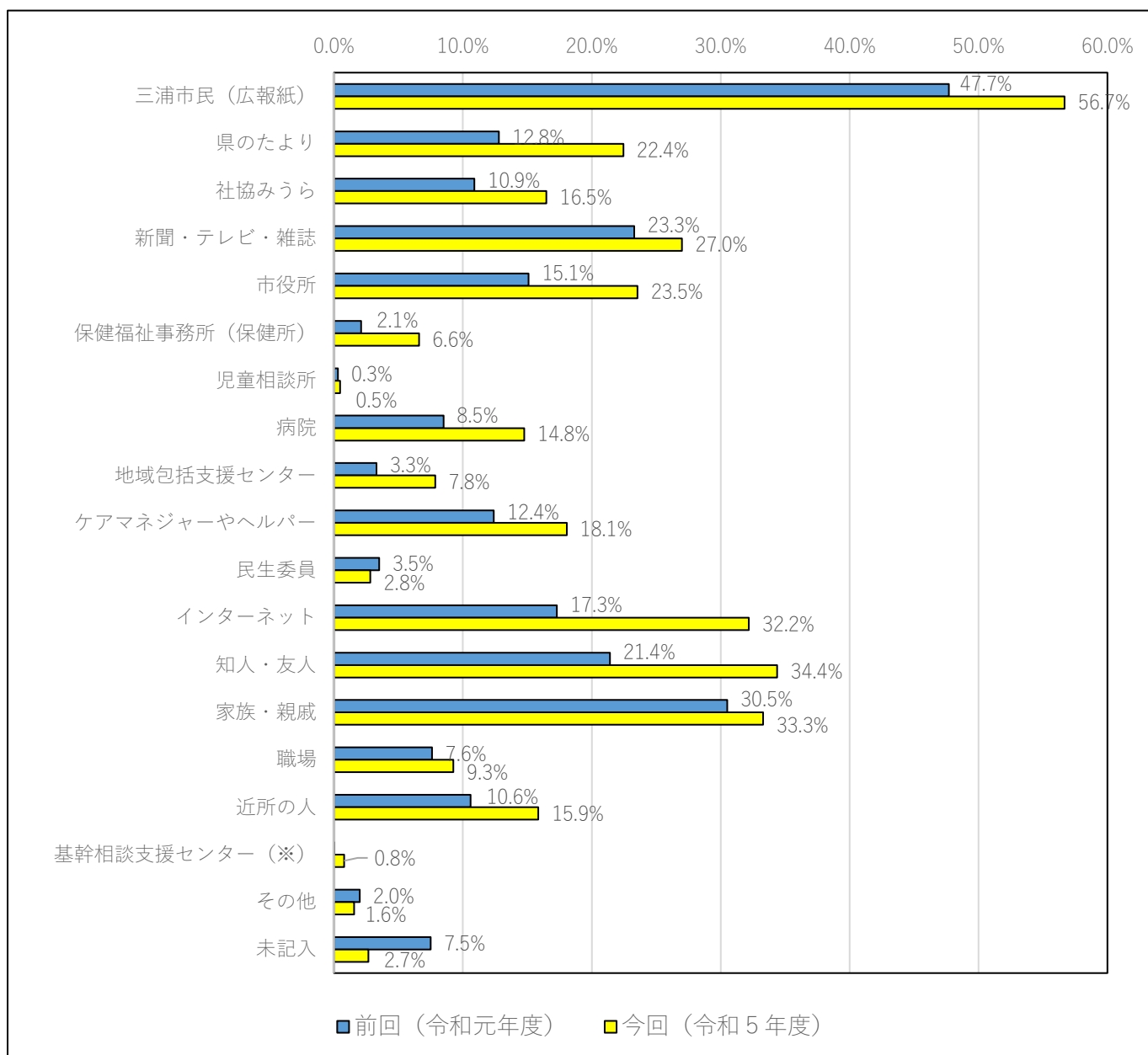
- ・「市役所」「ケアマネージャーやヘルパー」へ相談するという回答が前回より 10 ポイント前後増えています。
- ・前回、回答が低い傾向にあった「地域包括支援センター」へ相談するという回答が前回より 6 ポイント高くなりました。

Q11 医療・介護・福祉のサービスに関する情報はどこから得られますか。

(18 つ以内で選んで番号を記入してください)

(※) は今回から追加した回答項目です。

【回答数：637 件】



【Q11】

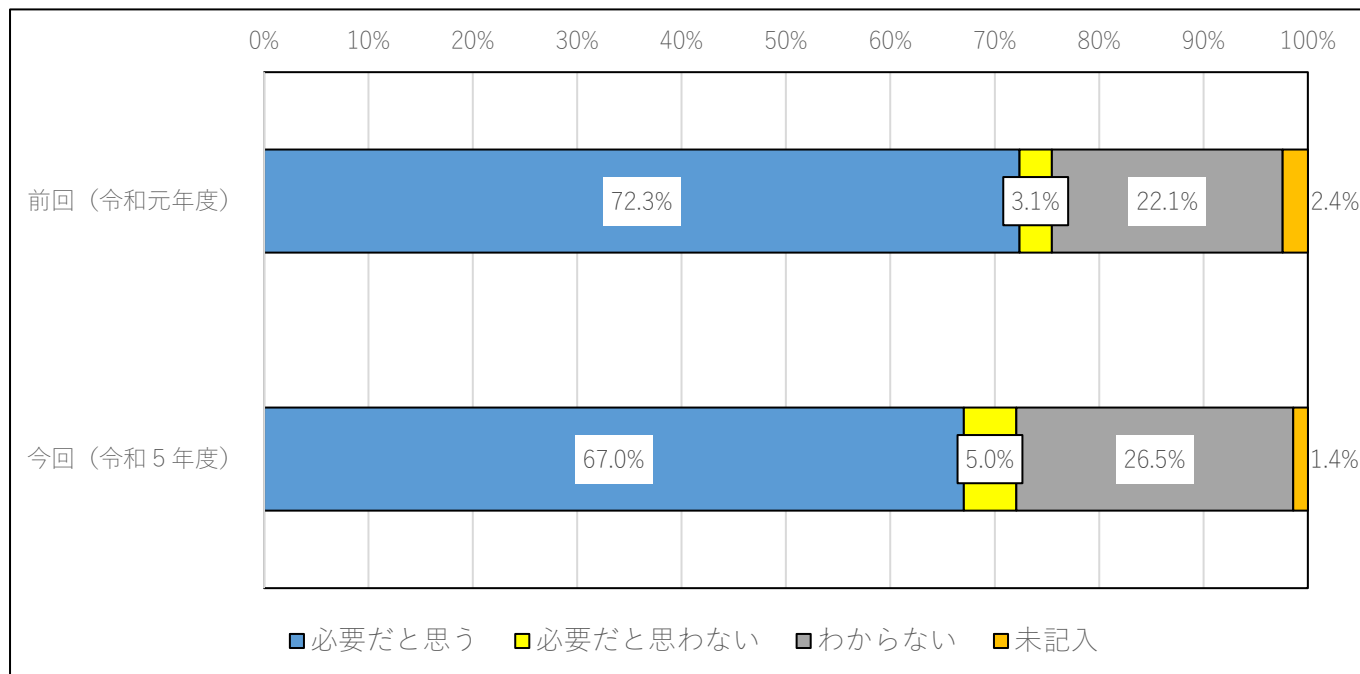
・「インターネット」が前回よりも 14.9 ポイント増加しています。

より広く医療・介護・福祉サービスの周知を図るため、情報発信のデジタル化を充実させる必要があると思われます。

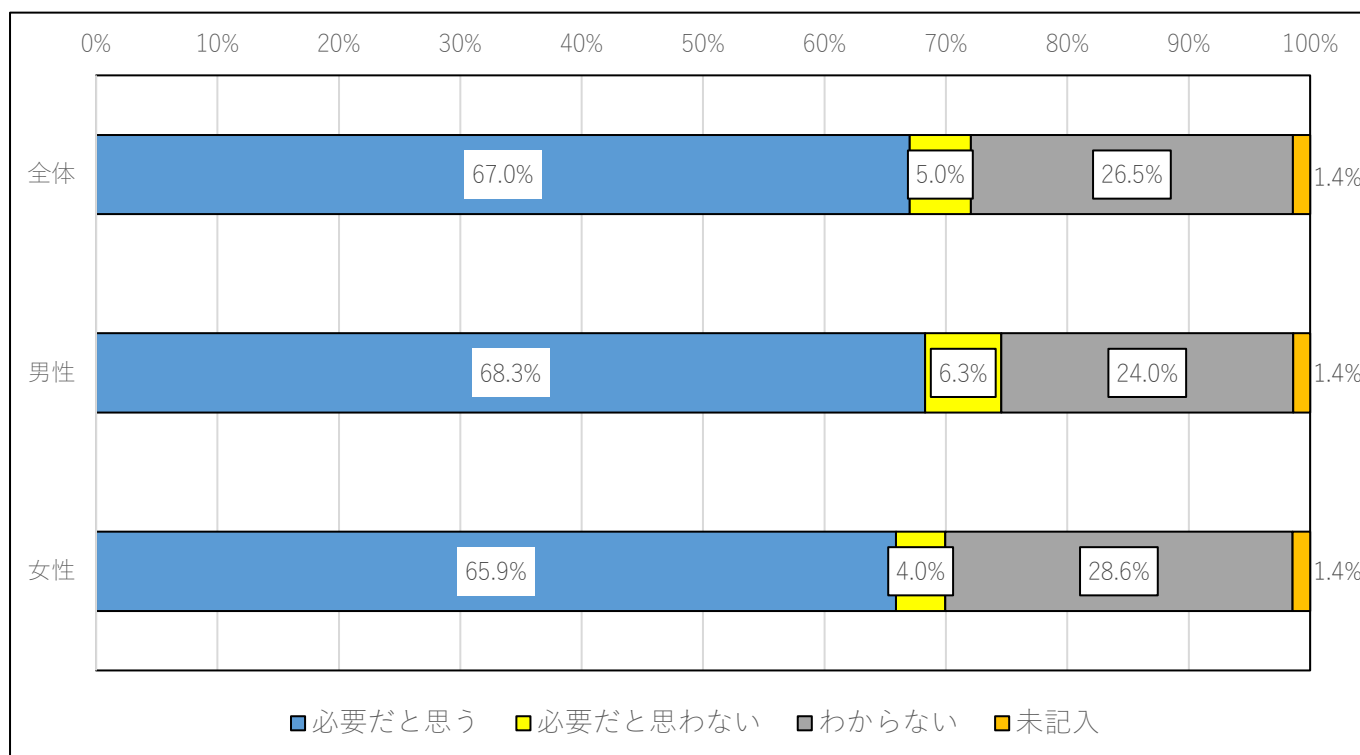
3. 地域での協力関係や暮らしについて

Q12 地域の中でおきる困りごとに対して、住んでいる方たちでお互いの
自主的な協力関係が必要だと思いますか。（○をひとつだけ記入してください）

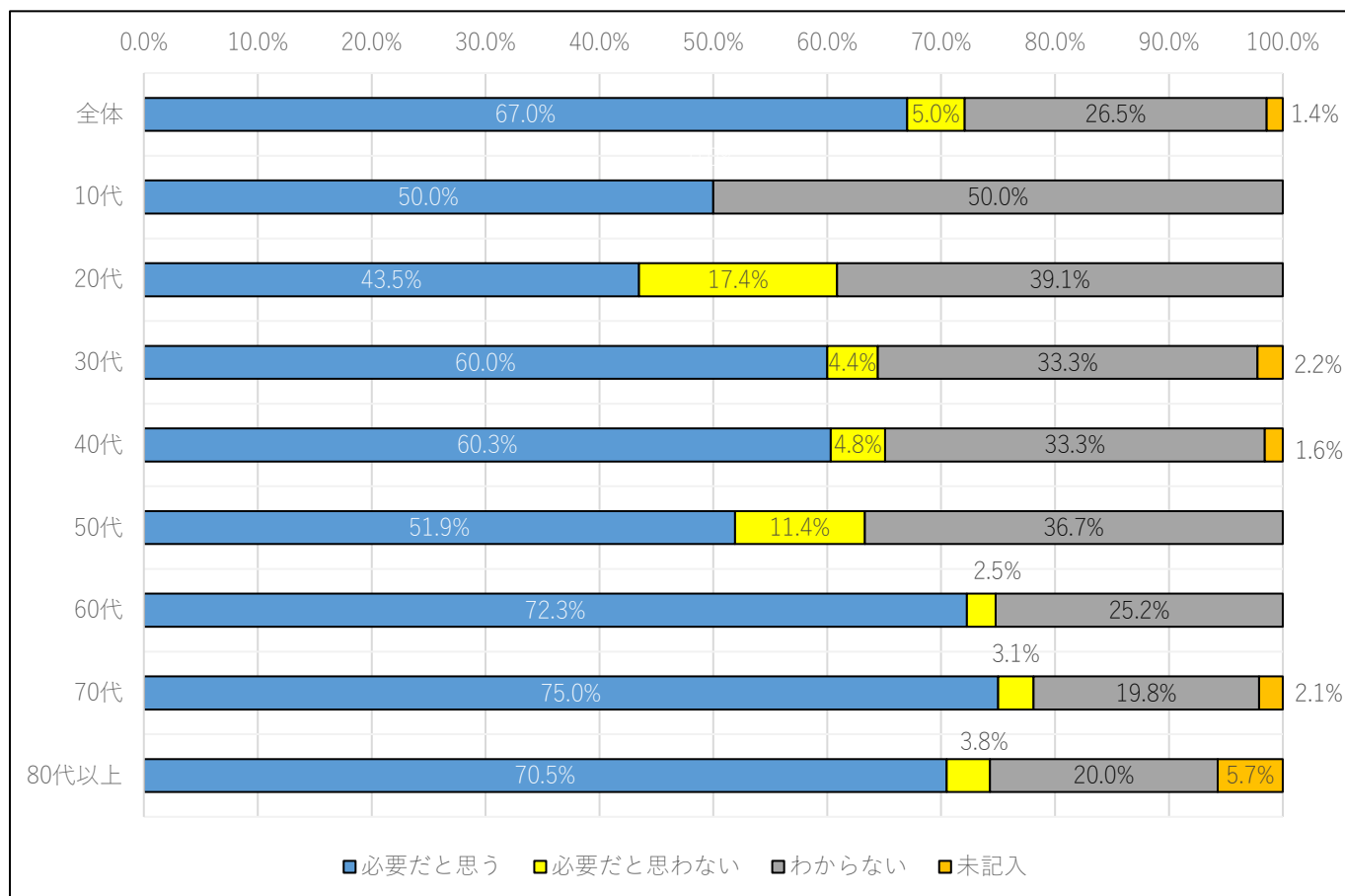
【回答数：637 件】



【（性別）比較】



【(年代) 比較】



【Q12】

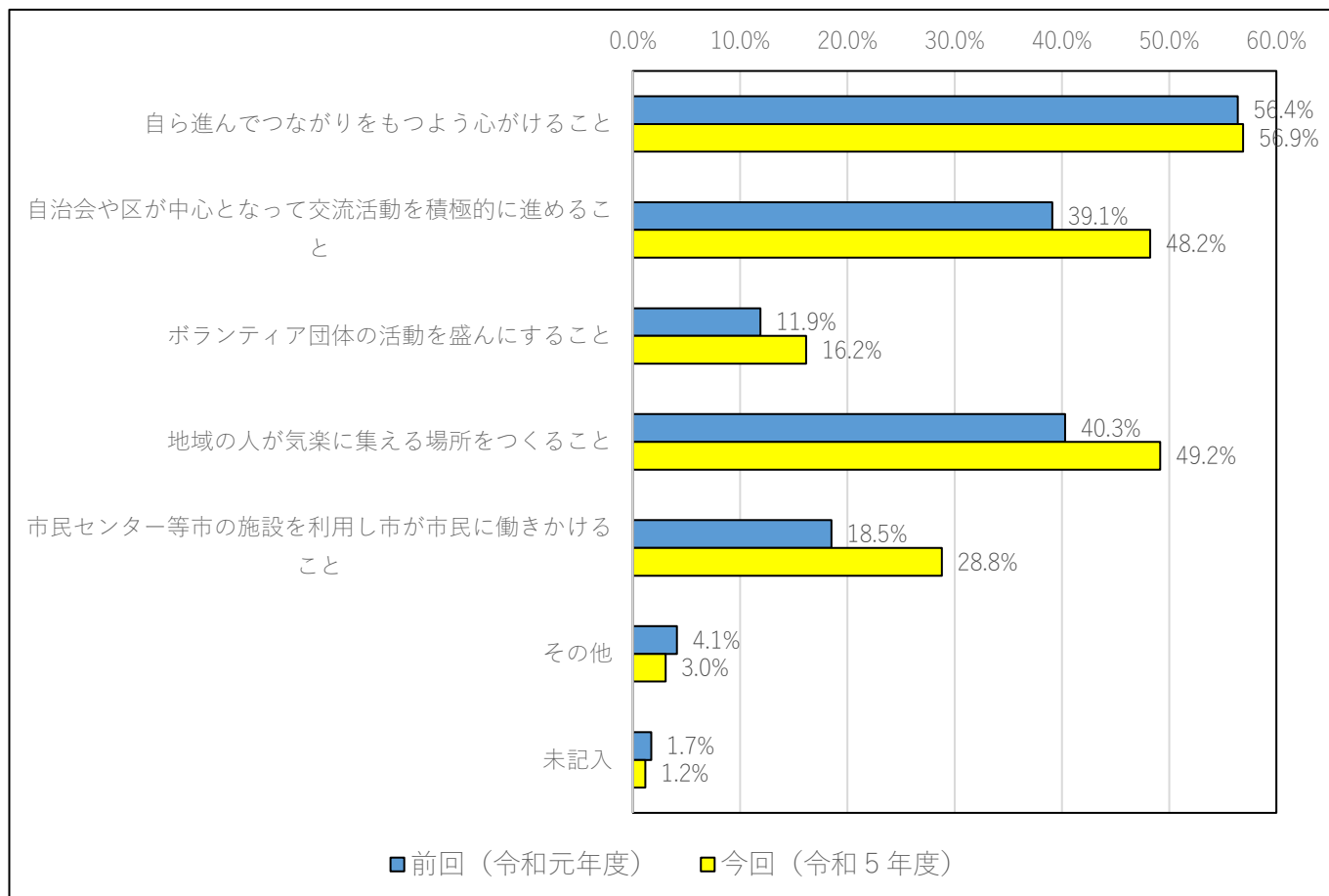
- ・ 前回より「必要だと思う」が5.3ポイント減少しています。
- ・ 特に20代では「必要だと思う」割合が43.5%と低くなっています。

Q13 Q12で「必要だと思う」に○をつけられた方のみお答えください。

地域の中でおきる困りごとに対して、住んでいる方たちでお互いの自主的な協力関係をつくるには、何が必要だと思いますか。

(6つ以内で選んで番号を記入してください)

【回答数：427件】



【Q13】

【その他（主な意見）】

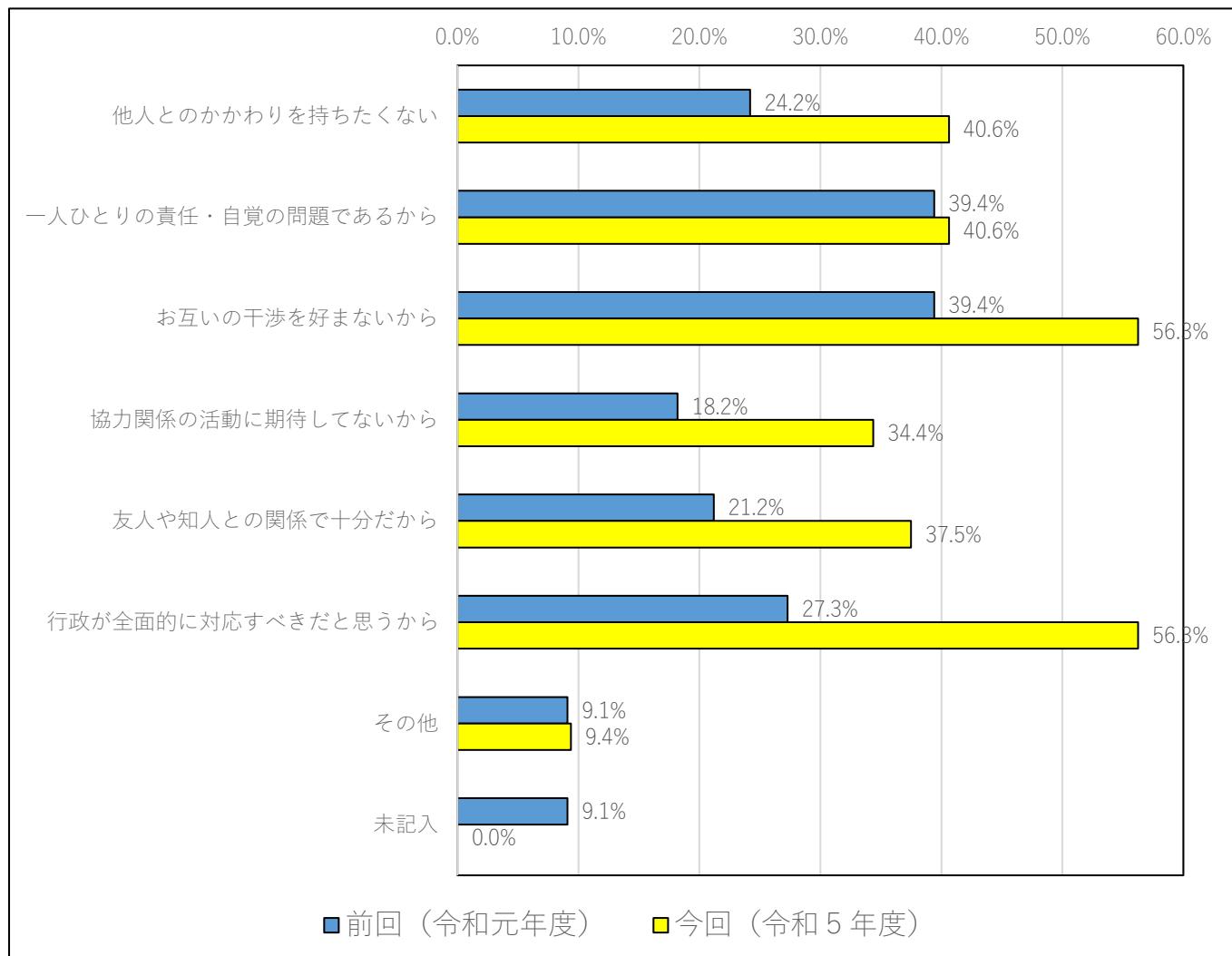
- ・ 公的機関の相談窓口をネットから調べられるよう連絡先の周知
- ・ 島国根性の強い日本人にはむずかしい。
- ・ 若者同士のつながり。

Q14 Q12で「必要だと思わない」に○をつけられた方のみお答えください。

地域の中でおきる困りごとに対して、住んでいる方たちでお互いの自主的な協力関係が必要ないと思う理由はなんですか。

(7つ以内で選んで番号を記入してください)

【回答数：637 件】

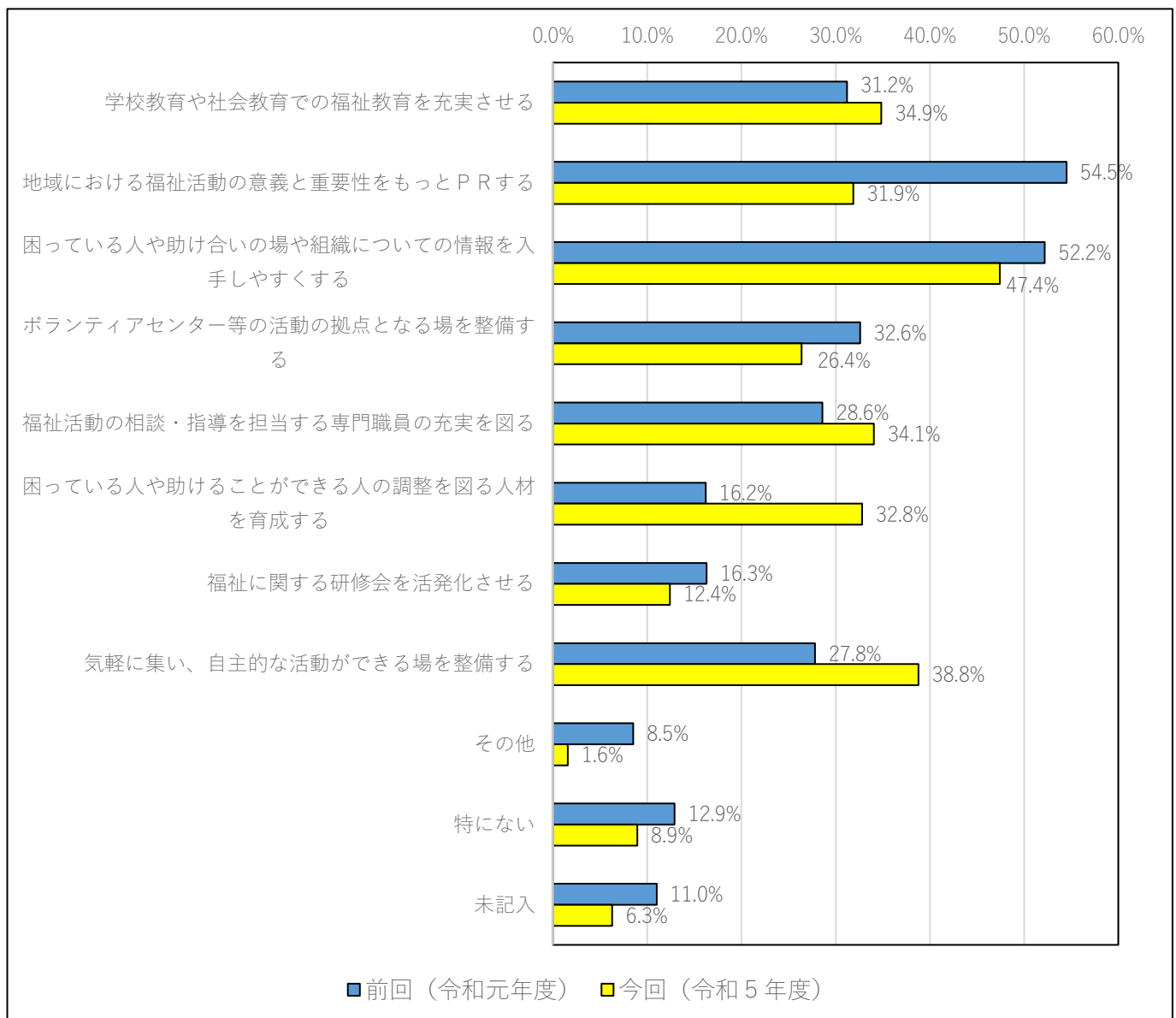


【Q14】

【その他（主な意見）】

- ・ 住民同士の支え合いが必要なこともあるが、断り辛かったり、負担に思っても言い出せないなどの問題が起きやすいと思うので、行政やプロの第三者を頼るのが良いと思う。
- ・ 自主的にすることで、別の問題が発生する。

Q15 地域における助け合いを活発にするために必要と思われることはどのようなことですか。（9つ以内で選んで番号を記入してください） 【回答数：637 件】



【Q15】

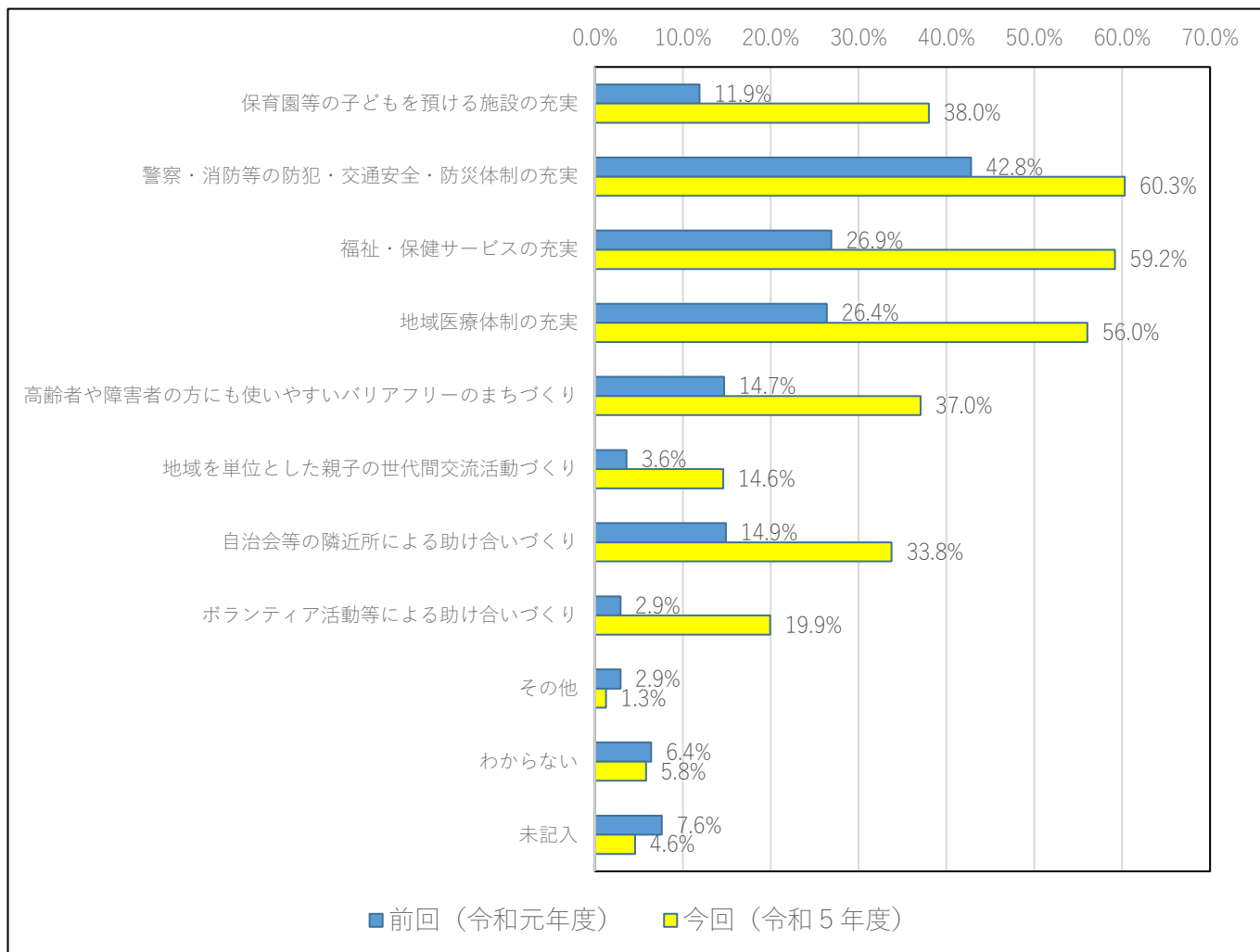
【その他（主な意見）】

- ・もともと住んでいる人、初期のベッドタウン化で来た人、最近来た人の間での壁を感じます。
- ・SNS の活用

Q16 地域の中で、安心して暮らしていくには、どのようなことが大切だと思いますか。

(9つ以内で選んで番号を記入してください)

【回答数：637 件】



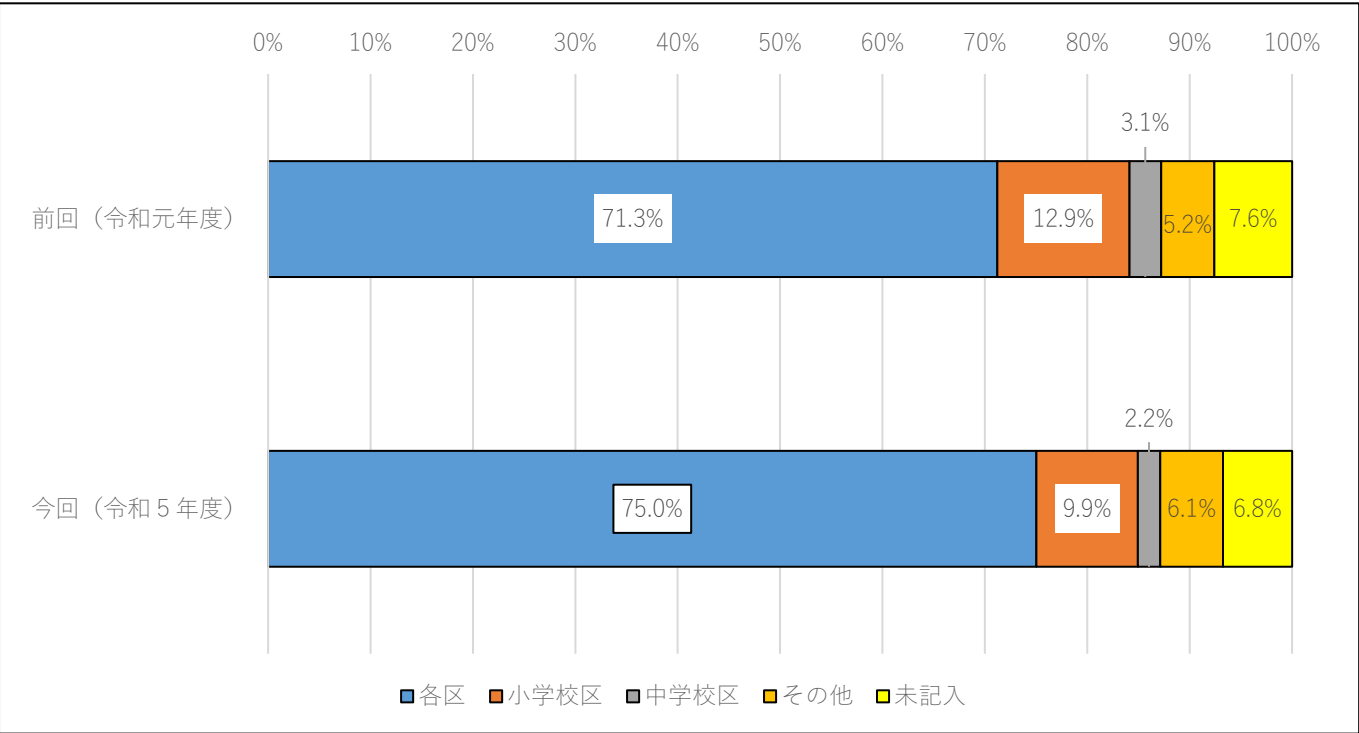
【Q16】

【その他（主な意見）】

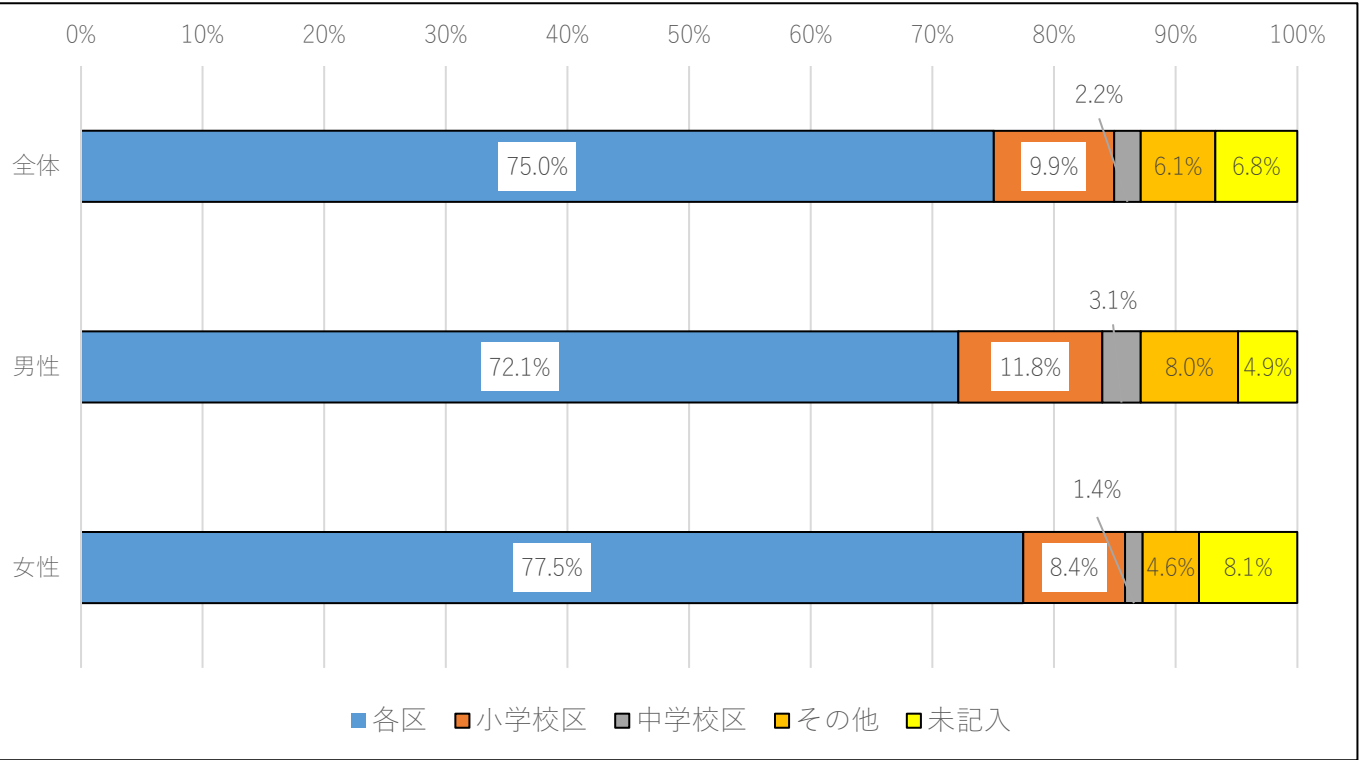
- ・安心して出産できる場（市外産院との連携を含む）
- ・子どもにとって住みやすいまちづくり
- ・一人暮らしの人の見守り
- ・三浦市全体での交流の場を設ける
- ・障害のある人を差別しない社会を作る

Q17 あなたにとって、住民が互いに助け合いをしたら、どの「範囲」が最もよいと思いますか。（1つ選んで番号を記入してください）

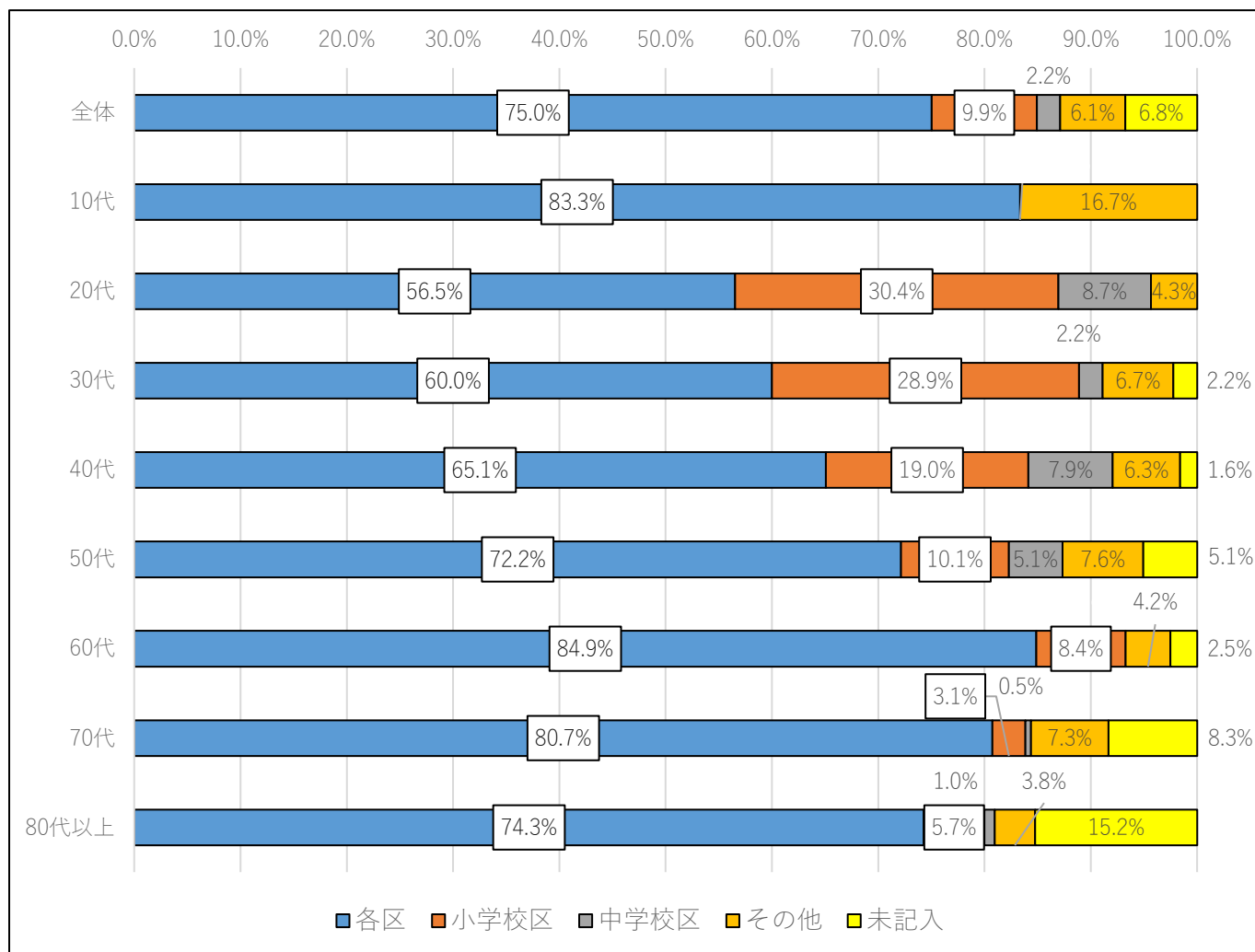
【回答数：637 件】



【（性別）比較】



【(年代) 比較】



【Q17】

・すべての世代で「各区」の占める割合が一番大きくなっています。

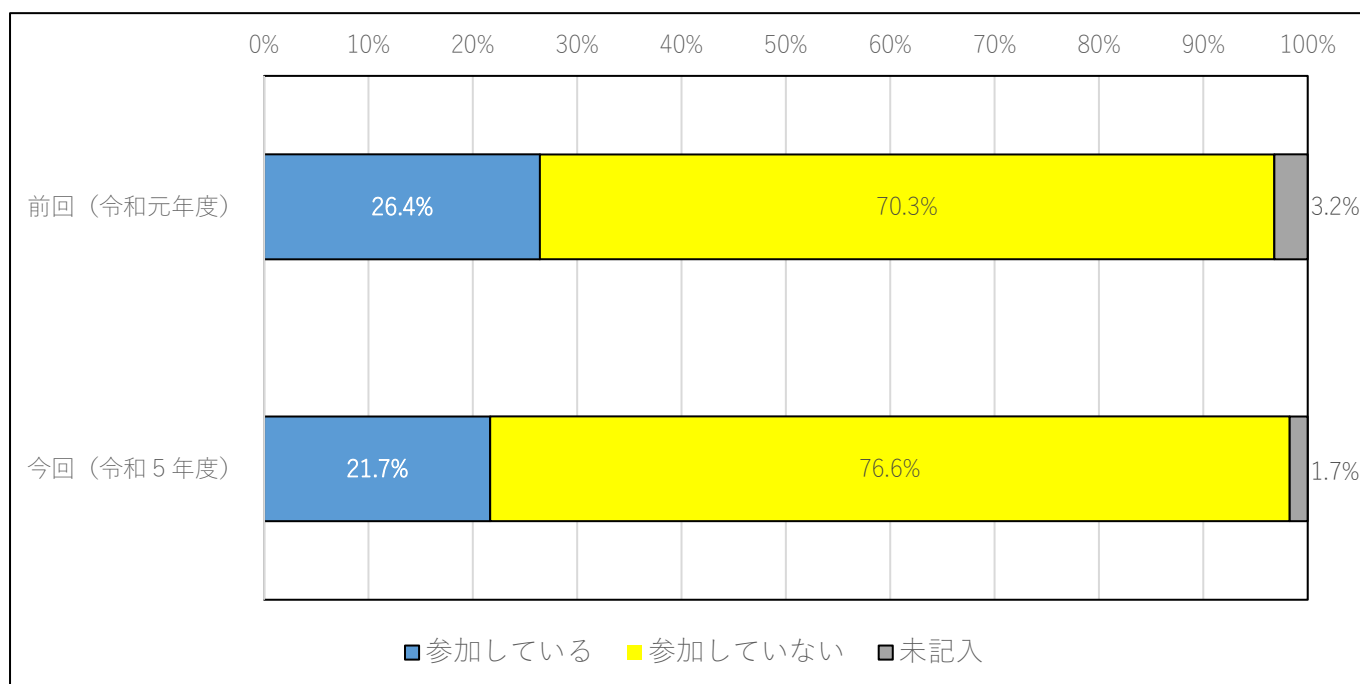
【その他（主な意見）】

- ・昔の隣組のような範囲
- ・自治会
- ・ゴミ捨て場が一緒の人たち

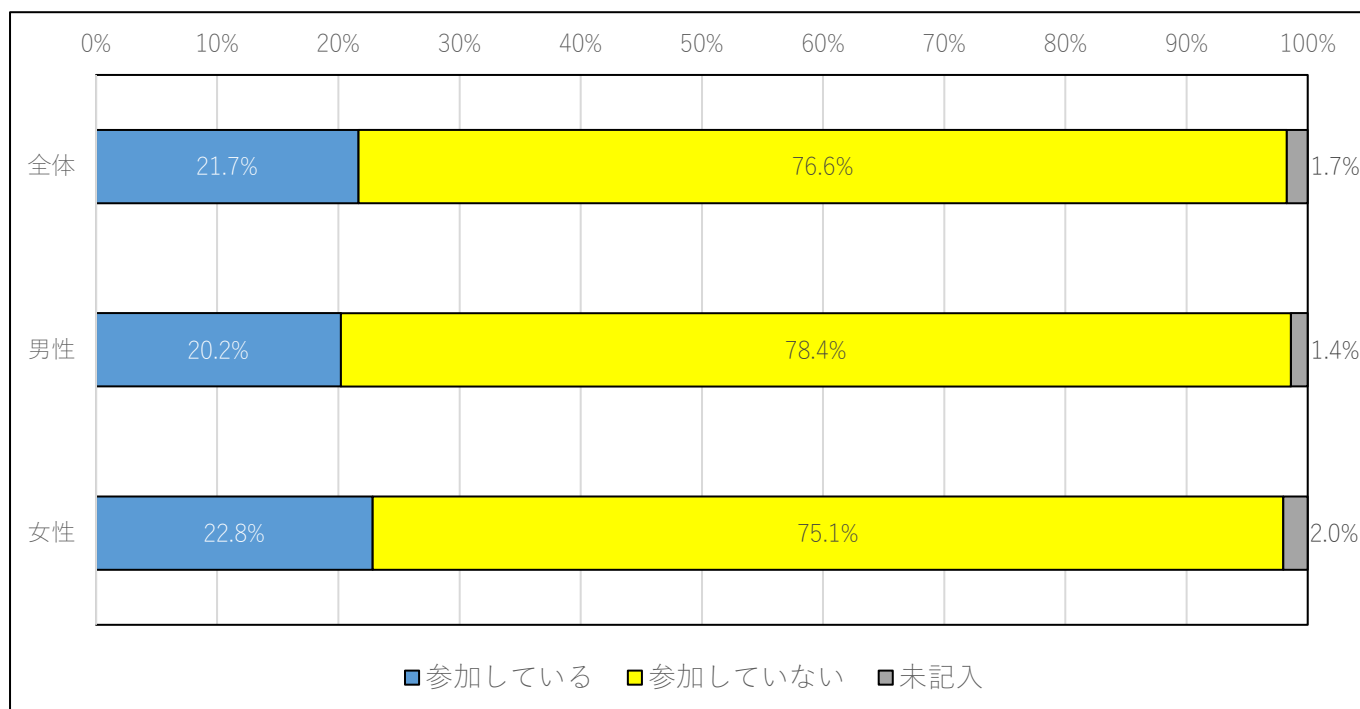
4. 地域活動について

Q18 地域の活動に参加していますか。（〇をひとつだけ記入してください）

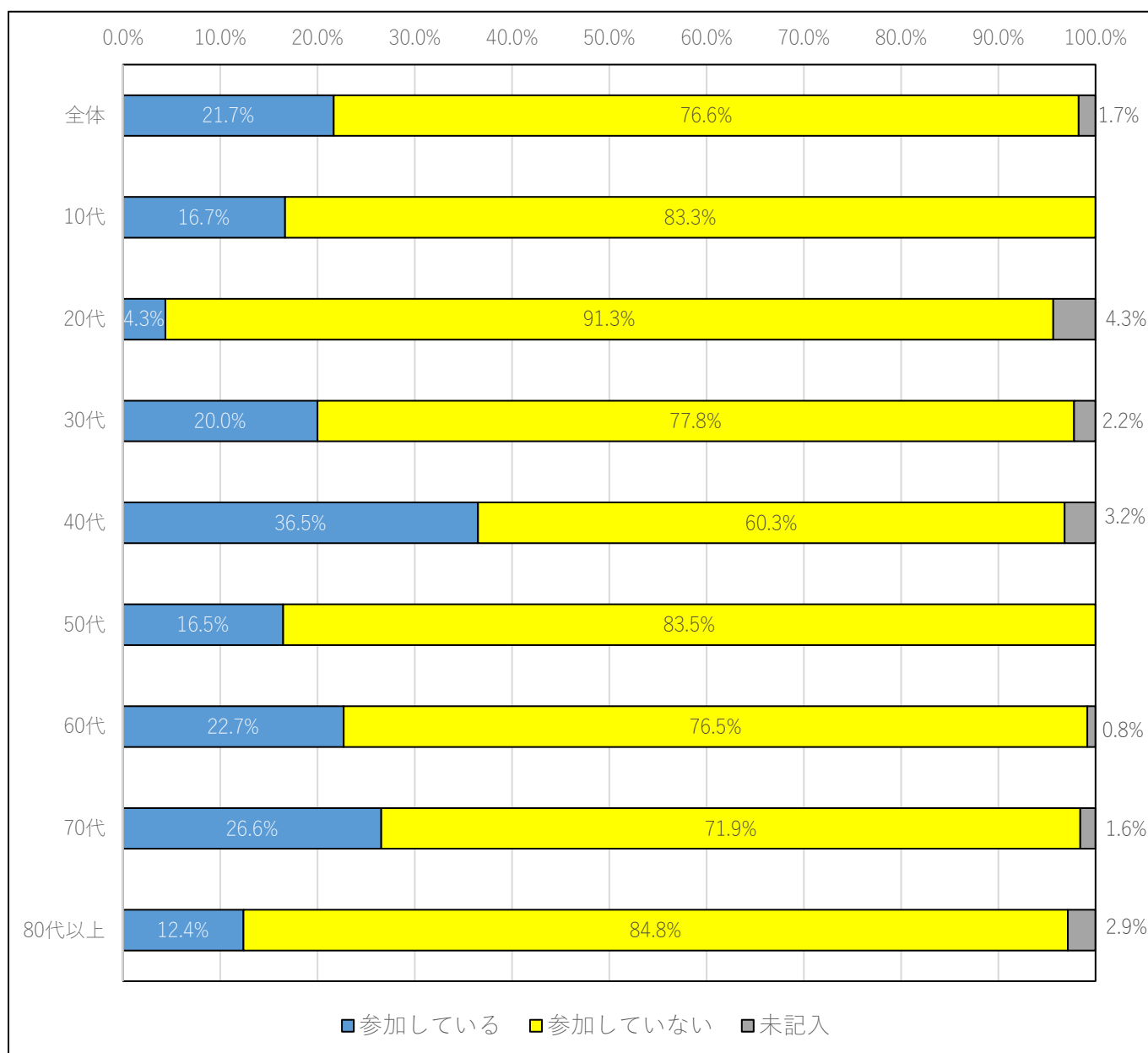
【回答数：637 件】



【（性別）比較】



【(年代) 比較】



【Q18】

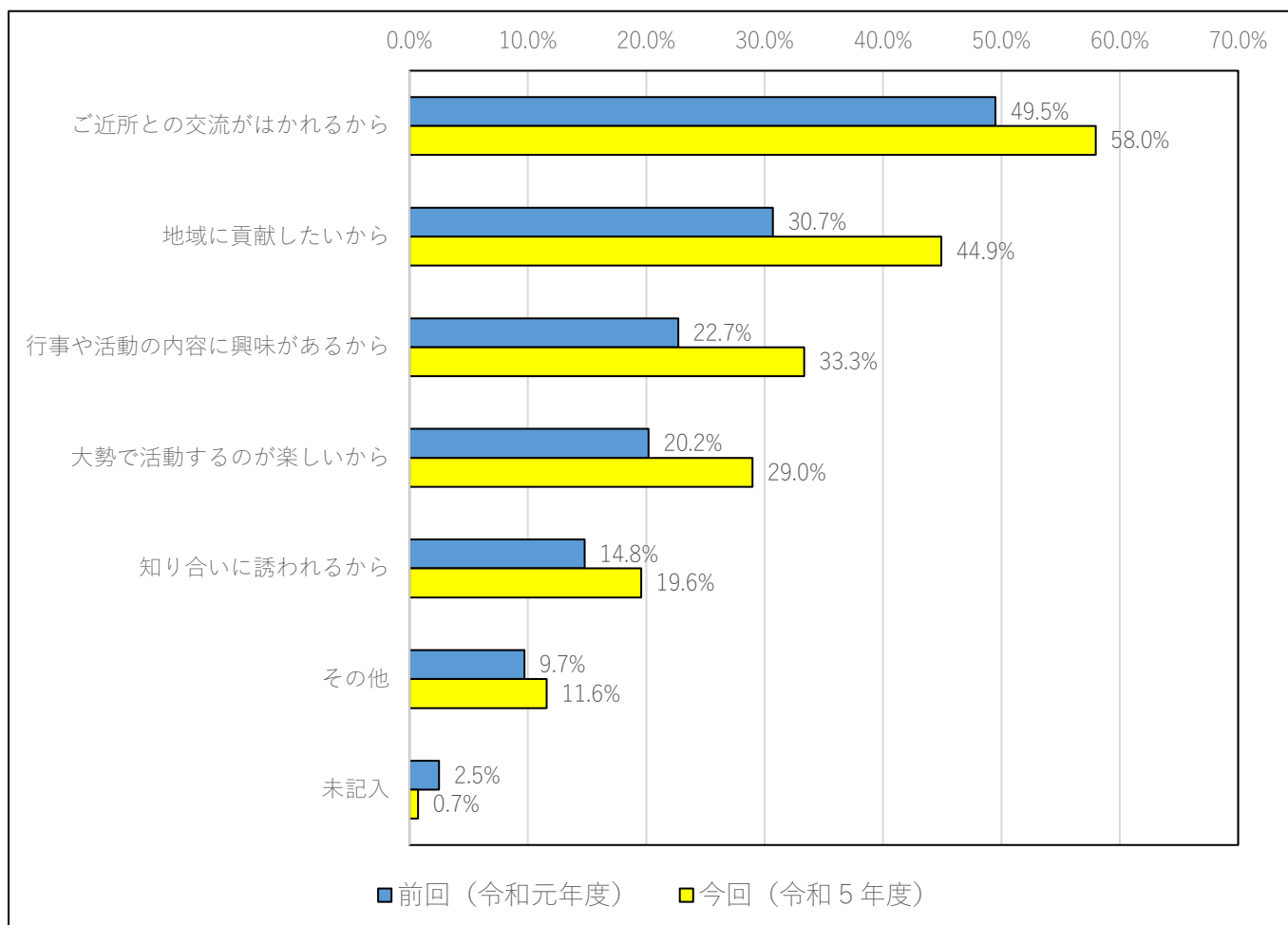
- ・ 前回と比較すると「参加している」が4.7ポイント減少しています。
- ・ 「参加している」割合は20代が一番低くなっています。

Q19 Q18で「参加している」に○をつけられた方のみお答えください。

地域活動に参加している理由は何ですか。

(6つ以内で選んで番号を記入してください)

【回答数:138 件】



【Q19】

【その他 (主な意見)】

- ・ PTA 等は順番で回ってくる義務だから
- ・ 自分が健康で活動出来て元気であるため

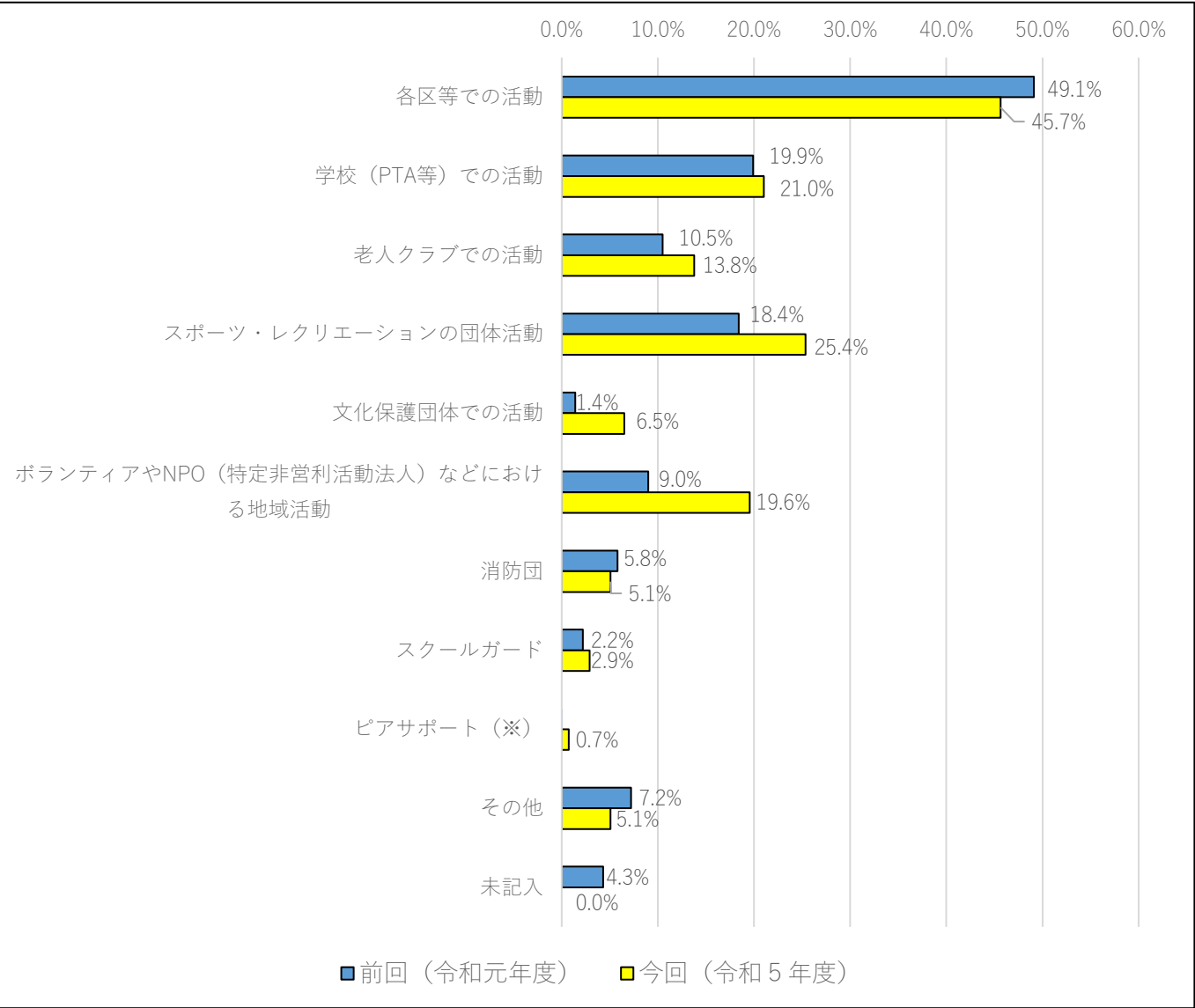
Q20 Q18で「参加している」に○をつけられた方のみお答えください。

地域で参加している活動はなんですか。

(10 つ以内で選んで番号を記入してください)

(※) は今回からの回答項目です。

【回答数 : 138 件】



【Q20】

【その他 (主な意見)】

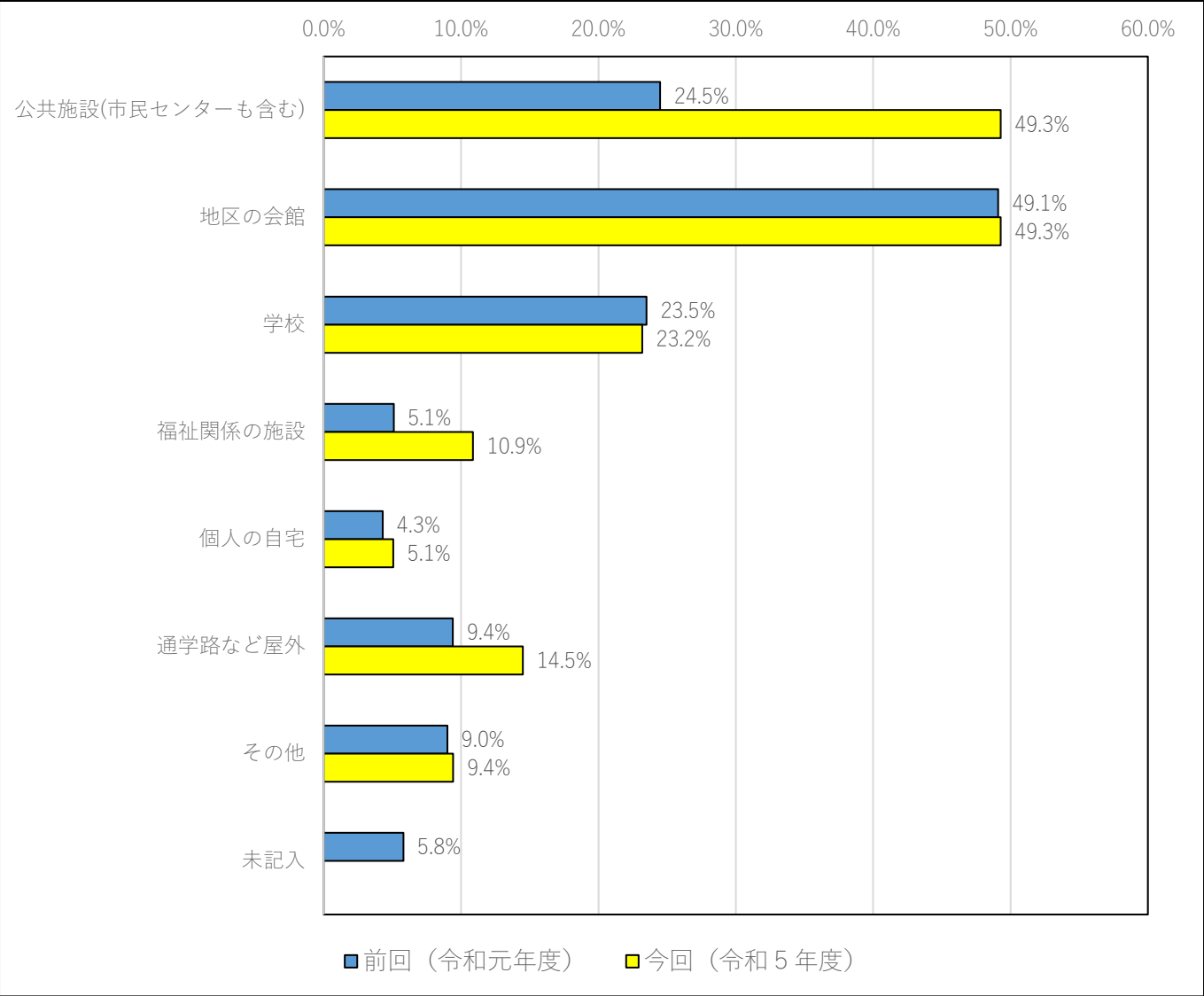
- ・ 清掃活動
- ・ 子ども会などでの活動
- ・ お祭り関係
- ・ 県人会

Q21 Q18で「参加している」に○をつけられた方のみお答えください。

地域活動を行う場所はどこですか。

(7つ以内で選んで番号を記入してください)

【回答数：138 件】

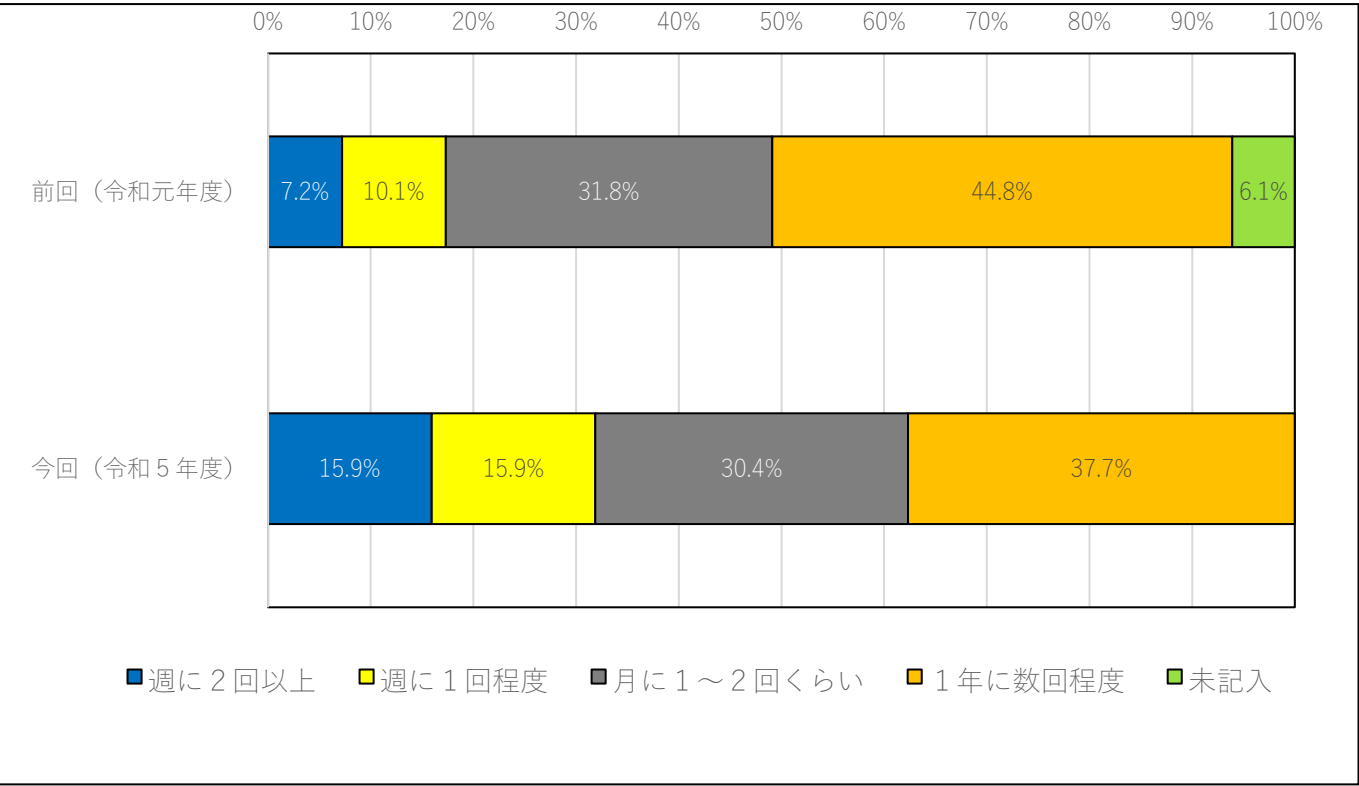


Q22 Q18で「参加している」に○をつけられた方のみお答えください。

地域活動にどのくらい参加していますか。

(1つ選んで番号を記入してください)

【回答数：138件】



【Q22】

- ・ 前回と比較すると「週に2回以上」が8.7ポイント増加しています。
- ・ 前回と比較すると「週に1回程度」が5.8ポイント増加しています。
- ・ 前回より活動する場合は頻度が高くなっている傾向があります。

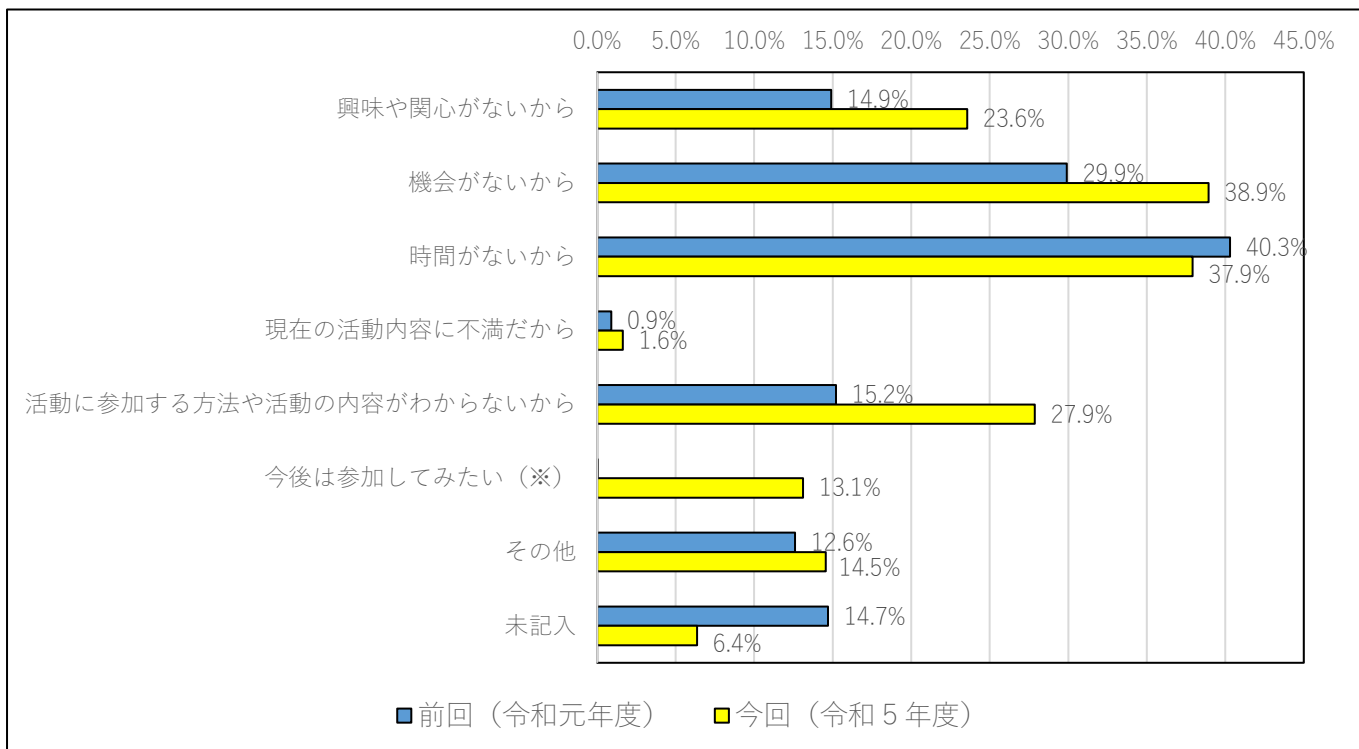
Q23 Q18で「参加していない」に○をつけられた方のみお答えください。

地域活動に参加していないのはなぜですか。

(7つ以内で選んで番号を記入してください)

(※)は今回から追加した回答項目です。

【回答数：488件】



【Q23】

- ・「機会がないから」と回答した人が前回より9ポイント高くなっています。
- ・「時間がないから」と回答した人が前回より2.4ポイント減少しています。
- ・「活動に参加する方法や活動の内容がわからないから」と回答している人が前回より12.7ポイント高くなっています。
- ・「今後は参加してみたい」と回答している人が13.1%います。思いがあっても方法等がわからないため参加を控えている人が活動できるように、情報発信する対策を検討する必要があると考えます。

【その他（主な意見）】

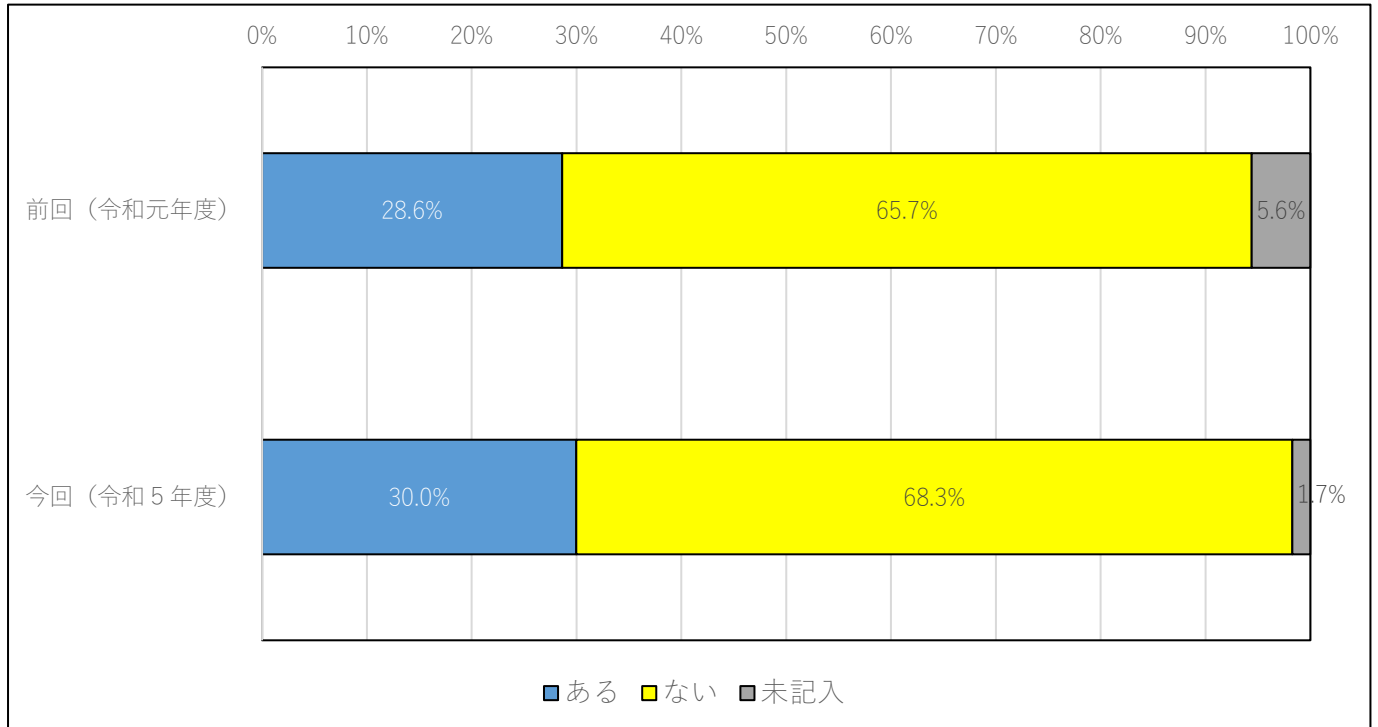
- ・健康上の理由
- ・高齢のため
- ・対人関係が不安なため
- ・仕事のため平日の活動に参加できないため

5. ボランティア活動について

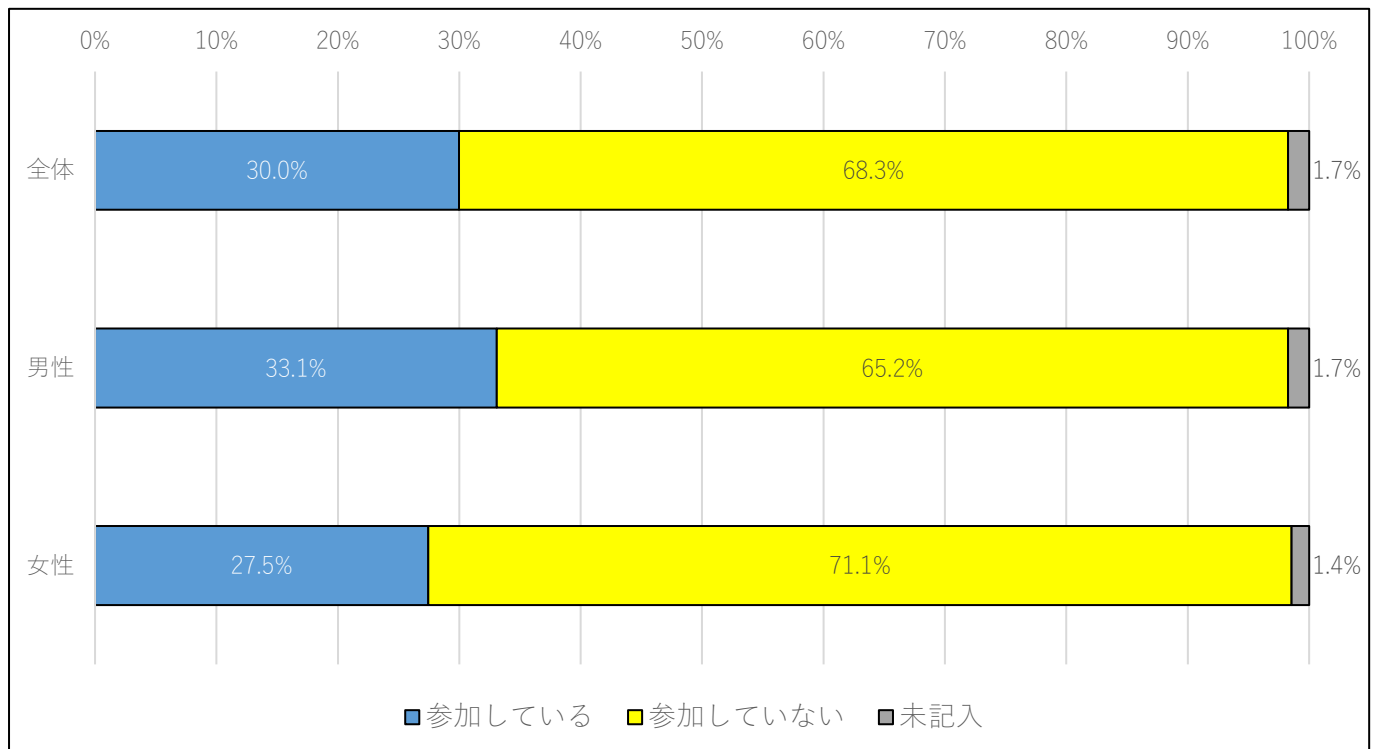
Q24 あなたは、ボランティア活動をしたことがありますか。

(○をひとつだけ記入してください)

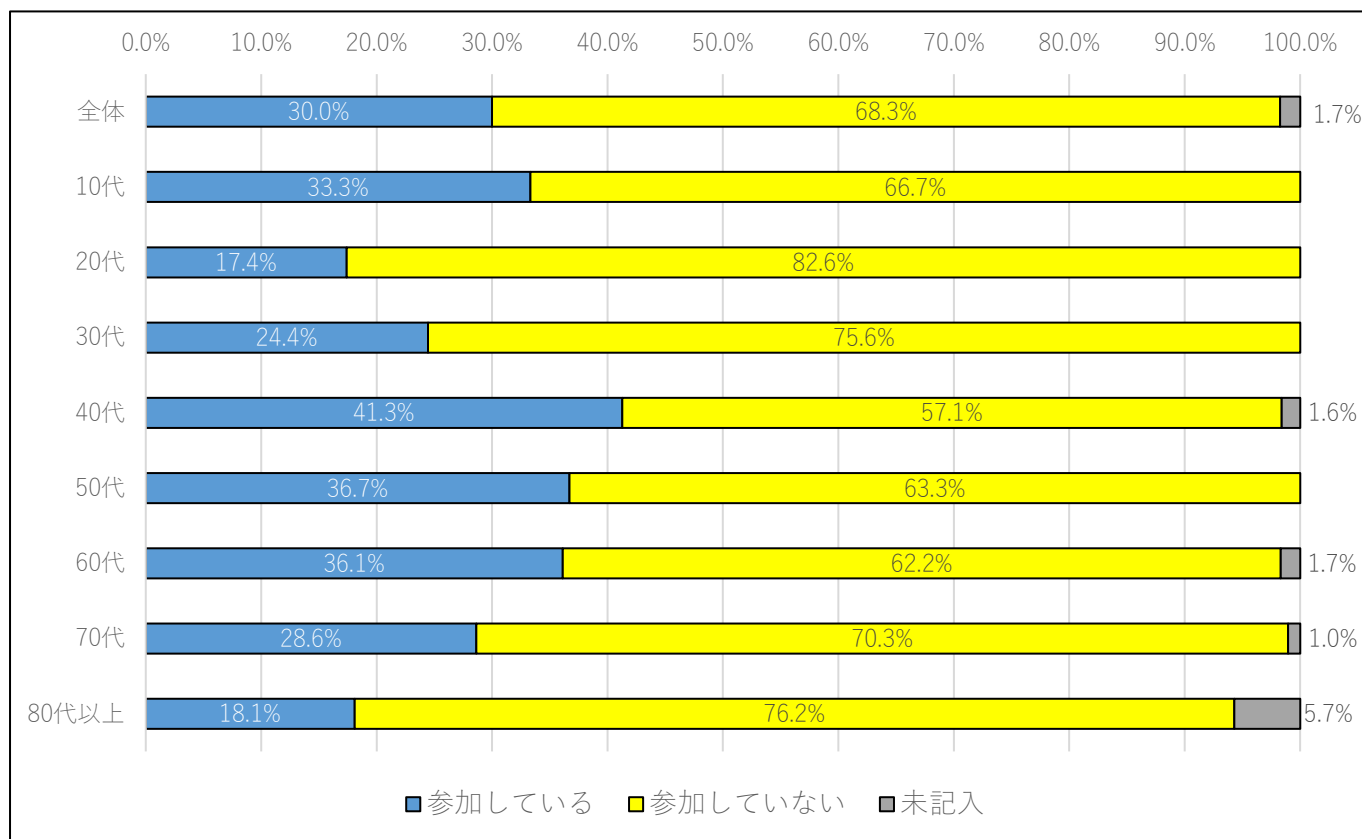
【回答数：637 件】



【(性別) 比較】



【(年代) 比較】



【Q24】

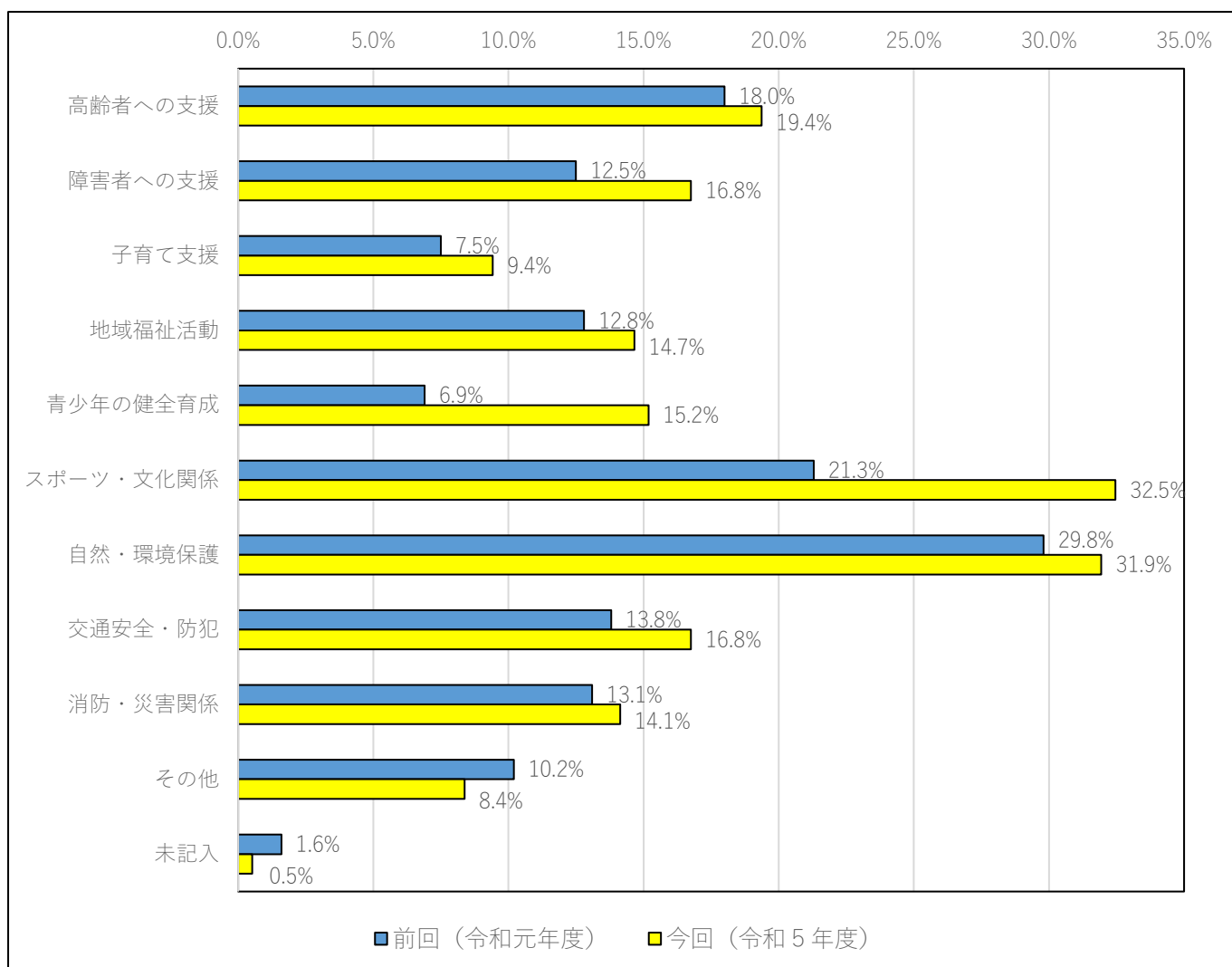
- ・ 前回より「ある」が1.4ポイント増えていますが大きな変化はありません。
- ・ 女性より男性が「ある」と回答している人が5.6ポイント高くなっています。
- ・ 40代が「ある」と回答している人が一番高くなっています。

Q25 Q24で「ある」に○をつけられた方のみお答えください。

あなたがした（している）ボランティア活動はどのような内容ですか。

（10 つ以内で選んで番号を記入してください）

【回答数：191 件】



【Q25】

【その他（主な意見）】

- ・ 地域清掃
- ・ 観光ボランティア
- ・ 施設や病院での演奏

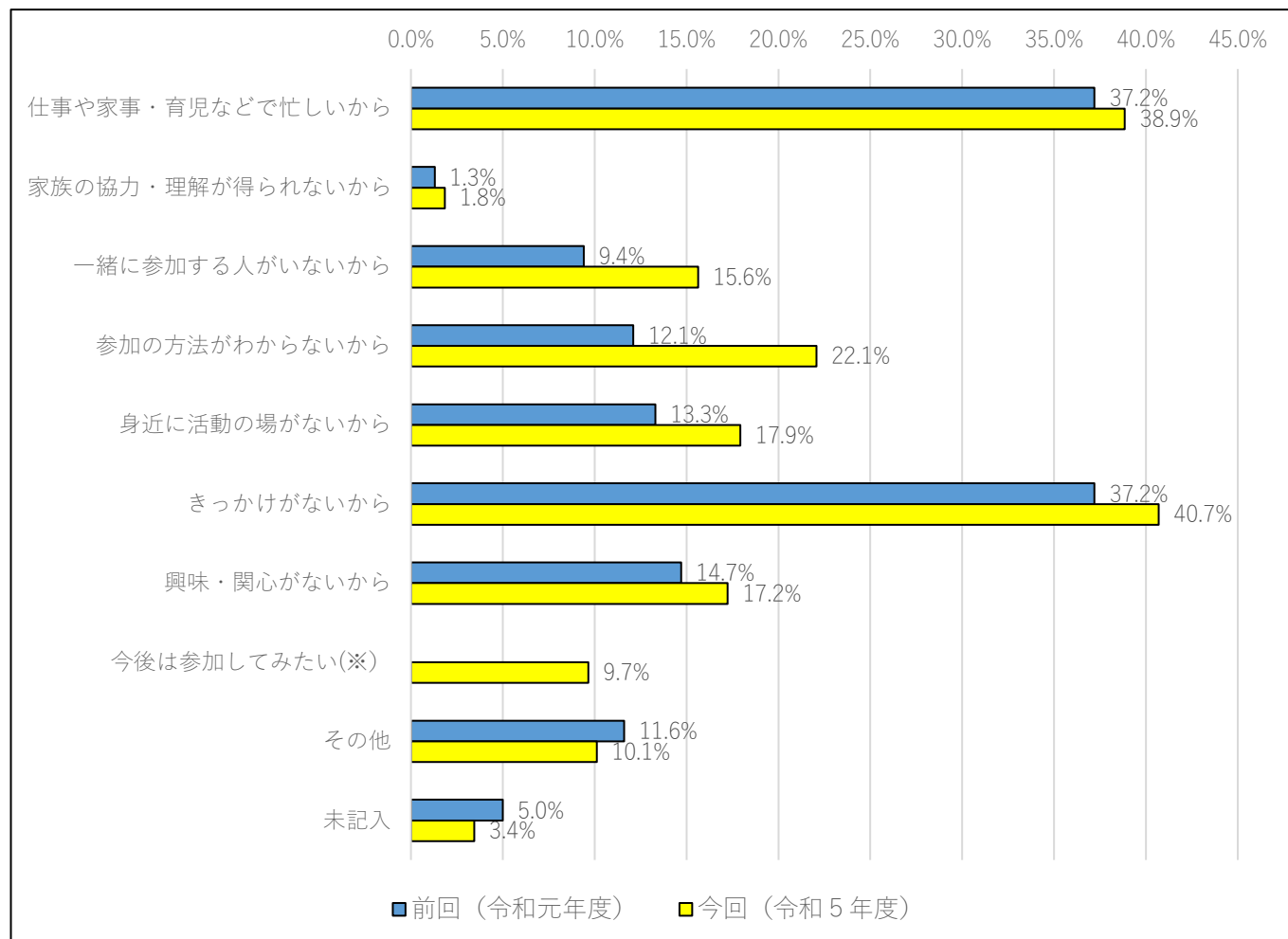
Q26 Q24で「ない」に○をつけられた方のみお答えください。

ボランティア活動したことがない理由は何ですか。

(9つ以内で選んで番号を記入してください)

(※)は今回追加した回答項目です。

【回答数：435 件】



【Q26】

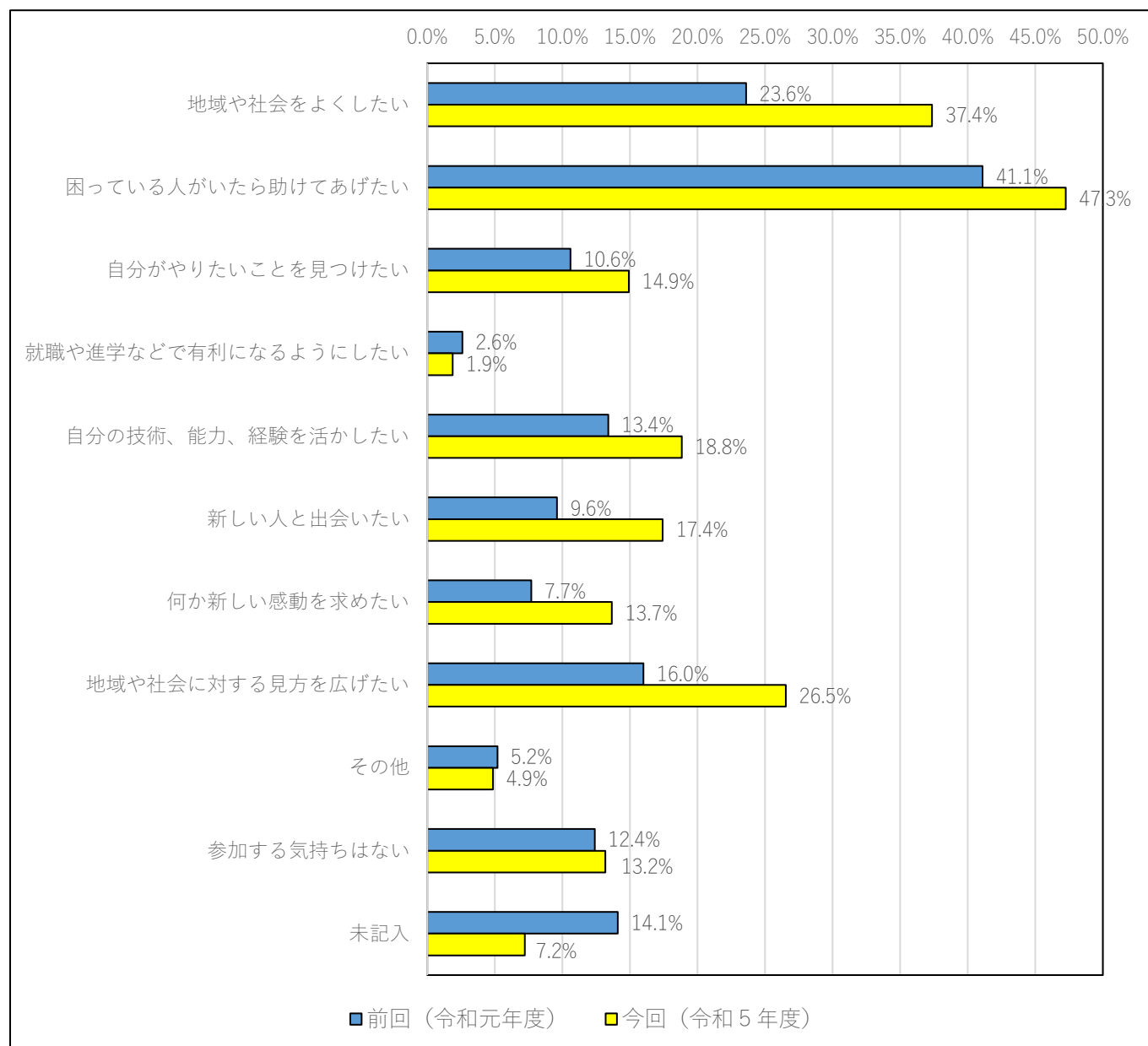
- ・「参加の方法がわからないから」と回答した人が前回より10ポイント高くなっています。
- ・「今後は参加してみたい」と回答している人が9.7%います。地域活動と同様に思いがあっても方法等がわからないため参加を控えている人が活動できるように、情報発信する対策を検討する必要があると考えます。

【その他（主な意見）】

- ・健康上の理由
- ・高齢のため
- ・自分のことで精一杯なため

Q27 全員にお聞きします。

ボランティア活動に参加したとき、または、参加したいと思うときは、どんなことが動機ですか。(10 つ以内で選んで番号を記入してください) 【回答数：637 件】



【Q27】

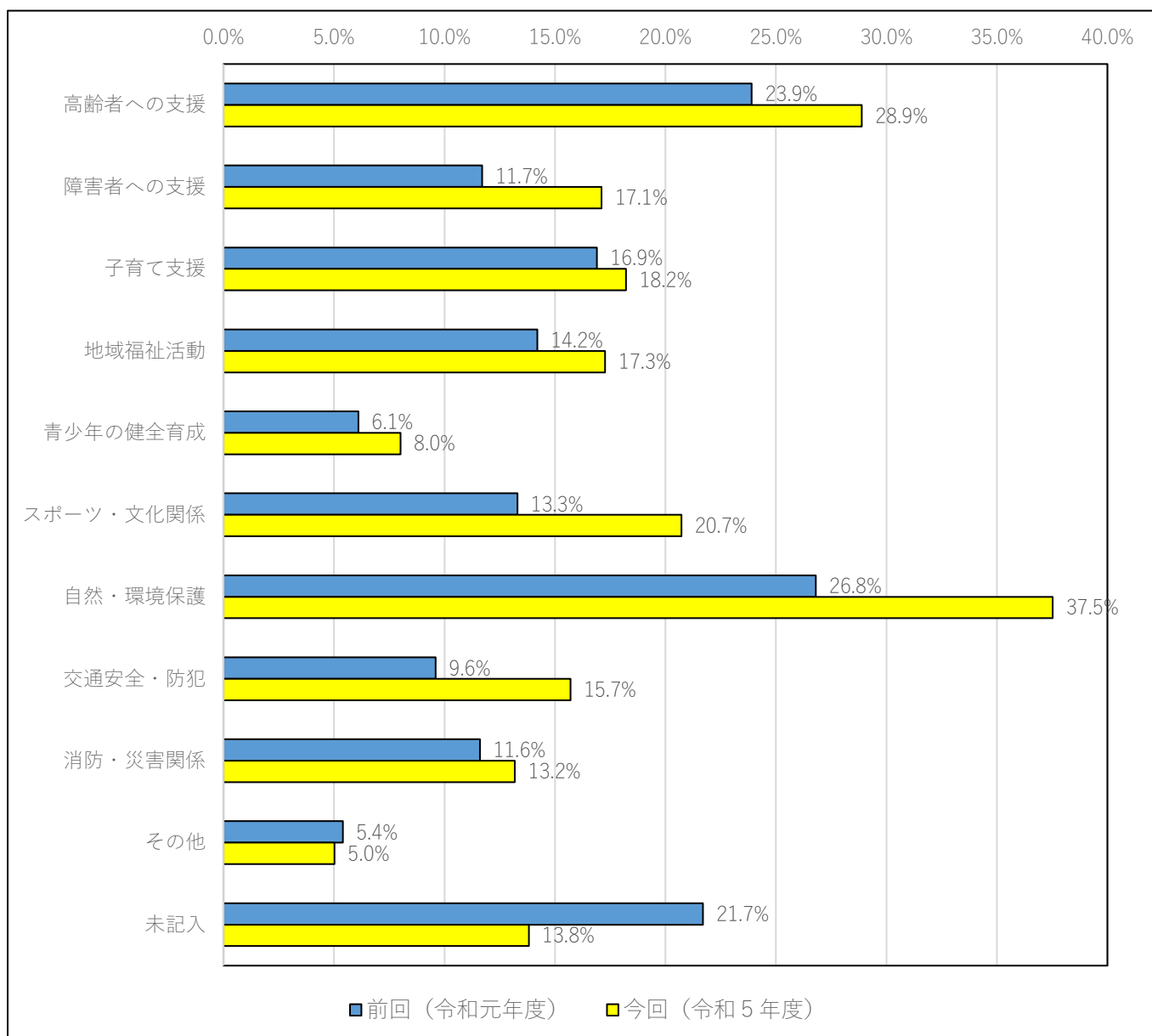
【その他（主な意見）】

- ・ ボランティアという名の義務
- ・ ボランティア内容に興味があれば
- ・ 良い事すると気分が良いから

Q28 あなたが今後ボランティア活動に参加するとしたら、どの活動に関心がありますか。

(10 つ以内で選んで番号を記入してください)

【回答数：637 件】



【Q28】

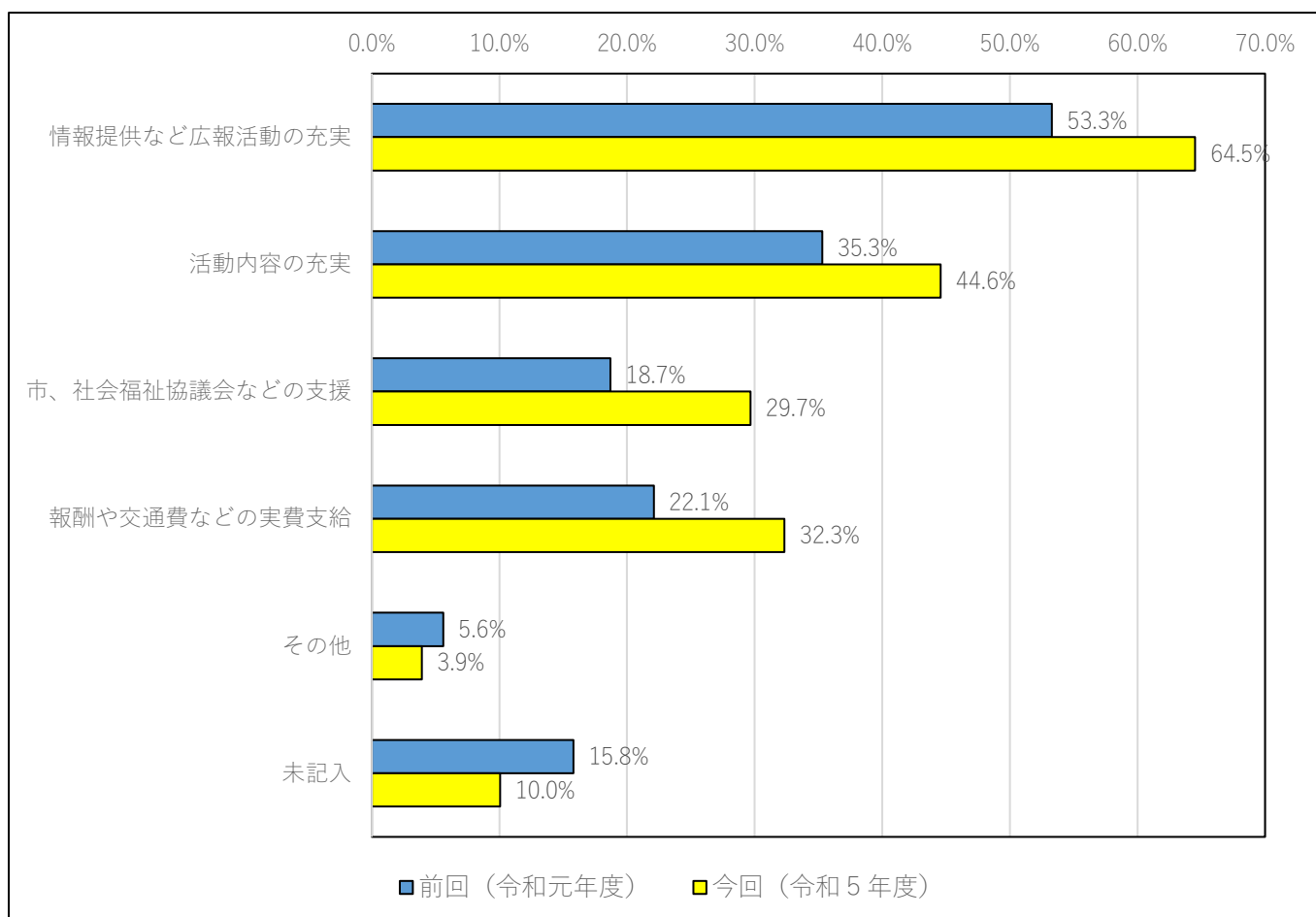
・「自然・環境保護」が前回より 10.7 ポイント増加しています。

Q29 全員にお聞きします。

ボランティア活動に参加しやすくするために重要と思うことは何ですか。

(5つ以内で選んで番号を記入してください)

【回答数：637 件】



【Q29 その他（主な意見）】

- ・拘束される時間や、業務の難易度の明確さ、当該活動の目的や目標の明確さを明示する。
- ・個人で活動したい人もいるので、受入れ支援する公的協力(広報、拡散、紹介)
- ・ボランティア活動中の子どもの預け先

6. 福祉に関する意見について

Q30 福祉に関するご意見がありましたら、ご記入ください。

《主な回答》

【子育てに関すること】

- 児童福祉に力を入れて欲しい。(40代・男性)
- 医療・子育て支援にもっと力を入れてほしいです。特にひとり親なので生活が大変です。三浦市は高齢者が多いせいかそちらに力が入っていて、本当に困っている人は誰なのか、どういう世帯かを考えていただけると、もっと住みやすくなると思います。よろしくお願いします。(40代・女性)
- 小児科が欲しい。受付の対応が悪くなく腕のいい先生が来てほしい。新生児や乳児をもつ親の交流できる場がほしい。小児に関わらず、オンライン診療とか増えてほしい。(ちょっとした相談窓口) (30代・女性)
- 学校のまわりに街灯が少ないので夜道が危ない。子どもが急に具合が悪くなった時に救急でみてくれる病院が遠すぎる。子どもが遊べる場所が少ない。(40代・女性)
- 子育て支援の充実…金銭的負担の軽減、早めの世代交代、40才未満の独身率の低下 (30代・男性)
- 土曜日、日曜日に子どもを預かってもらえる場所(仕事で)、または施設があると助かります。現在三浦市には、そういう施設がありません。横須賀にはあるらしいけど遠いです。近くにあればよいと思います。(60代・女性)
- 出産直前に横須賀から引越してきましたが、三浦市は子育てがしにくいと感じます。
 - ・駅や路上などに喫煙者が多すぎる。以前市に問い合わせたら駅の見えやすいところに貼り紙を貼ったと回答がありましたが、実際は禁煙の貼り紙の位置も変わっておらず喫煙も減っていない。
 - ・子どもの遊ぶ場所が少ない。遊具がボロボロ。
 - ・保育園が少ない。一時預かりなどの場がほしい。ファミサポは事前に面談が必要で、申し込みを含めると何度も市役所へ行く必要があり、子どもがいる状態では大変。
 - ・街灯が少ない。道路がガタガタでベビーカーを押しにくい。
 - ・産後助産師訪問で来てくれた方はとても丁寧に対応してくれました。産後ケアを使える期間をもって長くしてほしい。
 - ・横浜-横須賀道路の料金があまりにも高すぎる。三浦市の火葬場がボロボロすぎて、わざわざ横須賀を利用した。桜まつりのときに会場まで遠いという声が多い。

・三崎口-三浦海岸の間に電車やバスの駅があった方が良いと思う。(20代・女性)

○もっと子育てしやすい街にしてほしい。公園の遊具をきれいにしたり、屋内の遊び場を作ったり、市営の屋内プールを作ったり、給食費を無料にしたり、他の市がやっている事と同等か、それ以上やらないと三浦市で子育てしたいと思わない。

車がないと不便で、住みやすい場所ではないのに、子育て支援や環境が全くそろっていないので、2人子育て中の親からすると、三浦市に住むメリットが全くない。このままだと、今よりもっと子育て世帯はいなくなると思う。もっと危機感をもって真剣に考えたほうがいいと思う。(20代・女性)

【高齢者に関すること】

○三浦は高齢化が進んでいると思います。高齢者が福祉を受けるだけでなく自ら活動の場を設けて、活性化を図る必要があると思います。(60代・女性)

○三浦市の高齢化、過疎化は、日本の現状を鑑みてもおそらく、止まる事はないのではないのでしょうか。自身も障害があり、高齢の母を持つ者として、不安しかありません。もう市内でどうにかする時期は、過ぎたように思います。どうか、外部に助けを求める事を検討して下さい。(40代・女性)

○現在、高齢者が8割以上かと思いますが、一人世帯も多いようです。近場の人同士で声掛けしているが、あまり交流を望まない人も多数いる気がします。無理矢理声掛け出来ませんからね…。多分ですが、「なるようにしかならない」と覚悟している方が多い気がします。福祉と言われましても、それぞれケアマネージャー又ヘルパー、訪問看護師さんで対応できている様子です。ありがとうございました。今後も見守っていただけたら、心強い気持ちで三浦に住んでいかれる事と思いますので宜しくお願いします。(70代・女性)

○三浦市には、元気な高齢者が多いが、健康に長生きできるように、また、地域の中で孤立しないように各々に合わせて活躍できる場があるとよいのと思う。(60代・女性)

○市内に高齢車用の無料バスがあると良い。(病院へ行く、買物へ行くなど)

運転は出来ない、歩行困難等で交通手段がない、福祉利用もお金が掛る、手続きは高齢者には出来ない。高齢者に運転(免許返納)させるわりに対応がされていない!!(50代・女性)

○老々介護支援・親の介護の離転者支援・老人世帯に対する移動支援(通院、買物等)、タクシー・交通機関を支援・補助しながら気軽に安価で利用出来る手段の設置対策(70

代・男性)

○老人になり運転が出来なくなったら買い物や病院へ行くのも、三浦の地形は平坦ではないため、足腰も弱ってバス停が遠い人は、荷物を持ってバス停まで歩くのも大変になると思います。家族のいる人は家族の支えがありますが、一人暮らしの老人や、病気の人、老夫婦はどうする事も出来なくなってしまう生活に支障が出てきてしまう事を心配してしまいます。そんな時に相談や協力、サポートしてもらえるとありがたいと思います。(60代・女性)

○まだ若いつもりでいたのに確実に年を重ね老人であることの実感。いつ福祉のお世話になるかも知れませんが、出来る限り元気で毎日を楽しく過ごせたらと思います。なるべく人様の手をわずらわせずに、暮らしたい近所の老人に対する三浦の介護は手厚いように見えるので心強いです。(近所の3人程度しか知りませんが福祉関係の方が訪問して介護にあたっているのを見て、いたれりつくせりだと思えました。在宅介護は素晴らしいシステムだと思えます。)(70代・女性)

○以前在宅介護していた要介護5の歩行困難の義父を、夜間に高熱などの症状が出たため救急車で緊急搬送しました。診察後、入院にはならなかったため、自宅へ帰ろうとしましたが、帰る手段がなく困った事がありました。自家用車には乗れず、もちろんタクシーにも乗れず、介護タクシーの様な車イスごと乗乗出来る車を夜間だったので手配が出来ず大変困った事がありました。そんな時はどうしたら良いのか教えて下さい。(60代・女性)

○老人ホームの入居が平易な金額でできる施設の充実及び必要数の確保(60代・男性)

○現在、ケアマネージャーやヘルパーさんに介護対応をして頂き、大変ありがたく思っています。今後も介護される人は年々増えていくと思います。介護する人達の地位向上・報酬増加を願っています。三浦市の人口減少が懸念されます。横須賀市との合併を希望致します。(90代・女性)

【障害者に関すること】

○横浜、横須賀のような他地域のようにハンディーキャップ(障害者)の支援を充実させる金銭面及び施設。施設は市全体一体化、元学校跡地施設などを再活用(40代・男性)

○昨年11月末に胸腰頸椎体骨折し、病院や買い物に不便を感じました。(特に米等重い物やレジ台にカゴを乗せる時)気軽に声かけが出来る仕組みがあれば助かります。ただ高額な費用がかかると利用出来ません。また、自分で車を運転し何度か病院へ行きました

たが、病院への送迎だけの時だけでも頼めると楽だと思います。もっと若い人達に積極的に福祉活動に参加してほしいです。まずは小中高校で福祉の大切さを授業等で教えて理解を深めてほしいです。人はいずれ年をとります。年をとってからのボランティアは活動に制限があり、なかなか難しいです。また、障害者を偏見の目で見ないでほしいです。一人ひとりが身近なところから始められる様になるといいですね。(70代・女性)

○障害者に対して支援がたりない。(70代・男性)

○ちょうど1年前に障害認定を受けました。等級は体幹、下肢機能障害5級ですが、障害福祉課では等級のマニュアルで判断され、支援が薄いと思います。たかが5級だと思われがちですが、理解していただけない生活上の苦痛などわからないと思います。股関節が現在、健常足の1/3しか曲がらず、階段の上り下り、しゃがむ、屈曲も困難で連続歩行(1km歩く)すると足、股関節に痛みが生じます。

今年の8月に三浦市立病院で膀胱機能障害と認められ、これも障害認定の格上げになるのかと思い、障害福祉課に問い合わせた所、説明もなく診断書をいただいたか聞かれ、直接病院に持って行くと、ストーマや人工肛門の方では無いと、障害認定の対象とはならないと言われ病院で赤恥じをかきました。最初から親身に説明してくれていれば、恥をかくことはなかったと思います。最後に申します。私が障害者認定を受けた理由は、ただやみくもに取得したい訳ではありません。当時受けた怪我の後遺症が認定対象になるのか、自分の現在を知りたいし就労の際に理解してもらいたいがために障害者認定を受けたのです。障害者福祉課の方々、もう少し知識と理解を持っていただきたいものです。(50代・男性)

【ボランティア・地域活動に関すること】

○福祉活動については、ボランティアを前提として考えることが多いと思うが、無償ボランティアでは続きにくい。他者の労力や財物の助けを得て行われる以上、有償ボランティアをもっと取り入れる方がよいと思います。日本を除き、ボランティアと言えば、有償ボランティアが一般的なようです。高齢者、障害者、児童等々の分野はありますが、その分け方は行政的な、あるいは福祉学の分野としての見方であり、そのような曖昧な分け方では有効な活動ができとは思えません。もっと「行為」に着目して案を策定した方がよいと思います。例えば、ゴミ出しなら、高齢者も障害者も具合の悪い人も関係なく、必要な時には必要です。福祉活動そのものが尊いわけではなく、より良い住環境を維持するための活動に意味があります。(60代・男性)

○地域福祉活動は「自分が参加したい」という気持があっても、仕事等で時間が取れない、生活に余裕がないなど個人の生活環境が大きく影響すると思います。従って公的機関等の主導(支援を含む)する事業に時間が許す範囲で参加しているのが現状ではないでしょうか?このようなアンケート調査で地域福祉がより良くなることに期待します。

(70代・男性)

○福祉活動に参加するきっかけや動機、導入の部分がわからないというか、とまどいがある。また参加することによってのメリット、デメリットもわかると良い。(50代・男性)

○ボランティア活動の見える化がすすむと良いなと思います。私を含め関心が低いのは、情報を受けるチャンスが少ないためだと思います。(60代・女性)

○ボランティア活動は本人にやる気があって、やれる人(時間がある人)に限定すべきだと思います。ボランティアとしてのPTA活動参加のために、何度も会社の半休をとって活動に参加しました。会社の会議に参加できない理由が、ボランティア活動に参加するためというのは理由として認められますが、その実態には問題があると感じました。ボランティア活動自体が意味のある活動であるべきだと思います。(40代・女性)

○子どもも大人も参加しやすい活動が増えるといいなと思います。市民センターでの卓球、太極拳などの活動はとても助かっています。通いやすい金額も助かります。情報発信もスーパーで確認できたりすると、活動内容も知れていいのかなと思いました。(30代・女性)

○各地域での集会や会合の場で、地域福祉活動報告を写真等による説明を積極的にして欲しいと思います。(60代・女性)

○他人との関わりは難しいです。頼りたくない人もいらっしゃる。福祉=ボランティア的なものは、時代遅れのような気がします。(60代・女性)

○地域での活動に、読み聞かせ(学校でやるものや、サークルでやるものなど)があり、興味がありますが、農家なので、家族の協力が得られず、家事もやっているので時間を取ることができません。親世代の考えを変えることはあきらめているので、自分が上の代になったときは、もっと楽しく参加できるように下の世代にはさせたいと思っておりませんが、物価高、賃金高騰など、農家の先行きもわからないので、次世代が農家でやっていけるのか日々思い巡らせています。とりあえず家で子どもへの読み聞かせを楽しんでいます。剣崎小学校が閉校して、校舎や体育館で何か活動があれば、夜など参加できると思います。あと、民生委員さんなど出産時に来てくださった方はいましたが、連絡はすることなく、そのまま終わってしまったので、今ならSNSなどで活動内容など

お知らせ頂ければ相談しやすいかなと思いました。(30代・女性)

○楽しめる活動をしたい。子どもたちと一緒に出来ること等。運動だけでなく、今流行しているゲームなどもいいなと思う。子ども達には車椅子体験など公共施設や歩道などでやって欲しい。観光にくる人の案内など。落語を聞いて古典芸術に触れる。夏頃グランドゴルフを小学校4.5年生とやり楽しめました。ルールも簡単で子どもでもできるので地域交流の機会になると思いました。(70代・男性)

○何かお手伝い出来る事があればしたいと思っています。簡単に参加できるような仕組みがあればいいなと思います(40代・女性)

○私は老人クラブに加入していますが、一般的に福祉と言ってもあまりにも大きなテーマなため良く分りません。本クラブの平均年齢は現在83.6才です。毎年「社会福祉の日」として9月20日が全国運動として設定されています。しかしながら会員数は約40名おりますが、実際に活動に参加出来る人数は限られており、入院したり、老人ホームに入居したりする方も少なからずおり、将来の展望に期待が出来ません。介護予防として自治会館で体力づくりとして簡単な体操、あるいは認知機能を高める為に脳トレ等も行なっています。この様な活動をより発展させて行くには、新規加入者を増加させる必要があると思いますが、その手段がなかなか見つかりません。魅力ある組織とはどのようなものなのか?今後の課題です。ただ、この老人クラブの中に友愛チームと言う組織を作って現在活動中です。これは老人クラブの地域の中にクラブ員を中心として地域住民を対象に最低でも9人以上のメンバーが加入して、この中から「対象者」を決めて(3名)この対象者を残りの6名で毎月何回か戸別訪問し見守って行く、又サロンを開きお茶を飲みながら会長が情報提供を行なう、あるいは対象者が日常生活の中で困り事があれば援助する等して本会を運営しています。この様にクラブだけではなく地域住民を取り込んだ活動をしていけば、自ずとクラブへの加入者が増えてくるのではないかと希望を持ちながら日々活動しています。さらに地域住民の日常生活上の問題点を協議する共助グループの定例会も年3回程度開催しています。(70代・男性)

○福祉活動に興味はありますが、何をやるのかやっているかなどの情報は入ってきません。「こういうのをやっています!」「参加しませんか?」などの宣伝もあればと思います。(60代・女性)

【相談・窓口対応に関すること】

○福祉に関して現在携わっている人は大変だと思います。生活・障害福祉を受けていられ

る方は当然のごとく強い口調で話をしてくる方が多いと聞きました。障害福祉の方は病気の方もおられるので無理もないのですが、特に対応するにあたり怒鳴りつけられたりすることもあります。

福祉に関して市民のみなさんが共通の考えを持たなければだめだと思います。共通の考えを具体的に表わせないことは申し訳ありませんが、ひとりひとりが福祉に関して関心を持てば自分がその立場になればわかるかも知れません。(70代・男性)

○高齢者(私もそうですが)が町内にも増えました。近所の助け合い、声かけが必要な事が感じられます。まわりの方との協力はかせません。公共の機関との連絡を密にしていきたいです。なかなか最初の一步がでないのですが。(70代・女性)

○代理に記入させていただきました。娘です。年老いた両親2人で住んでいます。遠くに私が住んでいるのですが定期的に様子を見に来ています。福祉の手续に市役所に行くことが多いのですが、病院の手续はすぐに行なわなければならないので、母親はだいぶ大変な思いで、時間もかけ市役所に行かなければなりません。せめて、市民センターなどで手続きが出来れば助かると思います。(80代・男性)

○新しい市役所の完成が楽しみです。(現在は場所等不便なので)(30代・女性)

○困っていることを表に出さない田舎の風土があり、かなり福祉弱者を見つけにくいと思う。あと自分が福祉弱者だと気づいていない人も多いと思います。年輩の方など回覧板をよく読んでいるようなので、そこに具体例などを載せて、「こういうサービスがあり、ここが窓口ですよ」みたいな形で情報を発信して受け取ってもらうのも良い策ではないでしょうか。(50代・女性)

【情報提供に関すること】

○困ったことがあった時、まず、どこへ連絡すればよいのかわからない、ということがよくありました。特に、幼稚園入園前など、他との繋がりが少ない時、情報が少なくて、困ったことがあります。もう20年近く前の話なので、今は変わっていると思いますが、市役所というのは、なんだか電話のしにくいところでした。どんな内容でも受け付けて、必要な情報を教えてくれる、分かりやすい窓口があれば、良いなと思います。あと何年経っても公園が出来ないのが残念です。情報交換などの大切な場だと思います。(40代・女性)

○子どもが巣立ち、夫婦、ペットで楽しく過ごしていますが、福祉や医療その他三浦市で生活することに少し不安があります。まずは、ネットなど発信力を強めて欲しいです。

情報が市民すべての人々に、伝わる様にしていきたい。実家の市では「お互いさま活動」という、地域での助け合い活動があります。とても良い活動だと思いますが、ある一部の人へ負担が多く、少々問題点もありますが、三浦市も参考にするといい点もあると思います。(50代・男性)

○昔からの住民との交流がむずかしい(心を開いてくれない)、地域活動のすすめがなく、何もわからない。新しく住んで来る住民が若物だと交流が出来ず、孤立感を感じ、若い家族だと共働きが多くお話しする機会もない。高齢になると自分から、それなりの年齢の集まりに参加しようと思うが、お誘いの情報がほしい(70代・女性)

○うらりや引橋の市民コミュニティセンターの様な商業スペースの中に喫茶室みたいな気楽に使える憩いのスペースがあると買物ついでに休憩しながら交流できるのでうれしい。そこに福祉に関するパンフレットや情報誌があるといいと思う。(60代・男性)

○配布物などで情報を載せてもらっているのは助かります。ただ、自分が必要な情報のみを取捨選択をしてしまうので、いざ自分が必要な立場になった時に、初手の相談場所が分からなかったりするのが実情です。まずは、市役所に聞いてみるというのが、自分のやり方にもなってしまっているのですが、具体的にどの部署に相談していいのか分からなくて連絡する手前で行動を止めてしまうこともあります。該当の場所に行けば、丁寧に教えてもらえますし、他の案内もしてもらえるのですが。身近なところの相談相手がいないのもあるかとは思いますが。役所関係の配布物もこのくらい大きな文字だと見やすく良いのですが、小さく、薄い文字のプリントは、年寄りには、読みにくいです。(50代・女性)

○インターネットをもっと活用してアンケートや情報提供等をより簡単にした方が良くと思う。(60代・男性)

○三浦市民(広報紙)等にもっと福祉に関する情報を具体的に載せて欲しい。(70代・女性)

【災害に関すること】

○首都直下型地震が起こる可能性が高まっていることから、市民の防災意識向上のための活動(防災訓練の充実、避難場所の周知、災害発生時の住民の対応要領整備等)により力を入れてほしい。障害者に優しい街作りを進めてほしい。(階段、坂への手すりの設置、休憩用ベンチの設置等)(60代・男性)

○老々介護問題、主人が車いすの為災害の時(地震の時など)に私1人では外にも出られません。そんな時は、どうしたら良いか心配です。(70代・女性)

○コミュニティバス等、市道を走るバスがないと買い物に行けません。市内巡回バスで住宅地まで来てもらえると行動しやすくなると思います。災害時の避難所が遠すぎます。徒歩圏内で行ける所ないと利用できません。(60代・女性)

【施設・環境に関すること】

○三浦市に住んで約15年の母。すでに91才で介護付き有料老人ホームに入居しています。アンケート用紙を理解はできません。家族(長女市外在住)としての気持ちを書かせていただきます。高齢者の方々の中は、まだまだ、世の中の役に立ちたいと考えている人も多いと思います(母もよく話していました。)。高齢者と保育園や幼稚園など、または学童の子ども達と一緒に過ごせる場所が増えるとよいと思います。(90代・女性)

○三浦海岸駅の外にある公衆トイレを和式から洋式に替えて欲しいです。困っています。(30代・女性)

○夜に外を歩くと、暗さに戸惑う事があります。(特に冬場)街灯が少ない所があり、信号もなかったりするので小さいお子さんや高齢の方々には特に怖い思いをした事があるのではないかと思います。車の運転手さんにとっても運転しづらい環境かと思うので、もう少し街灯が増えたらいいなと思います。(40代・女性)

○交通機関の充実、バス停、駅までが遠く老後の移動手段がなく心配(交通網がない)。街灯が少なく夜道が暗い。子どもなどの防犯面からも増やしてほしい。(30代・男性)

○健康・福祉で三浦市に公共のプールが望まれます。横須賀市の公共プールの利用もありますが、三浦市民が利用すると非常に高くなります。(60代・男性)

○福祉かわからないのですが…三浦海岸駅周辺(特に高架下あたり)にポイ捨てされたゴミがたくさん落ちているのが気になります。もしボランティア等で定期的に清掃活動をされているなら参加したいとは思いますが…。きれいな街になってほしいなと思います。(30代・女性)

○各公園、団地内など、遊具なども見直す。公園環境の充実。(60代・女性)

○バリアフリーの街づくりは早急にお願いしたいです。三浦市に引越して20年近くになりますが、歩道の段差がとても多く健康な人でも危険です。街灯が少なく暗くなると怖いです。市民が安心して出掛けられる街にして頂きたいです。よろしくお願いします。(60代・女性)

○バイク、自動車を廃したので、交通の不便を感じます。(90代・男性)

○20年間夫の両親を在宅介護し、地域包括支援センターには大変お世話になりました。

それ以前に社協でもお世話になっていましたが、ケアマネさんの資質(情報量や人間性まで)は、介護者のモチベーションに大きく影響すると思います。変更させて頂いたケアマネさんに適切な情報や提案を頂き、訪問してくださったみなさんに励まされ助けて頂き、二人を見送ることができました。どうか、介護される側、介護する側、両方の気持ちを理解する教育がされたケアマネさんが、私自身がお世話になる時もいてくださるよう望みます。健康増進の観点では、三浦市は大変劣っていると思います、スポーツに関して、プールがないのは、恥です。私は横須賀市民プールに横須賀市民の×2の料金(800 円)を支払い利用しています。グラウンドもないです。関節に不安のある高齢者は坂の多い三浦市の公道を走ったり歩いたりするより、グラウンドや大きな公園を利用した方がいいはずと思います。(60 代・女性)

○高齢者の域に入り、趣味等気の合う仲間との集まりを楽しむようになりました。しかし、その活動の場所として使える施設が少なく場所探しに苦慮しています。年をとっても楽しく過ごせる時間を確保する為にも、是非、市内各所に利用できる施設(部屋)を設けて欲しいと思います。(70 代・女性)

○施設の外観、内装を明るくすれば気軽に寄れると思う。中途半端に改修するのは、やめて欲しい。(50 代・男性)

○今住んでいる所はタクシーの入らない場所なので、今はまだ免許は返納してないので、妻の病院、買物等の送り迎えは出来ますが、出来なくなったらと心配しています。(70 代・男性)

○この地域に住んで 10 年弱、環境は良いが買物、病院等の足がなく不便この上ない。三浦市立病院の診療科目をもっと充実して頂きたい。例えば泌尿器科、循環器等は横須賀まで行かなくてならず、1 日がけで体もお金も大変です。(70 代・女性)

○高齢者が利用しやすい(または高齢者に特化した)ジムがあるといいと思います。(50 代・男性)

【全般的なこと】

○保育士の給料が低いのはなぜでしょうか。介護職なども待遇が低いように感じますが、医療の現場と同様に命を預かる仕事であるため、地域などで手当を付けて処遇改善に一層努めて頂きたいです。また、若者が地方から出ていくのは何かと不便だからだと思います。保育士として働くにしてもキャリアアップも望みにくい所は懸念すべき点であるように思います。(10 代・女性)

- 三浦の自然や環境の良さをもっと PR し、若い人が移住して来るようにして欲しい。老人ばかりでは、福祉にならない。自然環境は素晴らしいが、文化環境がおそまつ。図書館の充実をして欲しい。(70 代・男性)
- 英国に住んでいた時の経験ですが、教会でコーヒー・紅茶を 30~50 円位で提供し、軽くクッキー等も付いていました。客も対応も高齢者が行い、コーヒーはインスタントです。居場所を提供し、生活リズムを整える事で、認知症の予防にも良いのではないかと思います。また、何げないスペースにベンチが置いてあり、散歩の途中で座れる配慮もありました。“ゆっくり生きていこうよ”とやさしい町三浦であって欲しいと思います。歩道をしっかり整備して下さい。お願いします。(60 代・女性)
- 福祉。このアンケートをちゃんと読んで、理解できる前提で送っていただいていると思いますが、世の中多様になり理解できない、読めない方が増えています。さて、そういう方への配慮はどうしたものでしょうか。仕事先で、指示が読めない。計算ができない。福祉って広い分野ですが「福祉→年より」と思いがちですが、若い人へも目を向ける必要もありますね。日本人と結婚した外国の方。(60 代・女性)
- だんだん年をとり、ふだんの買い物が心配です。ネットで買い物を出来るようにしていますが、実際に品物を見て買い物をしたいです。三崎地区はスーパーのバスが走っているようですが、初声地区は走っていません。市からスーパーに働きかけをしてほしいです。また、三崎口駅、三浦海岸駅に行きやすくするため、コミュニティバスを走らせてほしいです。または、京急に駅に行きにくい場所に「100 円バス」を走らせるよう働きかけをしてほしいです。仕事をしていた時の知識を生したボランティアをしたいと思っています。情報を広報等で知らせてほしいです。(70 代・女性)
- 福祉へ関係する人材が少なすぎるので育成に力を入れていただきたい。(50 代・男性)
- 城ヶ島公園に、外注でよいので、やきそば等おやつのキッチンカーの呼びよせ、1 日居られるように昼食、軽食販売、スベリ台等の遊具の設置、よこすかソレイユの丘の小さい規模であればゆっくりできると思います。(50 代・女性)
- このアンケートに答えながら、あらためて、考えさせられました。三浦の人口構成を考えると、高齢者が暮らしやすい手立てを増やしていただければ、安心感が増すと思います。それと同時に、若い世代が住んでみたいと、思える福祉が充実すれば、子育て世代も増えるのでは、と思います。(60 代・女性)
- 高齢化が進んでいる三浦なので福祉の重要性は理解する。その上で考えても福祉を充実させるためにも支える側のケアも重要。支える側が満されれば福祉も充実するもの

だと思う。何かを整備すれば見ためは良くなるはずだが、使う側、使われる側の意識が伴わなければいつまでも不満は消えないし、いつまでも整備しつづける事になると思う。啓発も大切だが、現実として目を向けるスキームが必要に感じる。本来三浦の人達は支えて、支えられて、コミュニケーションを取る文化に長けていると思っているが、昨今の犯罪や核家族化で他人を信頼する事などが薄れており、思いやる気持ちなどを育む事が重要なのではないかと感じる。上辺だけの福祉では、人は幸せにはならないと思うので、教育や各家族単位での意識向上を含め今後の活動に期待します。(40代・男性)

○三浦市の福祉政策が見えません。計画、施策、進捗状況、現状課題はどうなっていますか。(70代・女性)

○三浦市は高齢者が多く、人口が減っている、その上財政が大変な事を理解していますが、出来ることなら福祉に優しい町に努力して頂きたいと思います。宜しくお願い致します。(80代・女性)

○三浦市は人口が少ないのだから、もっと一人一人に対して手厚くできるのでは、ないでしょうか。健診などの通知も一切ない。三浦市は自己管理推奨なのですか?人口 11 万人の市でも定期的に健康、福祉に関するものが届いていました。もっと細部にまで目を向けて対応して下さい。三浦市から送られてくる物は、納税通知書とアンケートだけ。自分のことを考えてくれない市のアンケートになど答えたくないというのが正直な気持ちだ。今、市民に何が出来ていないかを他の市を参考にしてみたらどうでしょうか。三浦市民はどうあるべきなんですか。(50代・女性)

○福祉に携わる方は特に、弱者に対して、優しい対応をして頂きたいです。高齢になると、障害を持つと、自分としては、「正しく生きたい、わらないことはきちんと確認したい」と意欲を持っていても、社会的に不利を受けることが多々あります。行政の窓口に行き、おどおどしながら、質問事項を発した時に、何が解らなくて、何を知りたいと欲しているのか洞察して、私が納得できる様に説明してくれる方もおりますが、これはこうです。と知識を一方的に話し、そこが解らないですと返答を言えない状況に追い込まれる時もありました。本当に頭のいい方や深い知識を持たれている方は、難しい事をかみ砕いて、優しく説明できると思います。行政(三浦市)の方は優しい方がたくさんいらっしゃいますが、まれに悲しい思いをします。人は立場が弱いほど敏感になります。人を大切にすることというのは共感の意を相手に伝えることだと思います。あなたの聴きたいこと、気持ちはわかりましたよということをきちんと伝えて支援の手を差し伸べ

ていただけたらうれしいです。三浦市に住んで良かったと、心豊かに生きることができ
る様にみなさんの力をかして下さい。よろしくお願い致します（70代・女性）

○一義的に行政、それも基礎自治体が担うべきである。地域やボランティアに頼るのは責
任の放棄だ。人や税収が少なく金がないなら、知恵を出そう、汗をかこう。役所が本気
になれば住民もその気になる。観光頼み市外企業頼みばかりでない市民を大事にする
市政をお願いします。蛇足こういうアンケートも発布回収などもっと低コストを考
えてもよいのでは？もったいないから市庁舎ポストへ投げ込みます。（50代・男性）

○基本的には、個々人の思考と価値観によるもの。幼少期における、家庭教育が最も重要。
しかしながら、近年においては、多様な考え方が現実として存在する。余計なお世話と
いう様な考え方。弱者に対しては、ささやかな思いやりが、自然と出来る社会であって
欲しい。又、自分自身はなるべく世話にならない様、生きていきたいと思います。（70
代・男性）

○各年代に平等に福祉の恩恵が受けられるようにお願いします。（70代・女性）

○地域に民生委員さんがいますが、それぞれの民生委員さんの活動が、かなり差がある様
に思います。ただ一人でするのは大変だと思いますので地域に2名くらいいて、一緒に
行動(活動)出来ればやりやすいのではと思います。（70代・女性）

○みんなが住みやすい町を作ってください。（40代・男性）

○みんなが相手を思いやる文化や風土が育つ三浦市の街づくりに期待します。三浦市の
人口減少が進む中、三浦市に人々を集める企画やプログラムの立案等が必要と考えま
す。（70代・男性）

三浦市地域福祉計画（第5期）

令和7年（2025年）3月

編集・発行

三浦市役所 保健福祉部福祉課

〒238-0298

三浦市城山町 1-1

TEL 046-882-1111 (356)

FAX 046-881-0148

Email hoken0101@city.miura.kanagawa.jp